

静岡市子ども・子育て支援事業計画【案】

(令和7年度～令和11年度)

静 岡 市

目 次

第1章 静岡市子ども・子育て支援事業計画について

第1節 策定の背景と目的	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	4
第4節 計画の対象	4

第2章 静岡市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

第1節 子ども・子育てを取り巻く現状	5
第2節 調査結果からみた静岡市の現状	17
第3節 課題	48

第3章 幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業

第1節 提供区域の設定	49
第2節 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	53
1 量の見込み	53
2 提供体制の確保の内容及びその実施時期	54
3 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	71
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	72
第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	73
1 量の見込み	73
2 提供体制の確保の内容及びその実施時期	74
第4節 幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の円滑な利用と質の向上のための取組	106
1 外国につながりのある幼児への支援・配慮	106
2 幼児期の教育・保育等の質の確保及び向上	106
3 児童虐待防止対策の充実	107
4 ひとり親家庭の自立支援の推進	107
5 障がい児施策の充実	107
6 職業生活と家庭生活との両立の推進	108
7 関係機関相互の連携の推進	108

第4章 計画の推進

第1節 推進体制	109
第2節 計画の点検・評価	109
第3節 計画、制度等の周知	109

静岡市子ども・子育て支援事業計画について

第1節 策定の背景と目的

我が国の子どもたちを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化の進展や世帯構造の変化により、ライフスタイルや価値観が多様化し、生活環境が変化する中、児童虐待やひきこもりなどの家庭をめぐる課題、つながりの希薄化といった地域社会をめぐる課題が指摘されています。

また、子どもの自殺やいじめなどの生命・安全の危機、孤独・孤立の顕在化、格差拡大への懸念なども社会全体の課題となっています。

こうした社会情勢を背景に、令和5年4月、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」は、「日本国憲法」及び「児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」といいます。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。また、同じく令和5年4月、「こども家庭庁」が発足し、同年12月には、こども基本法の理念に基づき、子ども政策を総合的に推進するための政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現が目指されています。

本市では、従前より、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく「静岡市子ども・子育て支援プラン」と、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子ども・若者ビジョン」に基づく「第2次静岡市子ども・若者育成プラン」の2つの計画の下、子ども・子育て及び若者支援施策に取り組み、こうした施策の一体的な推進を図るため、令和2年度に両計画を「静岡市子ども・子育て・若者プラン」に統合し、子ども・子育て・若者に関する支援施策を展開しているところです。

そうした中、この「静岡市子ども・子育て・若者プラン」の一部である「第2期静岡市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度末をもって終了することから、本計画は、引き続き、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うにあたり、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図ることを目的とした、「第3期静岡市子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

|| 第2節 計画の位置づけ

本市では、本計画を「子ども・子育て支援法」第61条第1項に規定する、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画に行うにあたりこれらの提供体制の確保等を図るための「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけます。

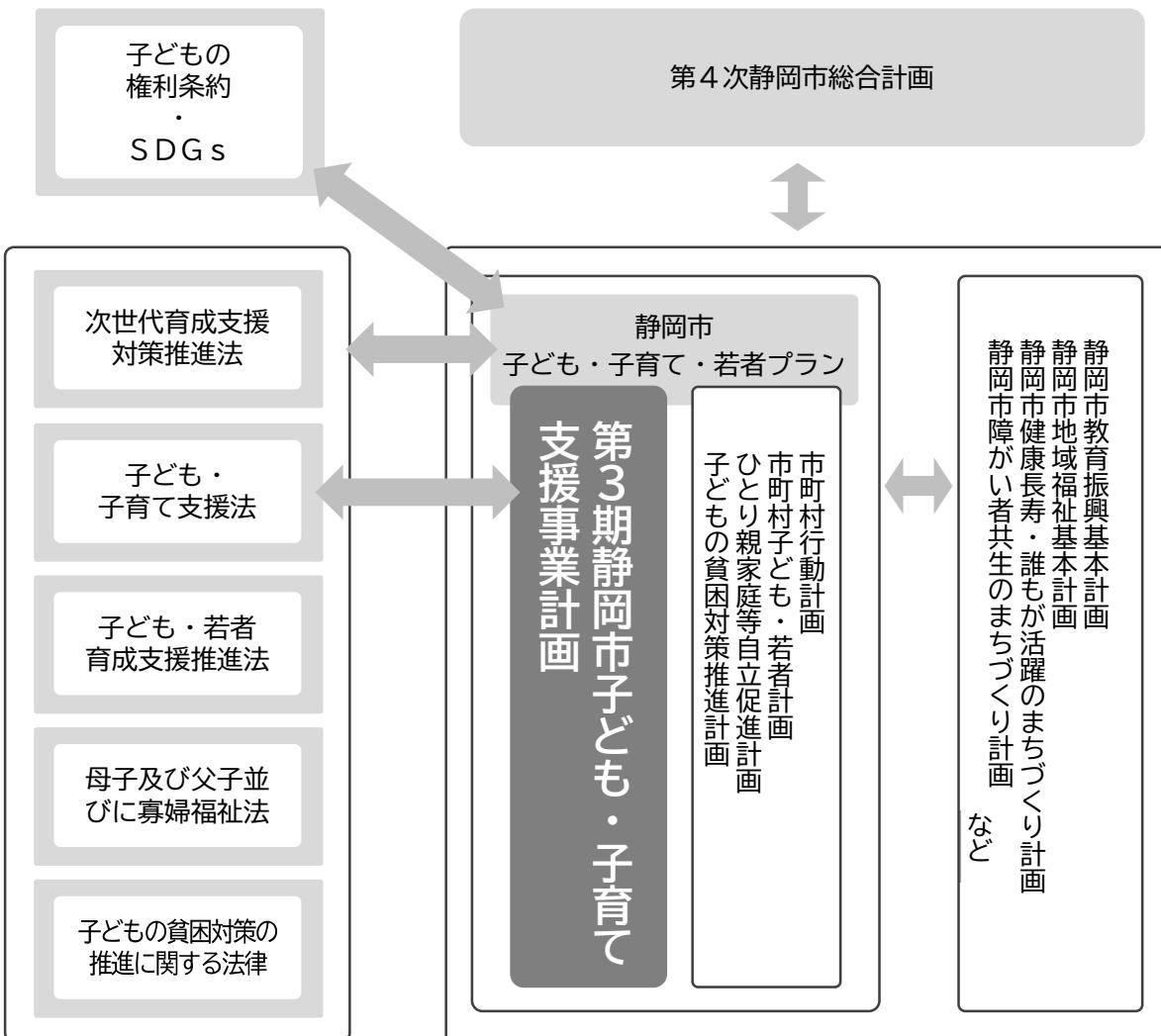
なお、本計画は、「静岡市子ども・子育て・若者プラン」に包含される計画です。「静岡市子ども・子育て・若者プラン」は、「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」及び「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「市町村子ども・若者計画」として位置づけられています。

また、子ども・若者に関わる様々な支援施策をより総合的かつ効果的に推進するために、「静岡市子ども・子育て・若者プラン」の一部は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえた「子どもの貧困対策推進計画」として位置づけられています。

「静岡市子ども・子育て・若者プラン」

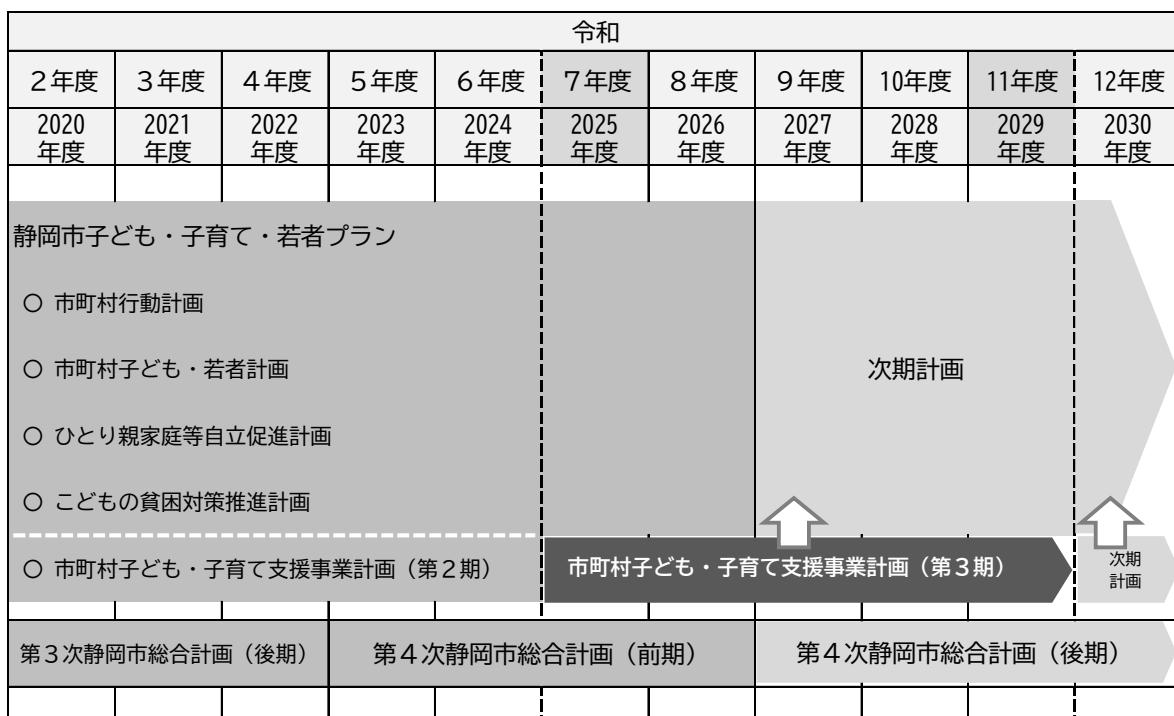
内 容	根拠法令
市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法
市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法
市町村子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法
ひとり親家庭等自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法
子どもの貧困対策推進計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律

「静岡市子ども・子育て・若者プラン」は、「静岡市総合計画」、「子どもの権利条約」及びSDGsの観点等を踏まえるとともに、「静岡市教育振興基本計画」、「静岡市地域福祉基本計画」、「静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画」及び「静岡市障がい者共生のまちづくり計画」等、関係する各分野の計画と連携・整合を図っています。



|| 第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、各年度において、実施状況や実績等について点検・評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。



|| 第4節 計画の対象

本計画の対象は、主に小学生以下の子どもとします（施策によっては、中学生以降の子ども・若者、妊婦、保護者も対象となります）。

また、本計画の内容は、本市が認定こども園などの民間事業所、子育て支援団体、地域や企業などと密接に連携・協働して取り組んでいくものです。

静岡市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

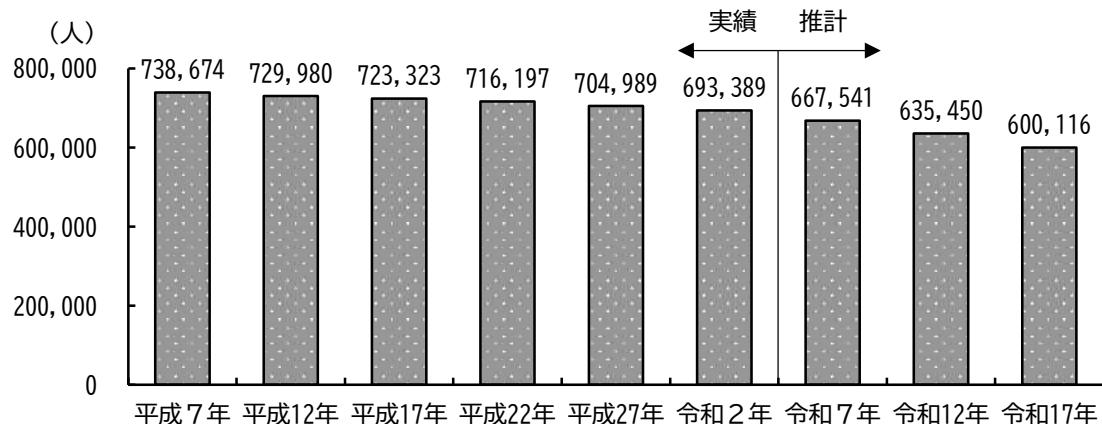
||第1節 子ども・子育てを取り巻く現状

1 人口の推移

本市は、平成15年（2003年）に旧静岡市と旧清水市が合併して70万人都市として新たに誕生し、平成17年（2005年）には指定都市となりました。その後、平成18年（2006年）に旧蒲原町、平成20年（2008年）に旧由比町と合併しましたが、平成7年（1995年）以降の人口をみると、平成7年（1995年）をピークに減少し続けています。

今後も人口は減少傾向にあり、令和17年（2035年）には、約60万人になると推計されています。

<図1 静岡市の人口の推移と将来推計>

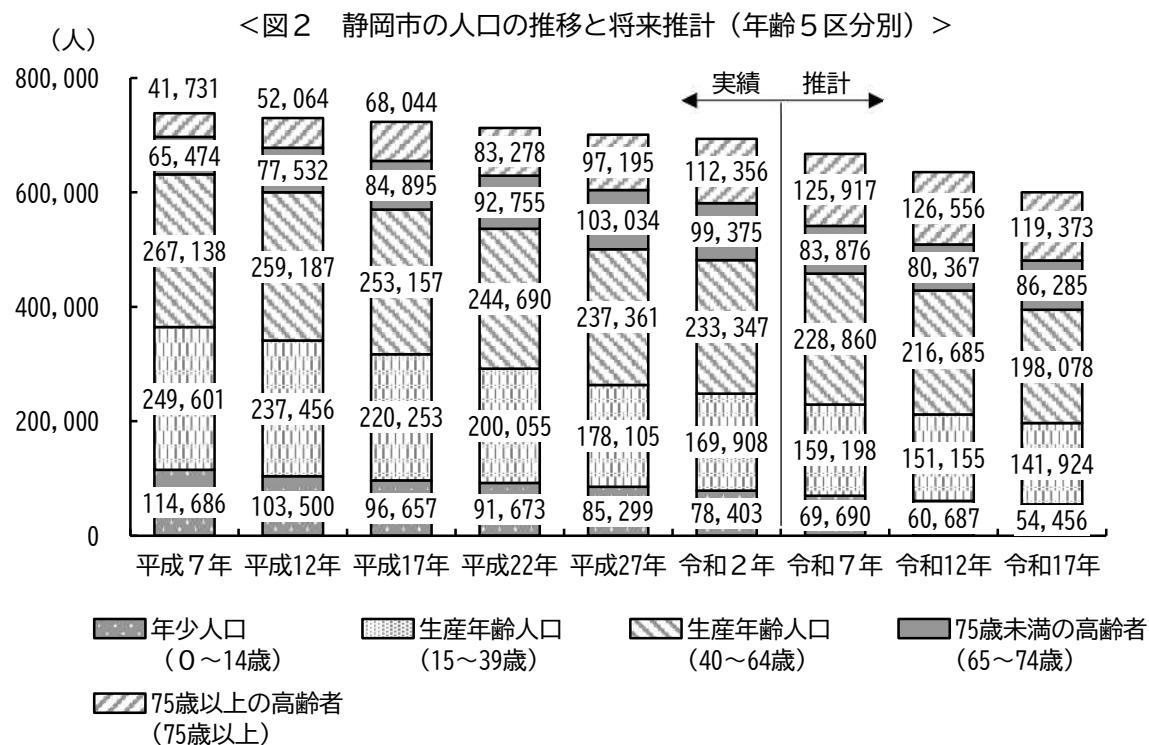


※ 不詳を含む

資料：令和2年までは総務省「国勢調査」、令和7年からは「静岡市将来推計人口（市独自推計）」を基に作成

本市の平成7年（1995年）以降の人口を年齢別（5区分）でみると、年少人口（0～14歳）は、平成7年（1995年）は114,686人でしたが、令和2年（2020年）には78,403人まで減少しています。今後も同様の傾向が見込まれており、令和17年（2035年）には年少人口は54,456人まで減少すると推計されています。

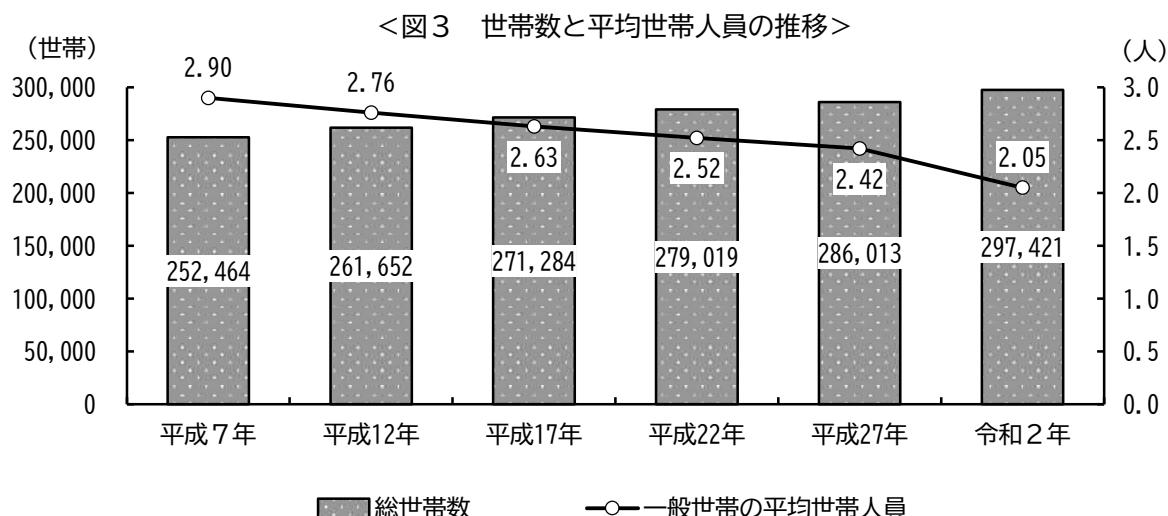
一方、老人人口（65歳以上）は、平成7年（1995年）は107,205人でしたが、令和2年（2020年）は211,731人まで増加しています。今後は減少の傾向が見込まれており、令和17年（2035年）には老人人口は205,658人まで減少すると推計されています。



2 世帯数の推移

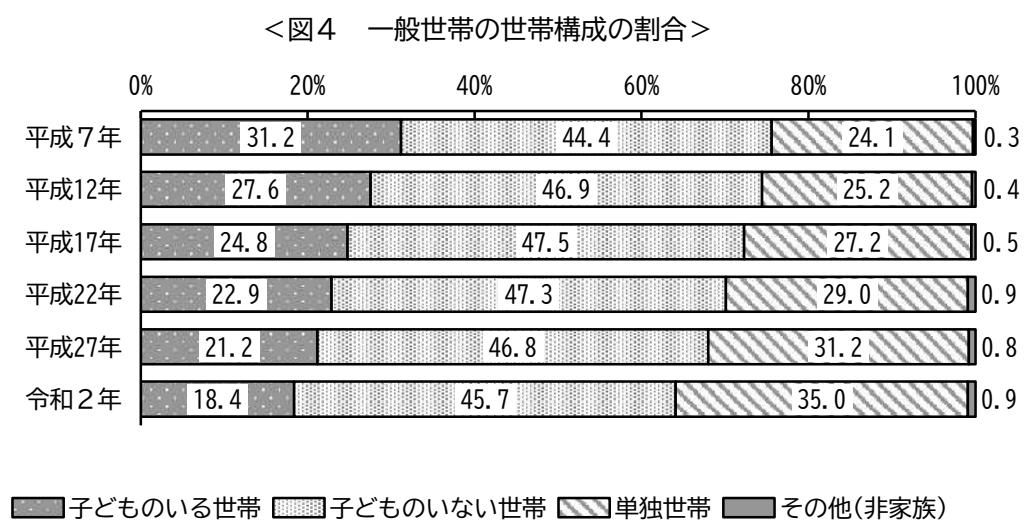
本市の平成7年（1995年）以降の世帯数は、令和2年（2020年）にかけて毎年増加している一方で、平均世帯人員は減少しています。

また、一般世帯の世帯構成の割合をみると、子どものいる世帯の割合が減少しています。さらに、子どものいる一般世帯構成の割合では、核家族世帯の割合が増え、祖父母・両親・子どもで構成される3世代等の核家族以外の世帯の割合が減少しています。



※ 総世帯数：一般世帯のほか施設等の世帯全てを含む

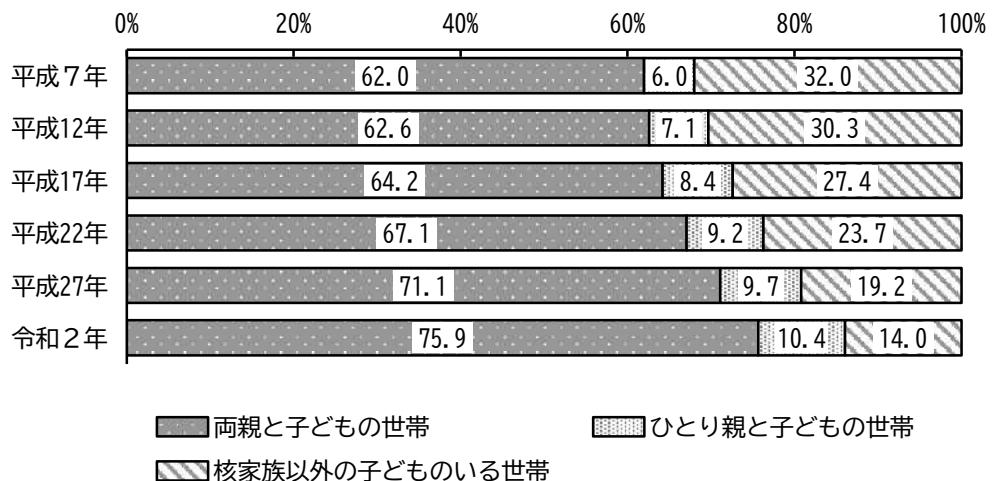
資料：総務省「国勢調査」



※ 子どもは18歳未満。また、施設等世帯は除く

資料：総務省「国勢調査」

<図5 子どものいる一般世帯構成の割合>



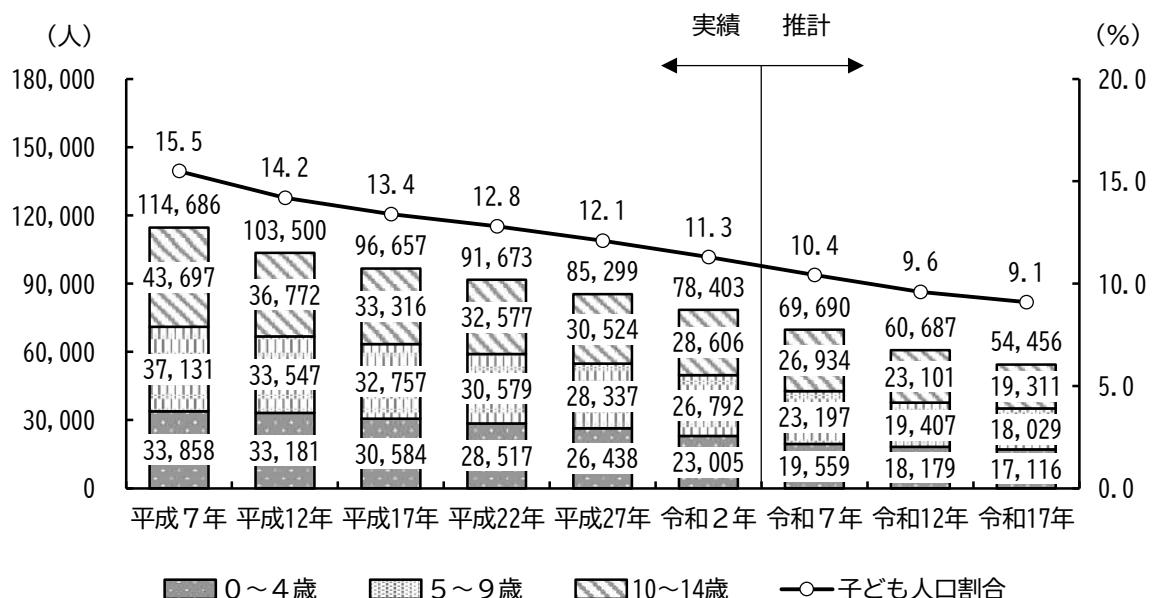
※ 子どもは18歳未満。また、施設等世帯は除く

資料：総務省「国勢調査」

3 子どもの数の推移

本市の年齢（5歳階級）別の子どもの数を平成7年（1995年）と令和2年（2020年）とで比較すると、0～4歳で32.1%の減、5～9歳で27.8%の減、10～14歳で34.5%の減となっています。今後について、令和2年（2020年）と令和17年（2035年）の推計値を比較すると、0～4歳で25.6%の減、5～9歳で32.7%の減、10～14歳で32.5%の減が見込まれています。

<図6 静岡市の子どもの数の推移と将来推計>



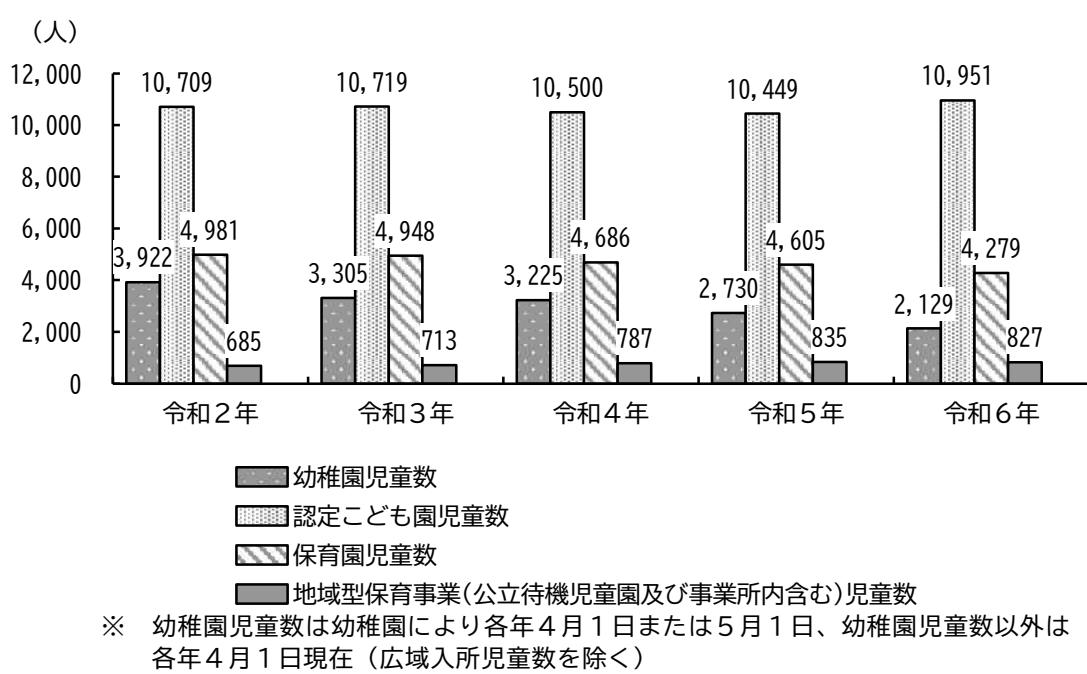
資料：令和2年までは総務省「国勢調査」、令和7年からは「静岡市将来推計人口（市独自推計）」を基に作成

4 幼稚園・認定こども園・保育園・地域型保育事業・学校の児童数・生徒数の推移

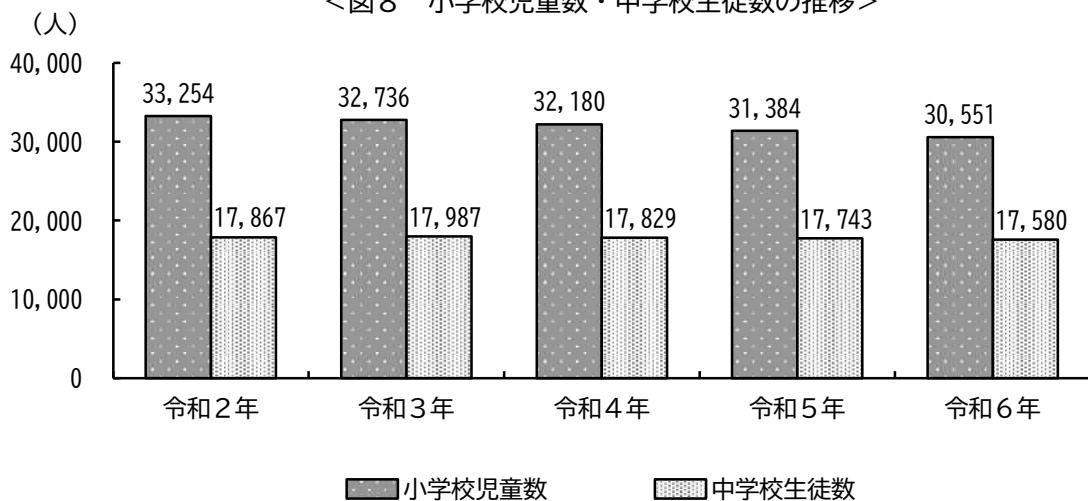
令和2年(2020年)以降の幼稚園児童数と保育園児童数をみると、年々減少しています。一方、認定こども園児童数と地域型保育事業児童数では増減を繰り返しており、令和6年(2024年)で認定こども園児童数は、10,951人となっています。

また、小学校児童数と中学校生徒数は、減少傾向となっています。

<図7 幼稚園・認定こども園・保育園・地域型保育事業の児童数の推移>



<図8 小学校児童数・中学校生徒数の推移>



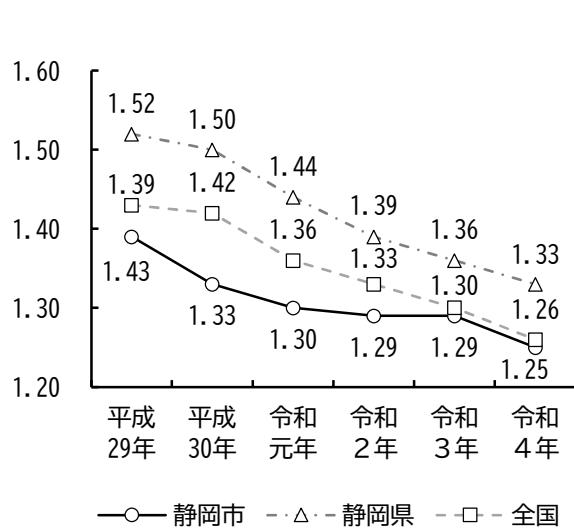
5 出生数の推移

本市の平成29年（2017年）以降の合計特殊出生率は、低い数値で推移しており、令和4年（2022年）は1.25（全国1.26）となっています。

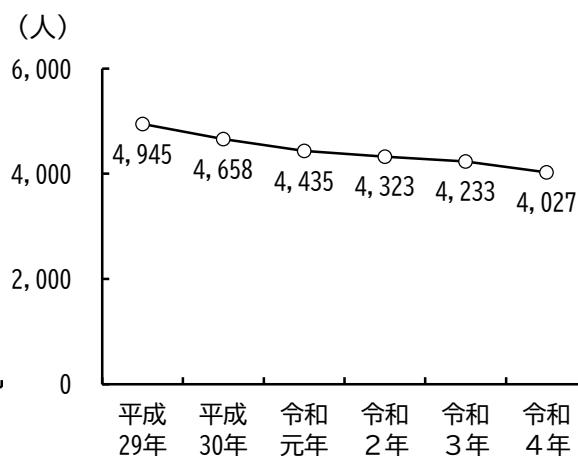
平成29年（2017年）以降の出生数をみると、年々減少しており、令和4年（2022年）には4,027人に減少しています。

また、人口自然増加率について各指定都市と比較してみると、本市の人口自然増加率は最も低い状況にあります。

<図9 合計特殊出生率の推移>



<図10 出生数の推移>



資料：「住民基本台帳」

資料：厚生労働省「人口動態統計」等

※ 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別の出生率を合計したもので、一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを生むかを表している。合計特殊出生率が2.08を下回ると、人口は減少に転ずるといわれている。

<図11 各指定都市の人口自然増加率>

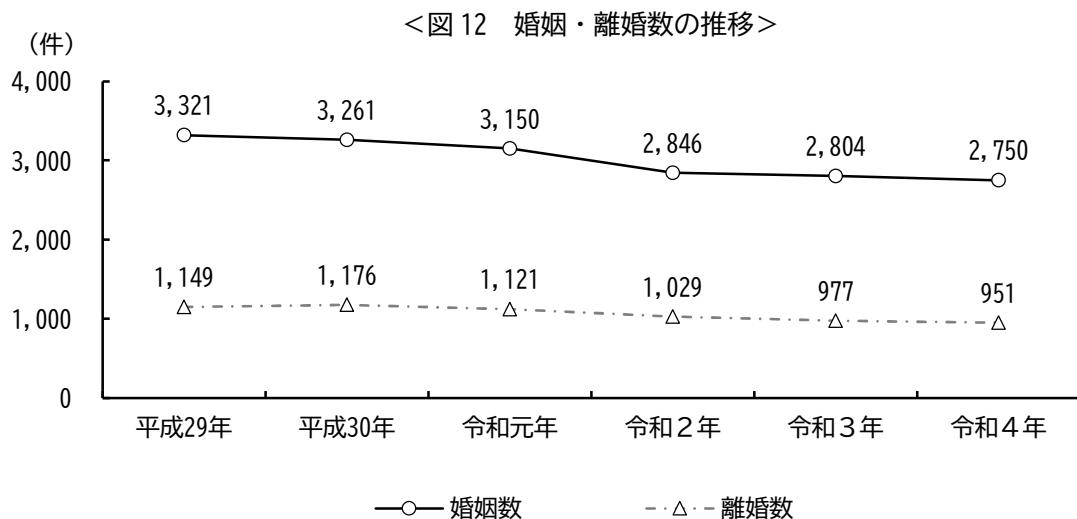
指定都市	出生	死亡	自然増加	指定都市	出生	死亡	自然増加
札幌市	5.7	11.9	△6.3	名古屋市	7.0	11.2	△4.2
仙台市	6.4	9.9	△3.5	京都市	5.8	11.8	△6.1
さいたま市	7.2	9.9	△2.7	大阪市	6.7	12.4	△5.7
千葉市	5.9	11.1	△5.2	堺市	6.5	12.5	△6.0
横浜市	6.1	10.4	△4.3	神戸市	5.9	11.9	△6.0
川崎市	7.3	8.8	△1.5	岡山市	7.2	11.2	△4.0
相模原市	5.7	11.0	△5.3	広島市	7.0	10.2	△3.2
新潟市	6.1	12.9	△6.9	北九州市	6.4	13.9	△7.5
静岡市	5.8	13.6	△7.8	福岡市	7.5	8.9	△1.4
浜松市	6.3	12.0	△5.7	熊本市	7.8	11.2	△3.3

資料：厚生労働省「人口動態統計」（令和4年）

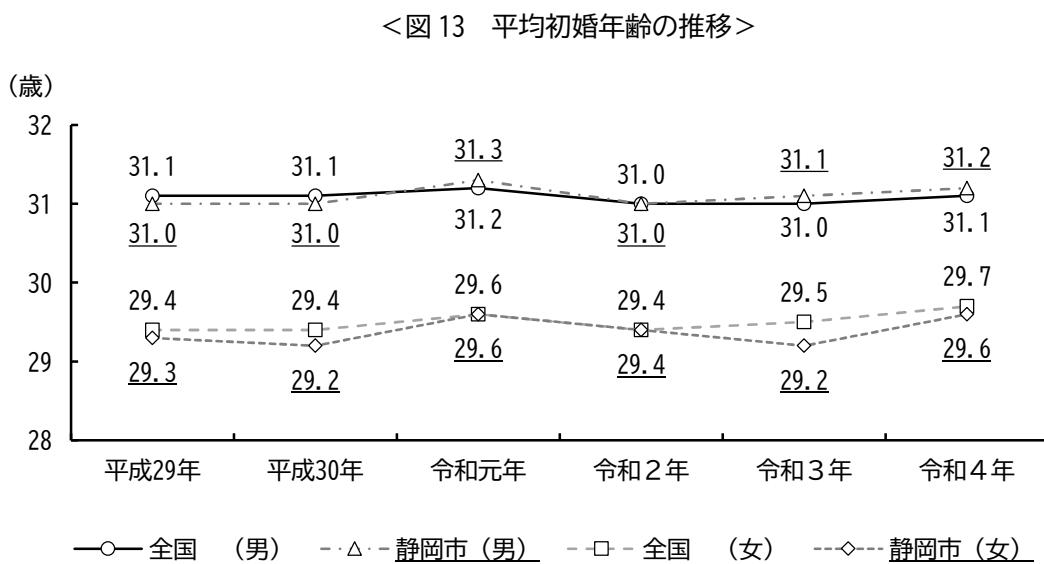
6 婚姻・離婚数の推移

本市の平成29年（2017年）以降の婚姻数は、減少傾向にあり、平成29年（2017年）と令和4年（2022年）を比較すると571件減少しています。離婚数も平成30年（2018年）以降減少しています。

また、平均初婚年齢は、令和4年（2022年）では男性が31.2歳（全国31.1歳）、女性が29.6歳（全国29.7歳）となっています。



資料：静岡市「静岡市統計書」

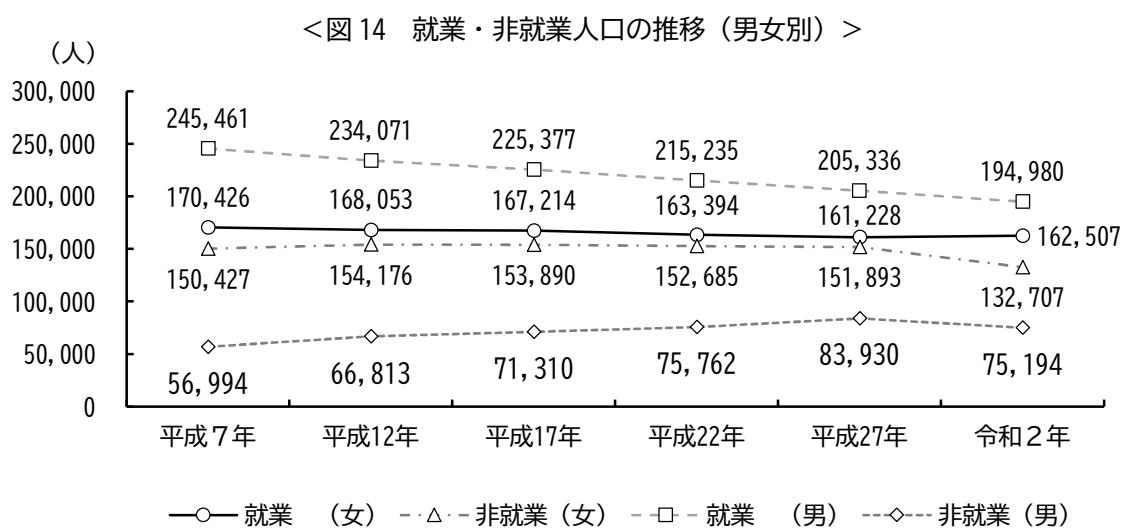


資料：厚生労働省「人口動態統計」

7 就業人口等の推移

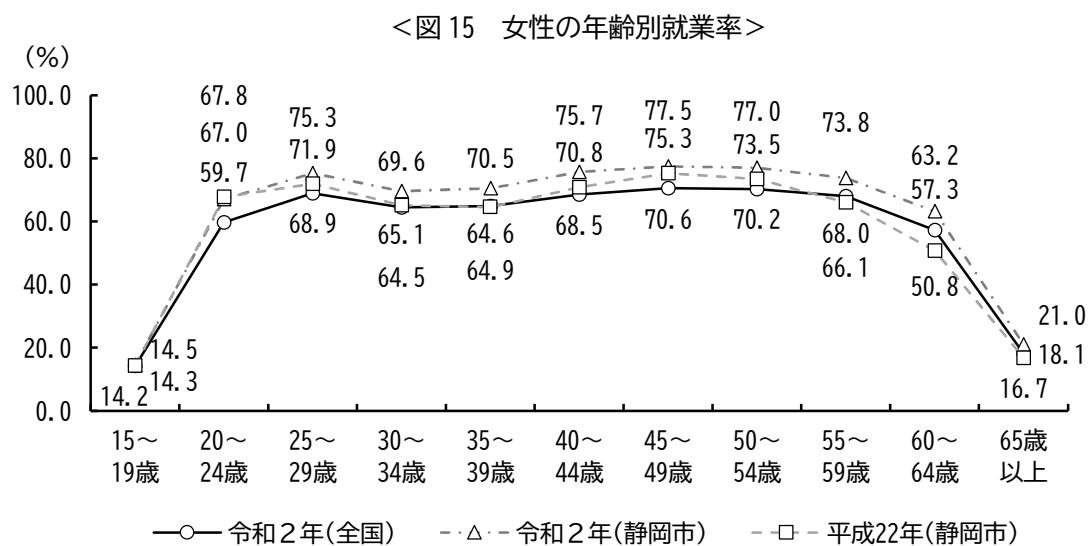
本市の平成7年（1995年）以降の就業人口は、男女ともに減少の傾向にあり、男女別にみると男性の就業・非就業の人口数が大きく離れているのに対して、女性の就業・非就業の人口数は同程度にあることが特徴として上げられます。

また、女性の年齢別就業率をみると、30代を谷とするいわゆるM字カーブとなっています。これは結婚・出産・育児等の要因により一旦離職した女性が、子育て等が一段落すると再び職に就くという傾向が背景にあるとされており、全国の動向と類似した傾向を示しています。一方、M字カーブの谷となっている30代前後の女性就業率の推移をみると、増加傾向となっており、令和2（2020年）では72.9%となっています。



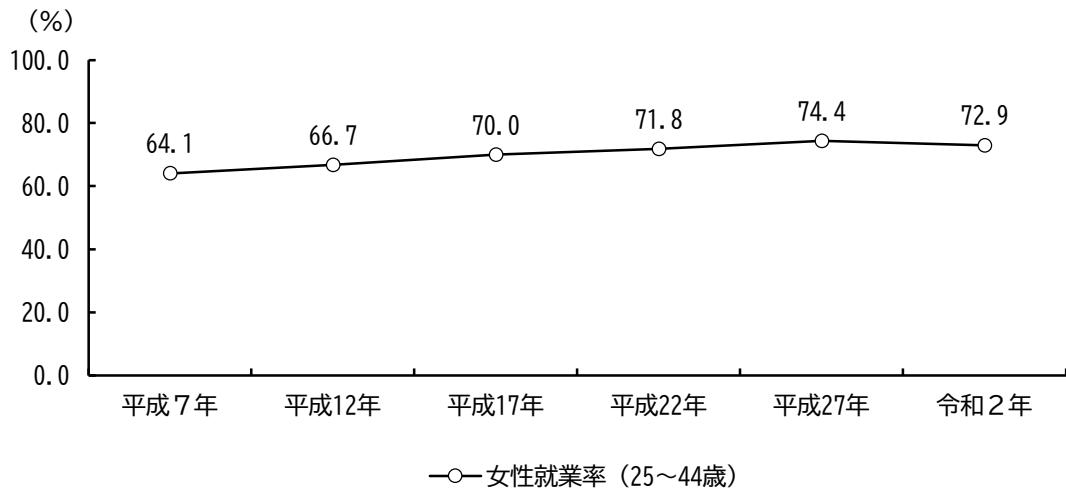
※ 就業には、失業者（就職活動中）を含む

資料：総務省「国勢調査」



資料：総務省「国勢調査」

<図16 女性就業率の推移>

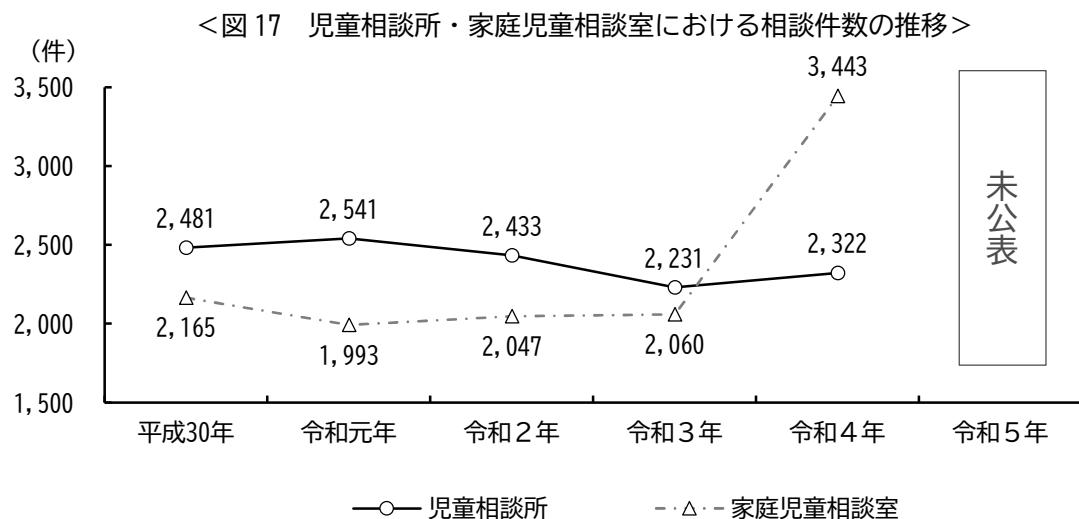


資料：総務省「国勢調査」

8 児童相談所及び家庭児童相談室における相談状況

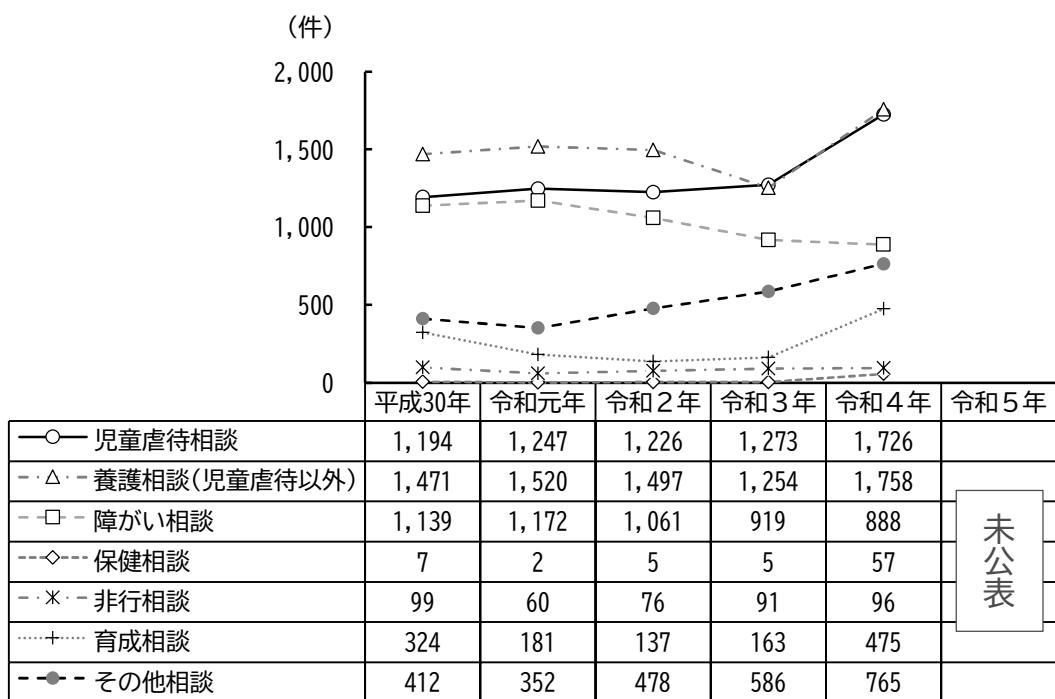
平成30年（2018年）以降の児童相談所における相談件数は、令和3年（2021年）まで減少傾向にありましたが、令和4年（2022年）には増加に転じています。また、家庭児童相談室の相談件数は、平成30年（2018年）以降、増加傾向となっています。

相談内容別では、養護相談（児童虐待以外）と児童虐待相談が多く、いずれも増加傾向にあります。適切な養育が受けられない子どもの増加や子育て家庭の孤立化、子育てに関する不安や悩みの高まり等が相談件数の増加につながっていることが考えられます。



資料：「静岡市児童相談所、子ども家庭課」

<図18 児童相談所・家庭児童相談室における相談内容別にみた相談件数の推移>

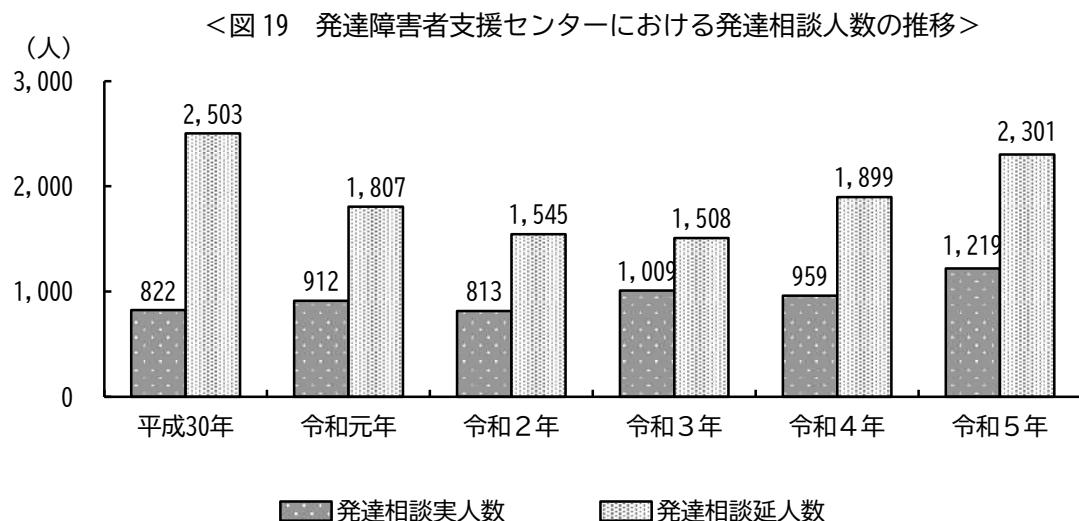


資料：「静岡市児童相談所、子ども家庭課」

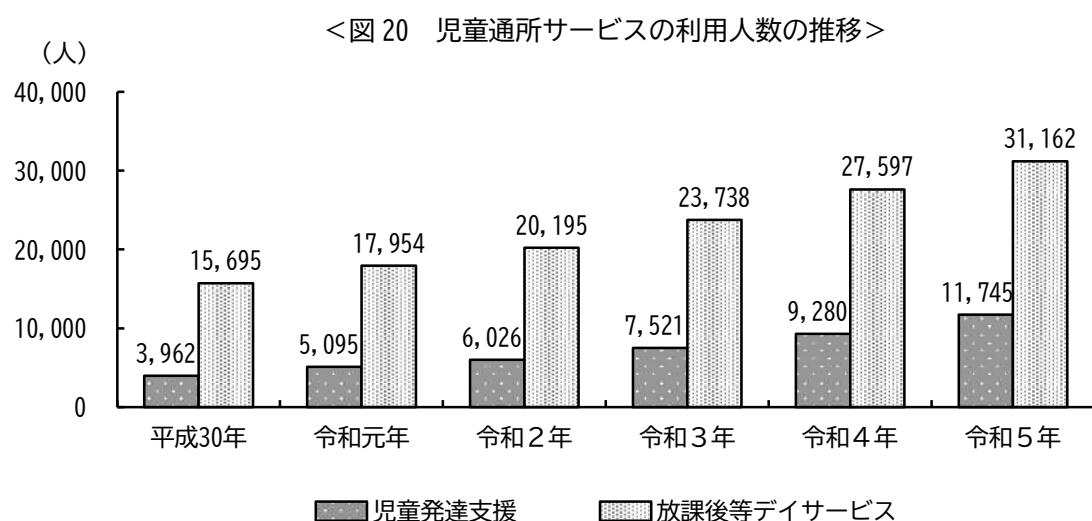
9 障がい児の状況

平成30年（2018年）以降の発達障害者支援センターにおける発達相談の延人数は、令和3年（2021年）まで減少していましたが、令和4年（2022年）以降は増加しています。

また、児童通所サービスの利用人数は児童発達支援と放課後等デイサービスのいずれも増加傾向となっています。



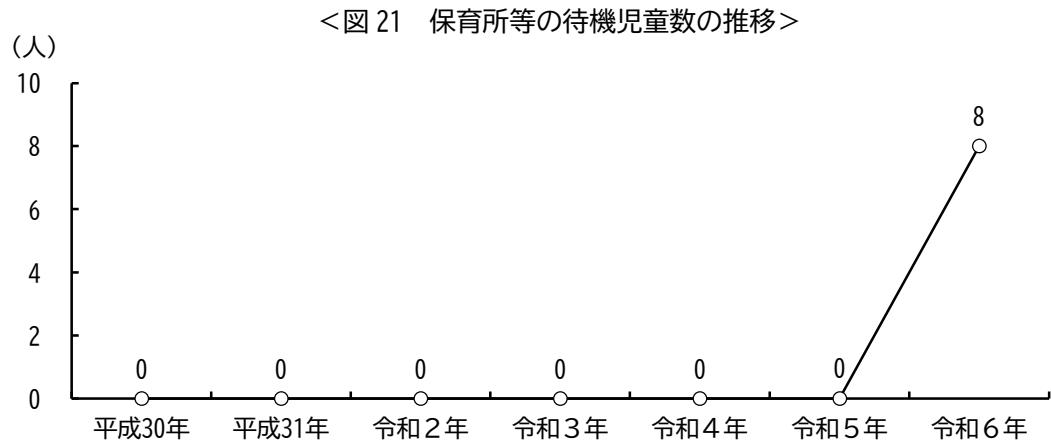
資料：「静岡市障害福祉企画課」



資料：「静岡市障害者支援推進課」

10 保育所等の待機児童の状況

平成30年（2018年）以降の保育所等の待機児童数は、令和5年まで0人でしたが、令和6年（2024年）に8人になっています。

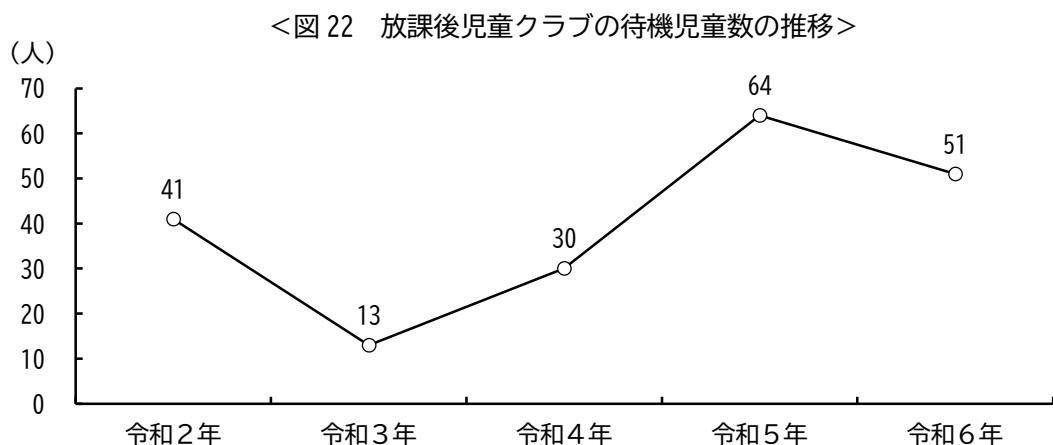


※ 各年4月1日現在

資料：「静岡市子ども未来課」

11 放課後児童クラブの待機児童の状況

令和2年（2020年）以降の放課後児童クラブの待機児童数は、令和3年（2021年）に減少して以降、増加の傾向にあります。



※ 各年5月1日現在

資料：「静岡市子ども未来課」

||第2節 調査結果からみた静岡市の現状

1 静岡市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」概要

① 調査の目的

本計画における子ども・子育て支援給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込み等を設定する上で基礎資料とするため、市民の子育てに関する生活実態や子育て支援の利用状況、利用希望等のニーズを把握することを目的として実施しました。

② 調査の設計

- 1 調査地域 静岡市内全域
- 2 調査対象 就学前児童用：就学前児童（0～5歳）を養育する保護者 5,000人
就学児童用：小学生（1年生～6年生）を養育する保護者 2,000人
- 3 抽出方法 住民基本台帳からの無作為抽出
- 4 調査方法 郵送配布、郵送回収・WEB回答
- 5 調査期間 郵送回答：令和5年12月1日～令和5年12月31日
WEB回答：令和5年12月1日～令和6年1月12日

③ 調査の回収結果

	発送数	郵送回収数	WEB回答	有効回収数※	有効回収率
就学前児童用	5,000人	1,364人	1,047人	2,411人	48.2%
就学児童用	2,000人	479人	444人	923人	46.2%

※ 有効回収数とは、回収数から白紙回答などの無効回答を除いた数のことです。

④ 調査結果の表示方法

- ・比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- ・基準となるべき調査数は、Nと表示しており、回答比率はこれを100%として算出しています。
- ・複数の回答が許されている設問においては、回答比率の合計が100%を超えることがあります。

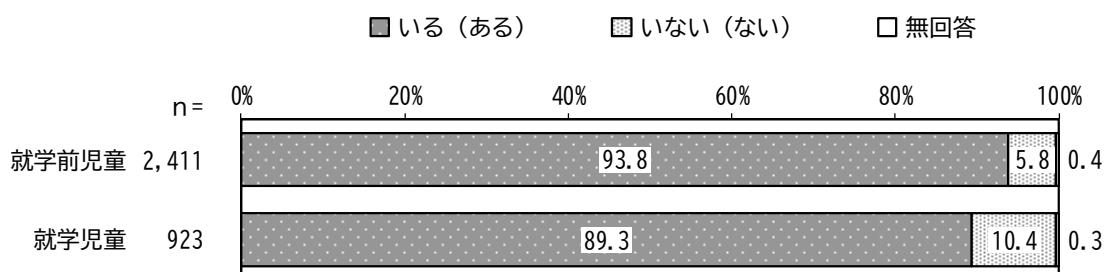
2 静岡市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果

以下、主な調査結果について説明します。

① 相談相手（場所）の有無（単数回答）

就学前児童では、「いる（ある）」が93.8%、「いない（ない）」が5.8%となっています。

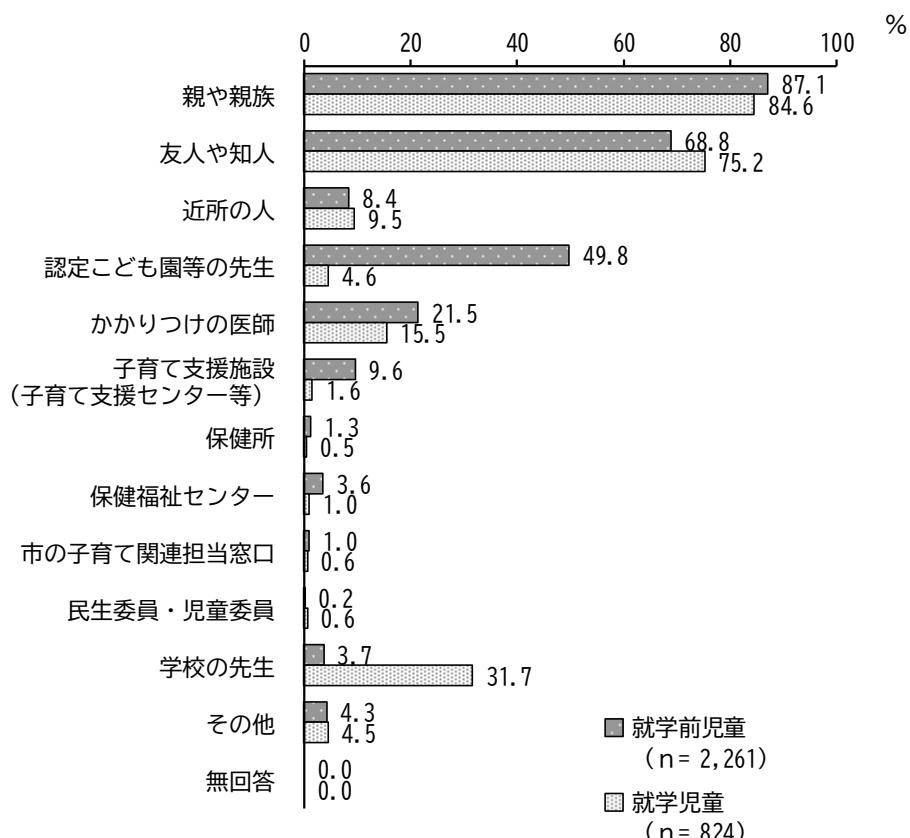
就学児童では、「いる（ある）」が89.3%、「いない（ない）」が10.4%となっています。



② 相談相手（場所）（複数回答）

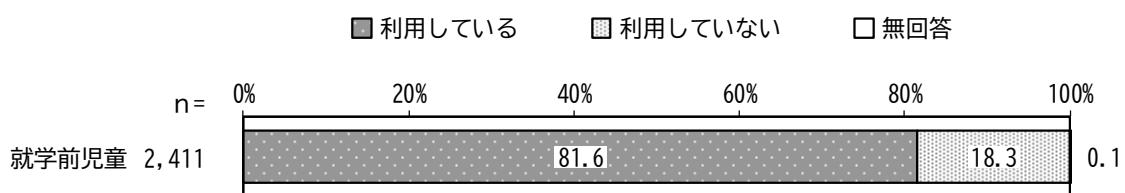
就学前児童では、「親や親族」が87.1%と最も高く、次いで「友人や知人」が68.8%、「認定こども園等の先生」が49.8%、「かかりつけの医師」が21.5%などとなっています。

就学児童では、「親や親族」が84.6%と最も高く、次いで「友人や知人」が75.2%、「学校の先生」が31.7%、「かかりつけの医師」が15.5%などとなっています。



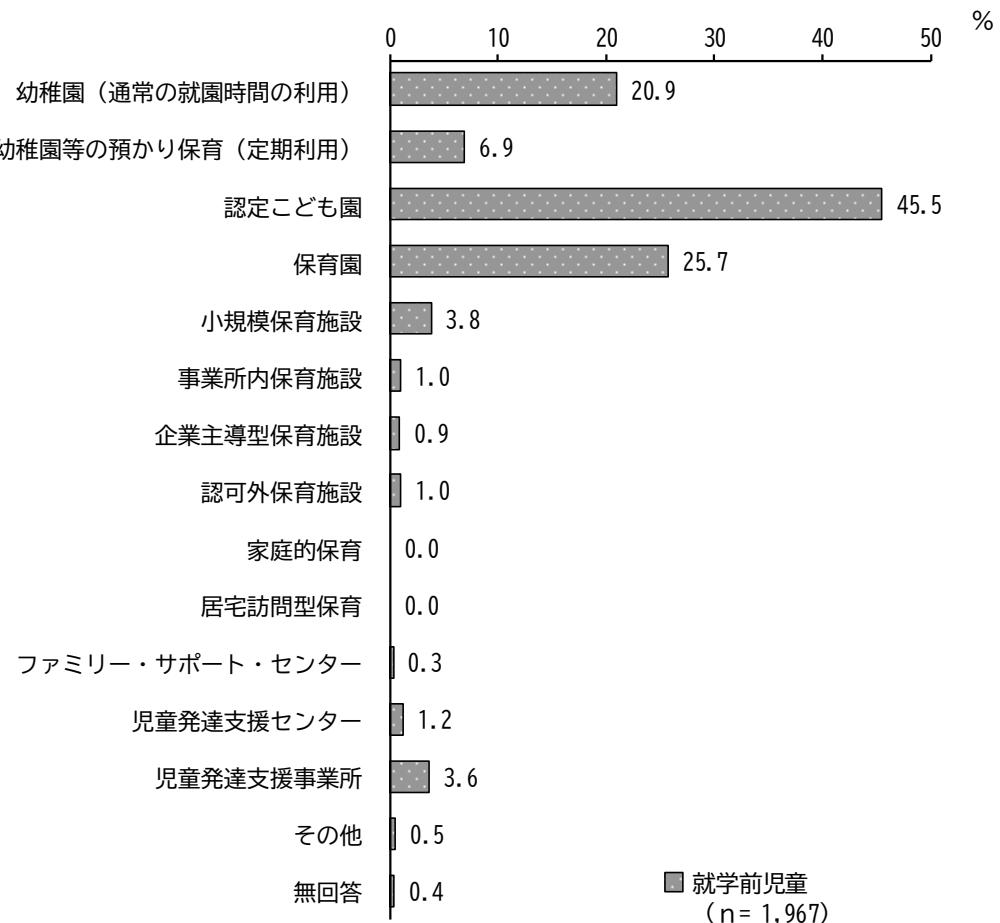
③ 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無（単数回答）

「利用している」が81.6%、「利用していない」が18.3%となっています。



④ 平日の定期的な教育・保育事業として利用している事業（複数回答）

「認定こども園」が45.5%と最も高く、次いで「保育園」が25.7%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が20.9%、「幼稚園等の預かり保育（定期利用）」が6.9%、「小規模保育施設」が3.8%などとなっています。



【年齢別】

年齢別にみると、“0歳”では「保育園」が最も高くなっています。“1歳”～“5歳”では「認定こども園」が最も高くなっています。

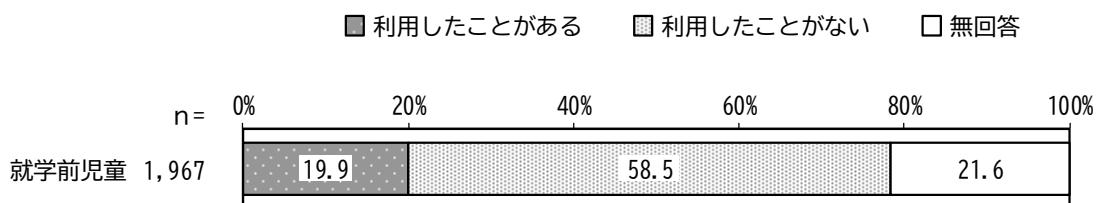
(上段：実数、下段：%)

	調査数	幼稚園 (通常の就園時間の利用)	幼稚園等の預かり保育(定期利用)	認定こども園	保育園	小規模保育施設	事業所内保育施設	企業主導型保育施設
0歳	121	—	2	46	49	15	3	1
	100.0	—	1.7	38.0	40.5	12.4	2.5	0.8
1歳	250	—	3	97	92	31	5	8
	100.0	—	1.2	38.8	36.8	12.4	2.0	3.2
2歳	308	56	9	124	89	24	5	7
	100.0	18.2	2.9	40.3	28.9	7.8	1.6	2.3
3歳	419	120	28	195	96	2	2	—
	100.0	28.6	6.7	46.5	22.9	0.5	0.5	—
4歳	417	96	40	222	91	—	1	1
	100.0	23.0	9.6	53.2	21.8	—	0.2	0.2
5歳	451	139	53	210	88	3	3	1
	100.0	30.8	11.8	46.6	19.5	0.7	0.7	0.2
無回答	1	—	—	1	—	—	—	—
	100.0	—	—	100.0	—	—	—	—

	認可外保育施設	家庭的保育	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート・センター	児童発達支援センター	児童発達支援事業所	その他	無回答
0歳	1	—	—	—	1	—	3	1
	0.8	—	—	—	0.8	—	2.5	0.8
1歳	10	—	—	2	5	7	2	2
	4.0	—	—	0.8	2.0	2.8	0.8	0.8
2歳	1	—	—	1	4	8	2	—
	0.3	—	—	0.3	1.3	2.6	0.6	—
3歳	2	—	—	2	3	13	—	2
	0.5	—	—	0.5	0.7	3.1	—	0.5
4歳	2	—	—	—	5	23	—	—
	0.5	—	—	—	1.2	5.5	—	—
5歳	3	—	—	1	5	20	3	2
	0.7	—	—	0.2	1.1	4.4	0.7	0.4
無回答	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—

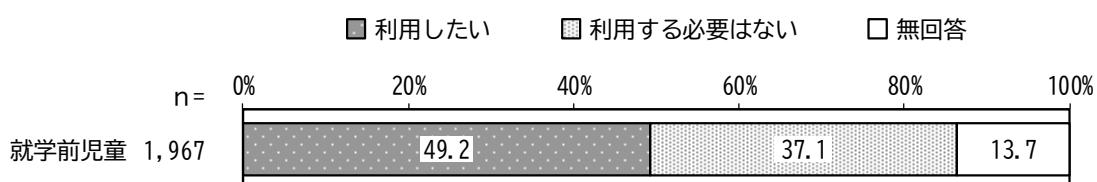
⑤ 平日の定期的な教育・保育事業の18時以降の利用の有無（単数回答）

「利用したことがある」が19.9%、「利用したことがない」が58.5%となっています。



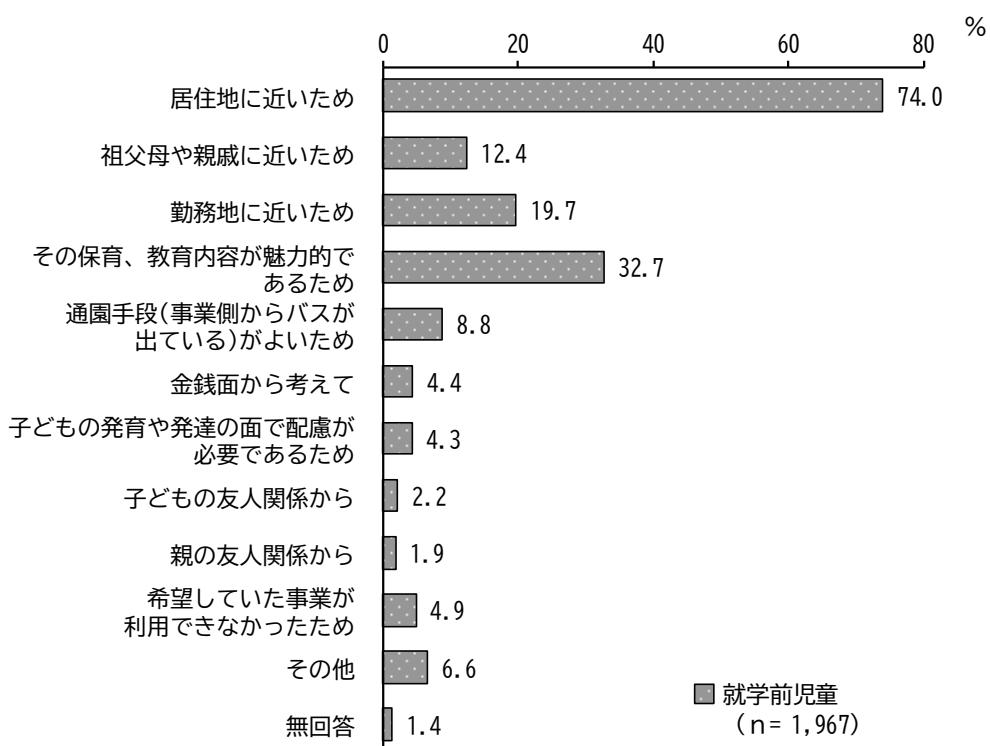
⑥ 平日の定期的な教育・保育事業の18時以降の今後の利用希望（単数回答）

「利用したい」が49.2%、「利用する必要はない」が37.1%となっています。



⑦ 現在利用している平日の定期的な教育・保育事業を選んだ理由（複数回答）

「居住地に近いため」が74.0%と最も高く、次いで「その保育、教育内容が魅力的であるため」が32.7%、「勤務地に近いため」が19.7%、「祖父母や親戚に近いため」が12.4%、「通園手段(事業側からバスが出ている)がよいため」が8.8%などとなっています。



【事業別】

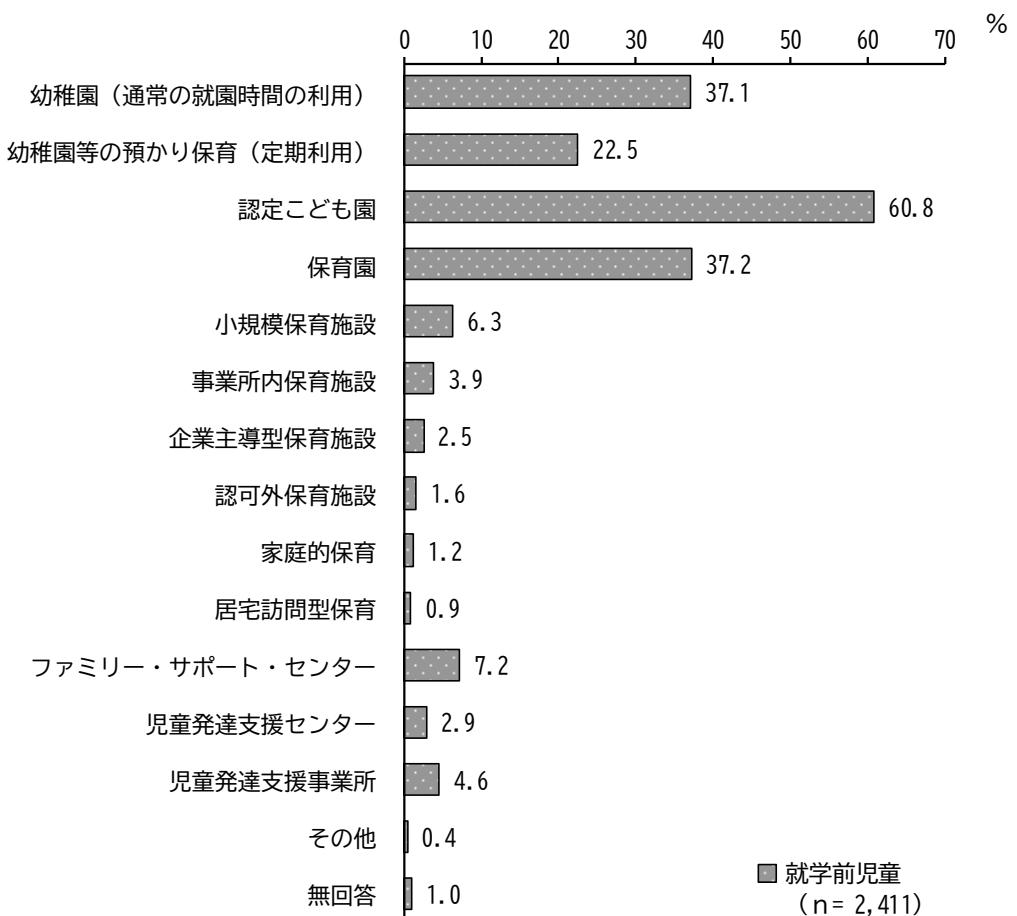
事業別にみると、“幼稚園（通常の就園時間の利用）”と“幼稚園等の預かり保育（定期利用）”、“認定こども園”、“保育園”、“小規模保育施設”、“認可外保育施設”、“児童発達支援事業所”では「居住地に近いため」は最も高くなっています。“事業所内保育施設”と“企業主導型保育施設”では「勤務地に近いため」が最も高くなっています。

(上段：実数、下段：%)

	調査数	居住地に近いため	祖父母や親戚に近いため	勤務地に近いため	その保育、教育内容が魅力的であるため	通園手段(事業側からバスが出ている)がよいため	金銭面から考えて	子どもの発育や発達の面で配慮が必要であるため	子どもの友人関係から	親の友人関係から	希望していた事業が利用できなかつたため	その他	無回答
幼稚園（通常の就園時間の利用）	411	272	25	37	211	103	13	17	11	9	4	19	9
	100.0	66.2	6.1	9.0	51.3	25.1	3.2	4.1	2.7	2.2	1.0	4.6	2.2
幼稚園等の預かり保育（定期利用）	135	99	14	27	60	25	2	7	9	-	1	9	2
	100.0	73.3	10.4	20.0	44.4	18.5	1.5	5.2	6.7	-	0.7	6.7	1.5
認定こども園	895	709	128	175	256	57	47	33	24	21	33	66	8
	100.0	79.2	14.3	19.6	28.6	6.4	5.3	3.7	2.7	2.3	3.7	7.4	0.9
保育園	505	392	75	125	131	5	17	15	6	5	35	28	8
	100.0	77.6	14.9	24.8	25.9	1.0	3.4	3.0	1.2	1.0	6.9	5.5	1.6
小規模保育施設	75	51	10	24	20	4	2	3	-	-	13	6	3
	100.0	68.0	13.3	32.0	26.7	5.3	2.7	4.0	-	-	17.3	8.0	4.0
事業所内保育施設	19	6	-	11	3	2	3	-	-	-	2	3	-
	100.0	31.6	-	57.9	15.8	10.5	15.8	-	-	-	10.5	15.8	-
企業主導型保育施設	18	7	-	12	6	1	1	-	-	-	4	4	-
	100.0	38.9	-	66.7	33.3	5.6	5.6	-	-	-	22.2	22.2	-
認可外保育施設	19	10	1	7	7	1	4	1	-	1	3	1	-
	100.0	52.6	5.3	36.8	36.8	5.3	21.1	5.3	-	5.3	15.8	5.3	-
家庭的保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
居宅訪問型保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ファミリー・サポート・センター	6	4	1	3	4	1	-	1	-	-	-	3	-
	100.0	66.7	16.7	50.0	66.7	16.7	-	16.7	-	-	-	50.0	-
児童発達支援センター	23	11	-	1	10	2	-	13	-	-	1	1	-
	100.0	47.8	-	4.3	43.5	8.7	-	56.5	-	-	4.3	4.3	-
児童発達支援事業所	71	55	1	11	18	6	1	35	-	-	4	-	1
	100.0	77.5	1.4	15.5	25.4	8.5	1.4	49.3	-	-	5.6	-	1.4
その他	10	5	1	-	4	-	-	2	-	1	1	3	-
	100.0	50.0	10.0	-	40.0	-	-	20.0	-	10.0	10.0	30.0	-
無回答	7	6	1	2	3	1	-	-	-	-	1	-	-
	100.0	85.7	14.3	28.6	42.9	14.3	-	-	-	-	14.3	-	-

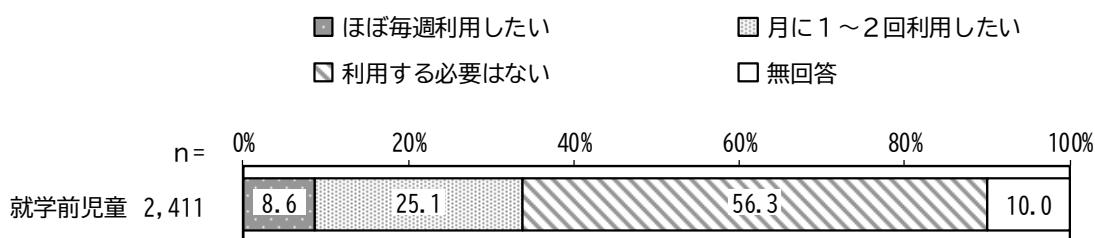
⑧ 今後利用したい平日の定期的な教育・保育事業（複数回答）

「認定こども園」が60.8%と最も高く、次いで「保育園」が37.2%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が37.1%、「幼稚園等の預かり保育（定期利用）」が22.5%、「ファミリー・サポート・センター」が7.2%などとなっています。



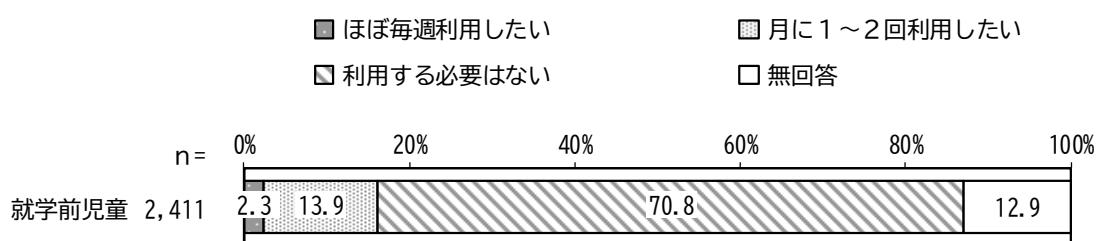
⑨ 土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望（単数回答）

「ほぼ毎週利用したい」が8.6%、「月に1～2回利用したい」が25.1%、「利用する必要はない」が56.3%となっています。



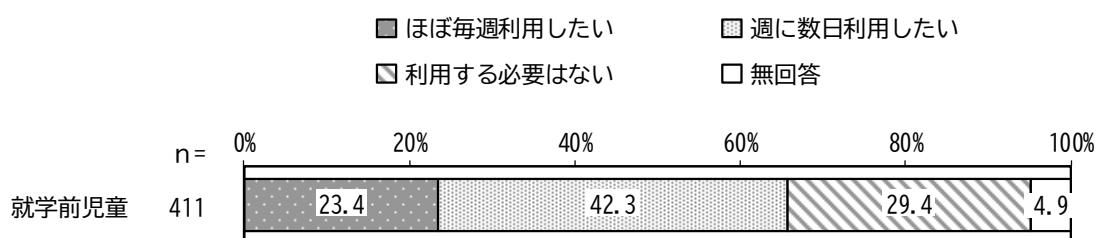
⑩ 日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望（単数回答）

「ほぼ毎週利用したい」が2.3%、「月に1～2回利用したい」が13.9%、「利用する必要はない」が70.8%となっています。



⑪ 長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望（単数回答）

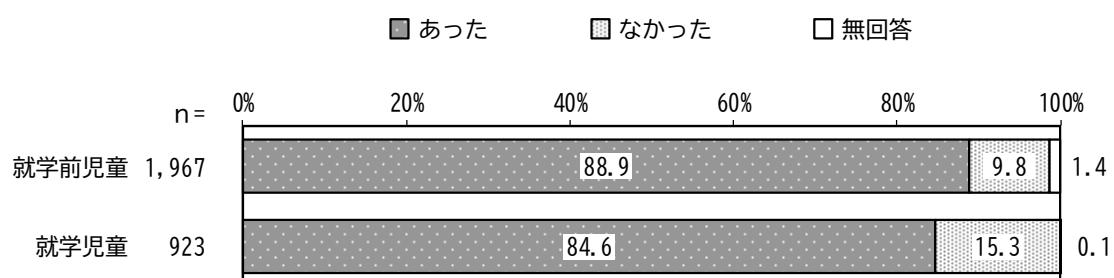
「ほぼ毎日利用したい」が23.4%、「週に数日利用したい」が42.3%、「利用する必要はない」が29.4%となっています。



⑫ この1年間に子どもが病気やけがで、通常利用している教育・保育事業が利用できなかったことや、学校を休まなければならなかつたことの有無（単数回答）

就学前児童では、「あった」が88.9%、「なかった」が9.8%となっています。

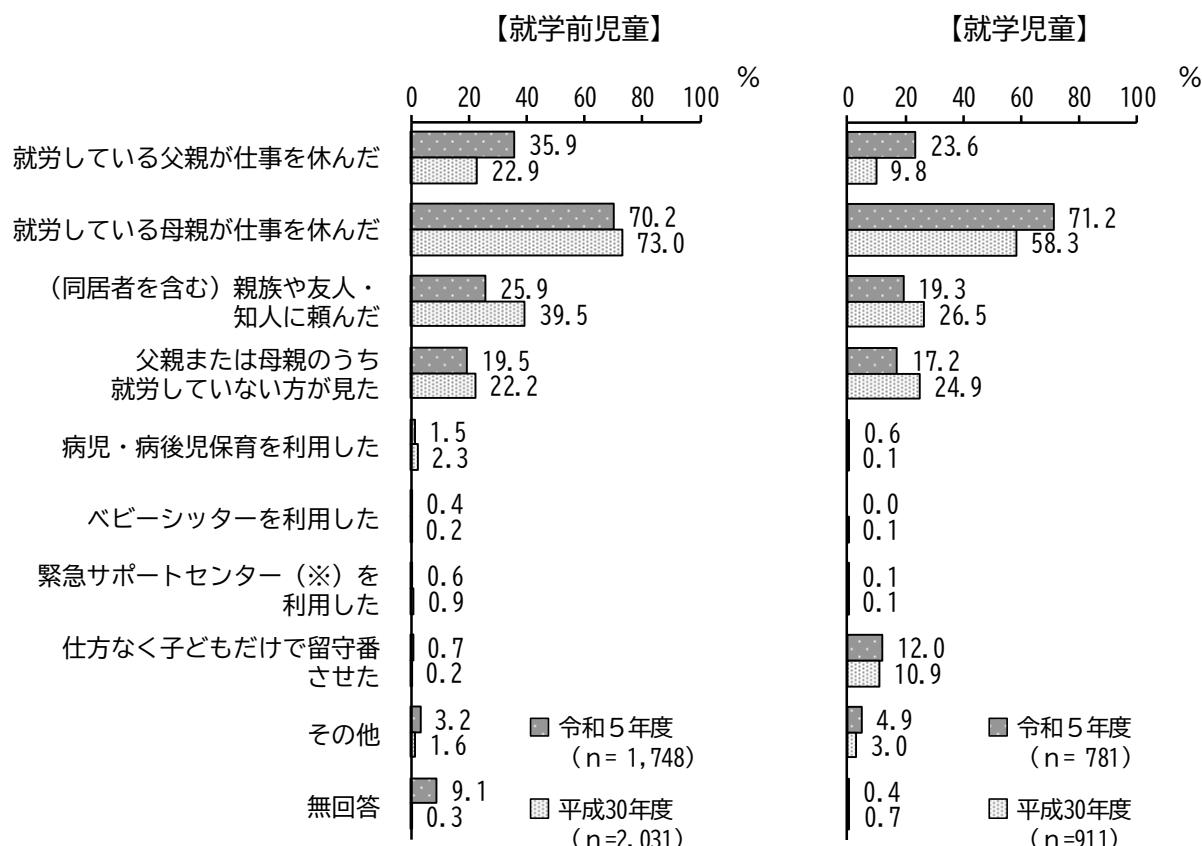
就学児童では、「あった」が84.6%、「なかった」が15.3%となっています。



⑬ 病気の際の対処方法（複数回答）

就学前児童では、「就労している母親が仕事を休んだ」が70.2%と最も高く、次いで「就労している父親が仕事を休んだ」が35.9%、「(同居者を含む) 親族や友人・知人に頼んだ」が25.9%などとなっています。

就学児童では、「就労している母親が仕事を休んだ」が71.2%と最も高く、次いで「就労している父親が仕事を休んだ」が23.6%、「(同居者を含む) 親族や友人・知人に頼んだ」が19.3%などとなっています。

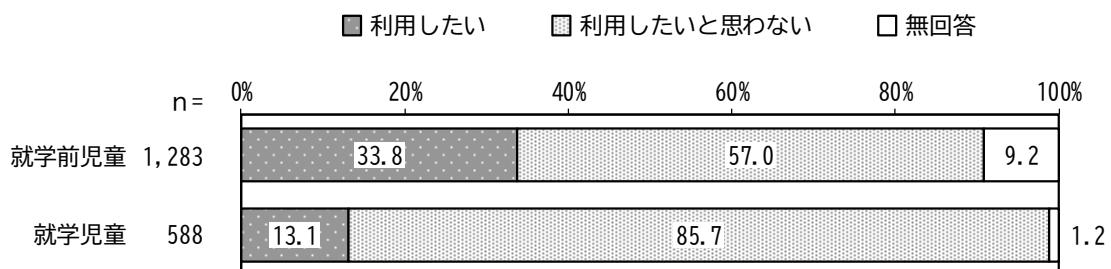


※ 「緊急サポートセンター」…会員組織による子育て支援活動で、病児・病後児の預かりや急な預かりを行います。

⑭ 病児・病後児のための保育施設等の利用希望の有無（単数回答）

就学前児童では、「利用したい」が33.8%、「利用したいと思わない」が57.0%となっています。

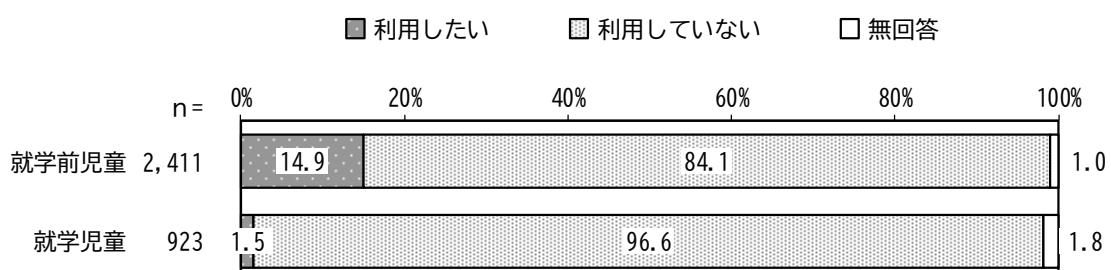
就学児童では、「利用したい」が13.1%、「利用したいと思わない」が85.7%となっています。



⑮ 一時預かり等の利用の有無（単数回答）

就学前児童では、「利用している」が14.9%、「利用していない」が84.1%となっています。

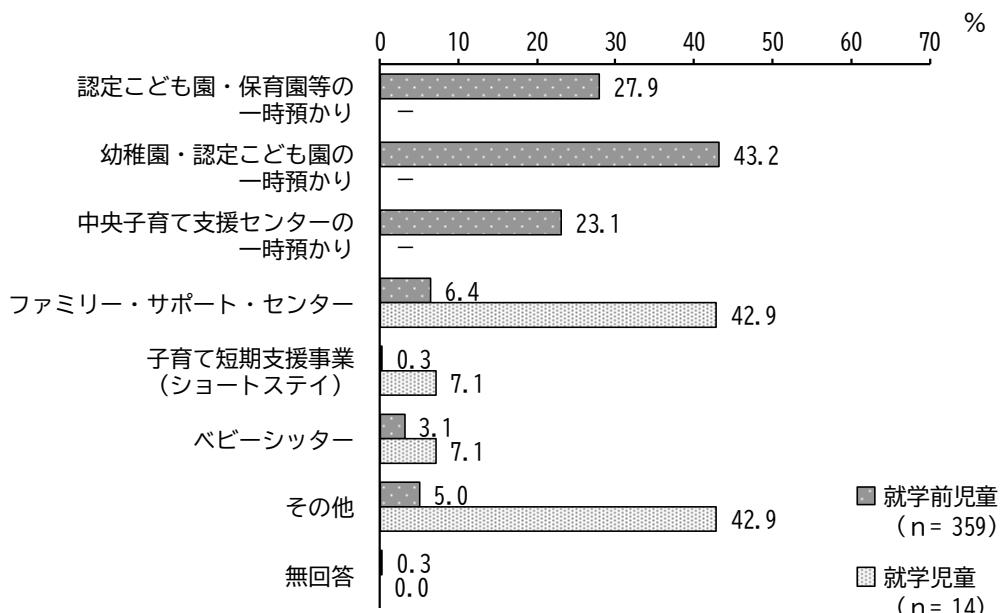
就学児童では、「利用している」が1.5%、「利用していない」が96.6%となっています。



⑯ 一時預かり等で利用している事業（複数回答）

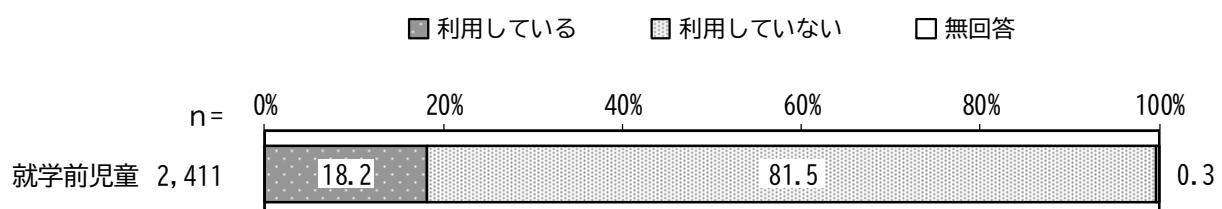
就学前児童では、「幼稚園・認定こども園の一時預かり」が43.2%と最も高く、次いで「認定こども園・保育園等の一時預かり」が27.9%、「中央子育て支援センターの一時預かり」が23.1%などとなっています。

就学児童では、「ファミリー・サポート・センター」が42.9%と最も高く、次いで「子育て短期支援事業（ショートステイ）」、「ベビーシッター」が7.1%などとなっています。



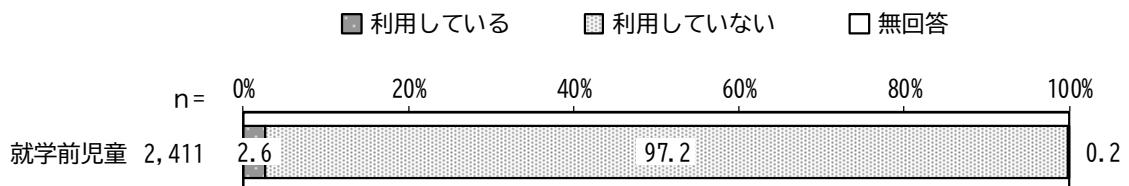
⑰ 子育て支援センター等の利用の有無（単数回答）

「利用している」が18.2%、「利用していない」が81.5%などとなっています。



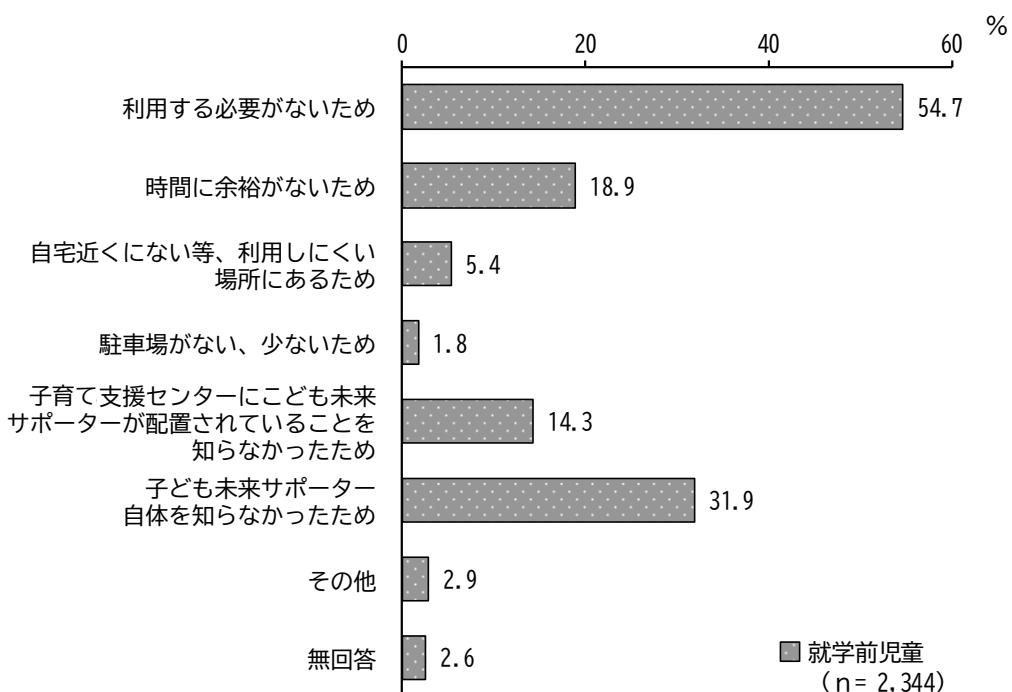
⑯ 子ども未来サポーター等の利用の有無（単数回答）

「利用している」が2.6%、「利用していない」が97.2%となっています。



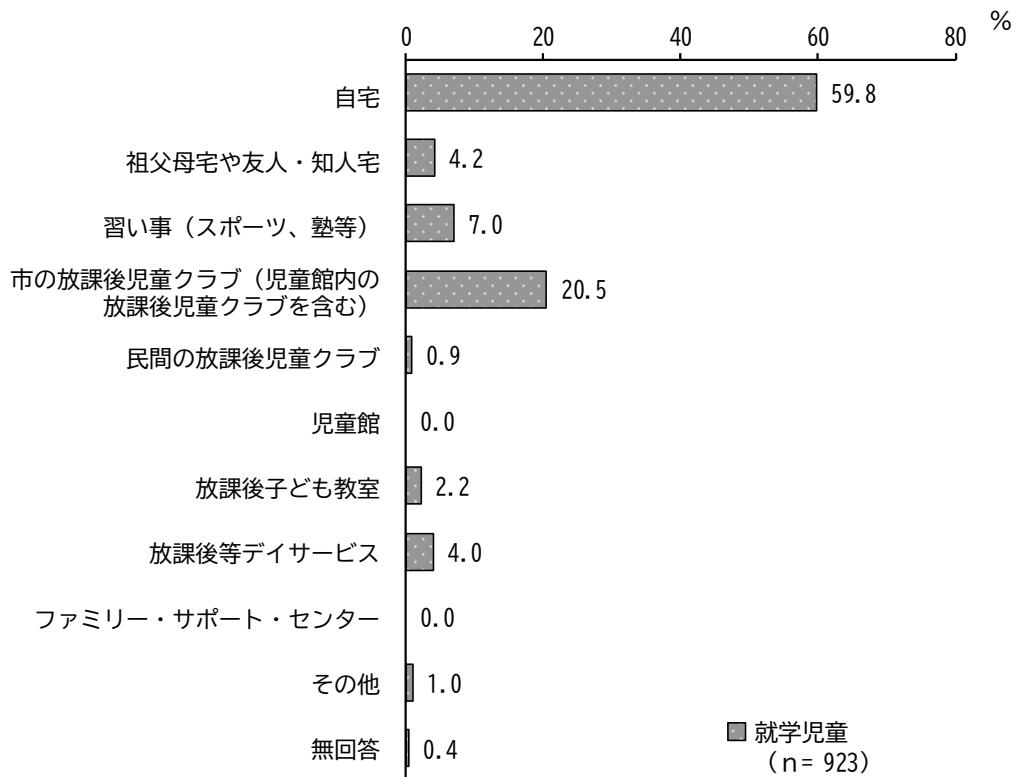
⑰ 子ども未来サポーター等を利用していない理由（複数回答）

「利用する必要がないため」が54.7%と最も高く、次いで「子ども未来サポーター自体を知らなかったため」が31.9%、「時間に余裕がないため」が18.9%などとなっています。



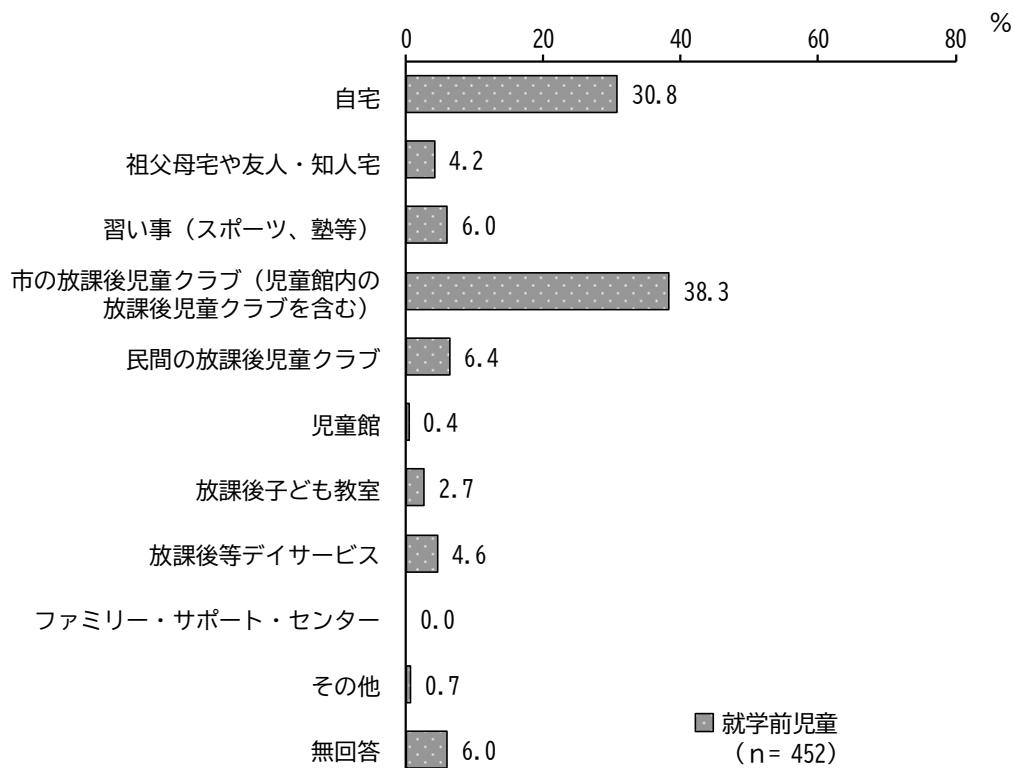
⑩ 放課後の時間を過ごす主な場所（単数回答）

「自宅」が59.8%と最も高く、次いで「市の放課後児童クラブ（児童館内の放課後児童クラブを含む）」が20.5%、「習い事（スポーツ、塾等）」が7.0%などとなっています。



⑪ 小学校就学後、放課後の時間を過ごさせたい主な場所（単数回答）

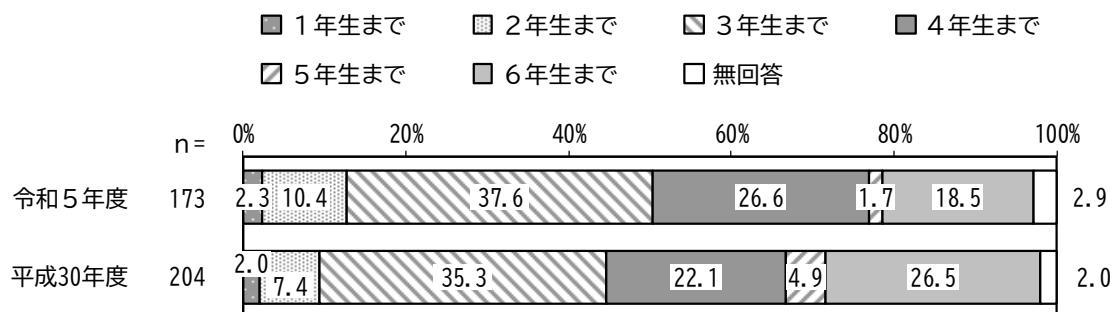
「市の放課後児童クラブ（児童館内の放課後児童クラブを含む）」が38.3%と最も高く、次いで「自宅」が30.8%、「民間の放課後児童クラブ」が6.4%などとなっています。



② 市の放課後児童クラブを利用予定の学年（単数回答）

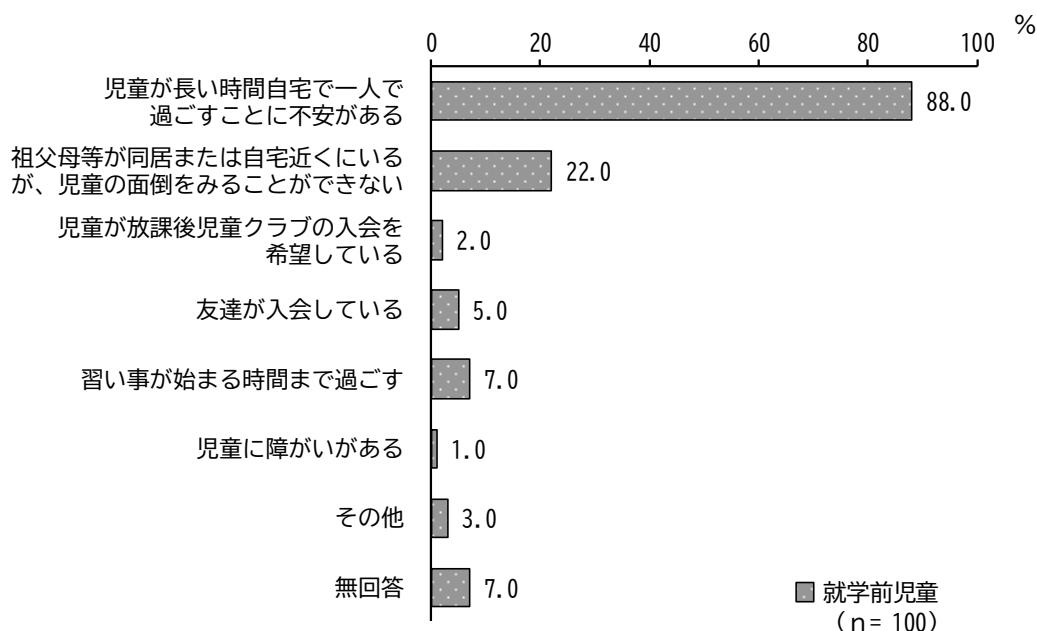
【就学前児童】

「3年生まで」が37.6%と最も高く、次いで「4年生まで」が26.6%、「6年生まで」が18.5%などとなっています。



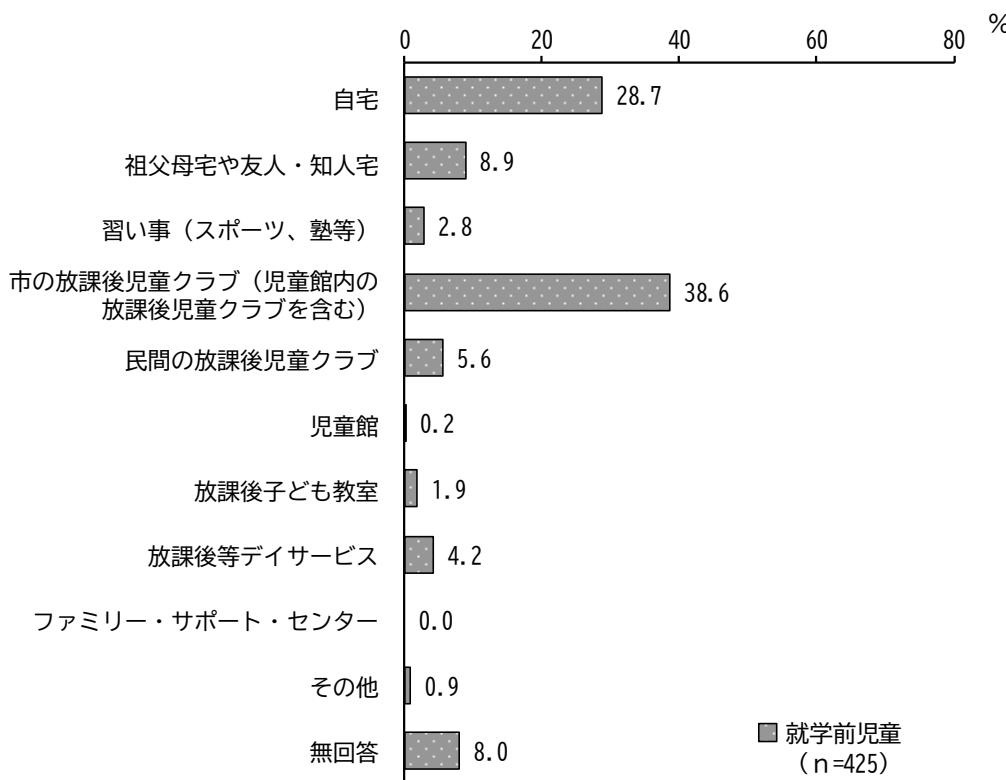
③ 放課後児童クラブの利用を希望する理由（複数回答）

「児童が長い時間自宅で一人で過ごすことに不安がある」が88.0%と最も高く、次いで「祖父母等が同居または自宅近くにいるが、児童の面倒をみることができない」が22.0%、「習い事が始まる時間まで過ごす」が7.0%などとなっています。



㉔ 小学校就学後、長期休暇中の日中の時間を過ごさせたい主な場所（単数回答）

「市の放課後児童クラブ（児童館内の放課後児童クラブを含む）」が38.6%と最も高く、次いで「自宅」が28.7%、「祖父母宅や友人・知人宅」が8.9%などとなっています。

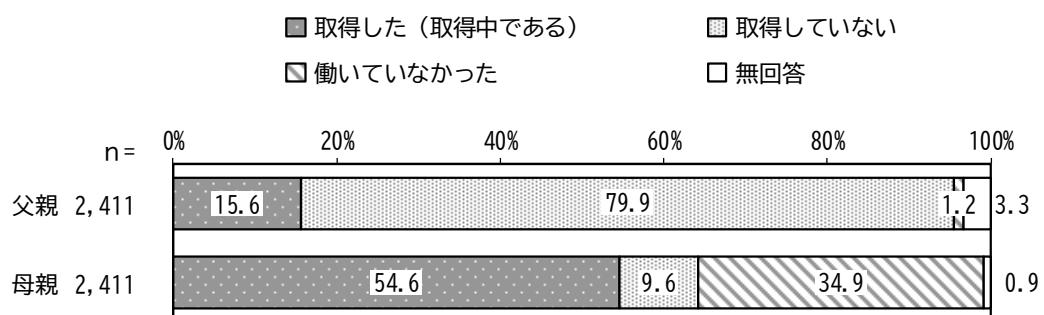


㉕ 育児休業の取得状況（単数回答）

【就学前児童】

父親では、「取得した（取得中である）」が15.6%、「取得していない」が79.9%、「働いていなかった」が1.2%となっています。

母親では、「取得した（取得中である）」が54.6%、「取得していない」が9.6%、「働いていなかった」が34.9%となっています。

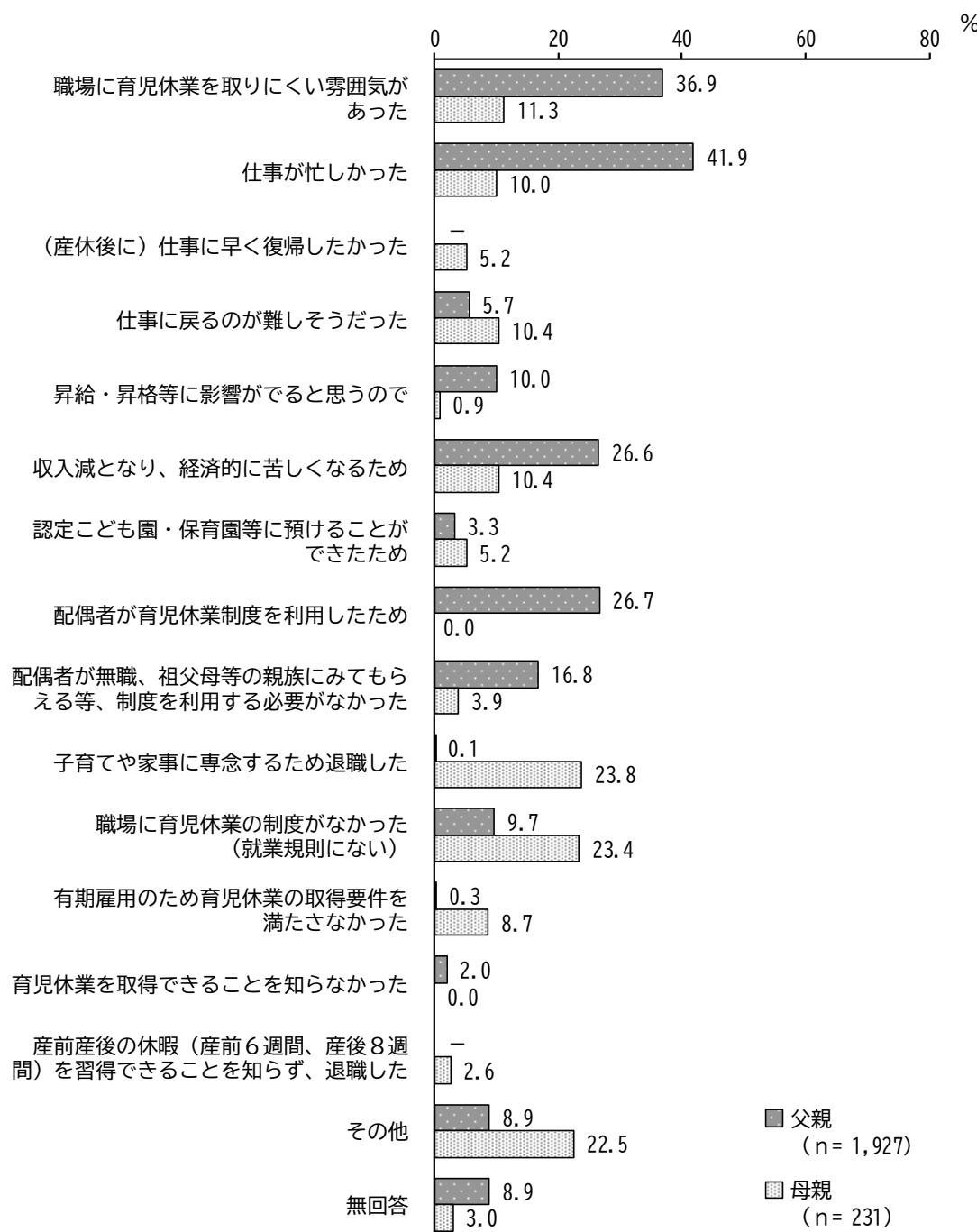


⑥ 育児休業を取得していない理由（複数回答）

【就学前児童】

父親では、「仕事が忙しかった」が41.9%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が36.9%、「配偶者が育児休業制度を利用したため」が26.7%、「収入減となり、経済的に苦しくなるため」が26.6%、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえる等、制度を利用する必要がなかった」16.8%などとなっています。

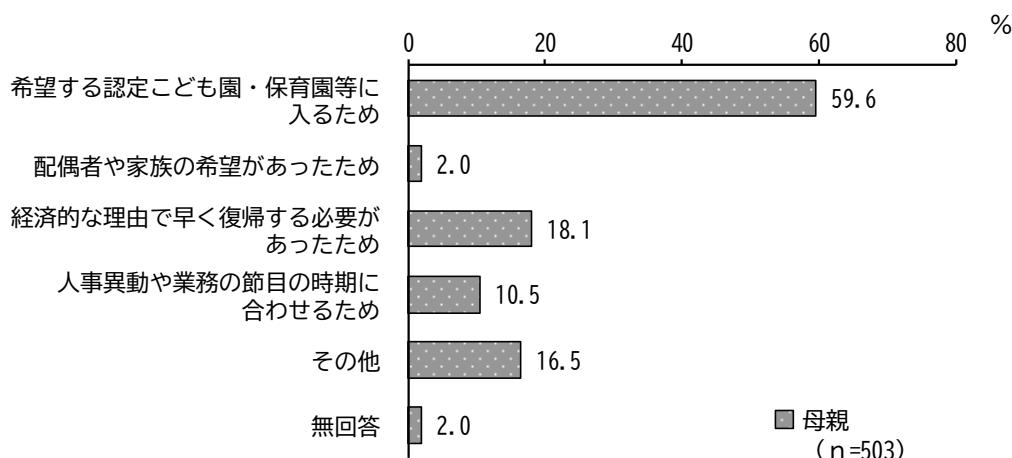
母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」が23.8%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則にない）」が23.4%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が11.3%、「仕事に戻るのが難しそうだった」、「収入減となり、経済的に苦しくなるため」が10.4%などとなっています。



⑦ 育児休業取得後、希望より早く職場復帰した理由（複数回答）

【就学前児童】

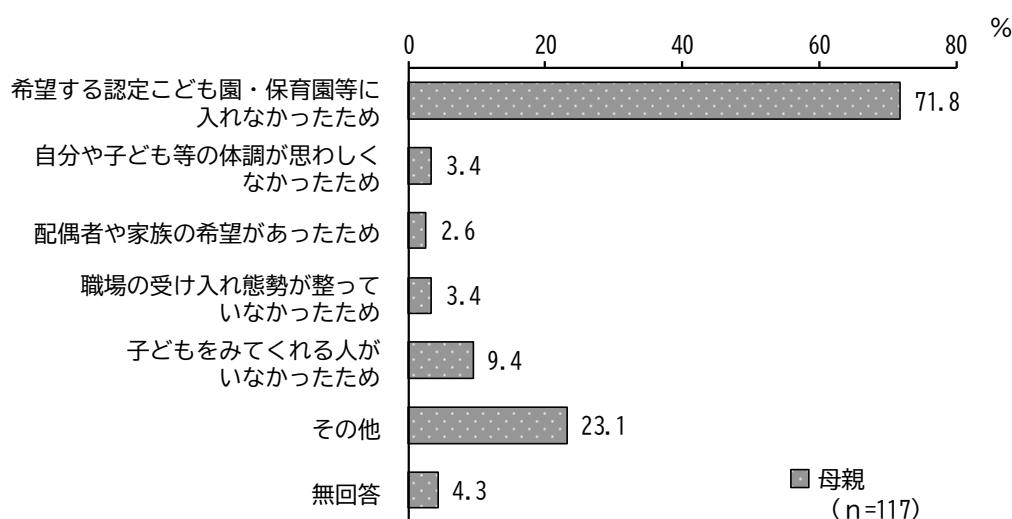
「希望する認定こども園・保育園等に入るため」が59.6%と最も高く、次いで「経済的な理由で早く復帰する必要があったため」が18.1%、「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」が10.5%などとなっています。



⑧ 育児休業取得後、希望より遅く職場復帰した理由（複数回答）

【就学前児童】

「希望する認定こども園・保育園等に入れなかつたため」が71.8%と最も高く、次いで「子どもをみてくれる人がいなかつたため」が9.4%、「自分や子ども等の体調が思わしくなかつたため」、「職場の受け入れ態勢が整つていなかつたため」が3.4%などとなっています。



② 各種事業の認知度・利用状況（単数回答）

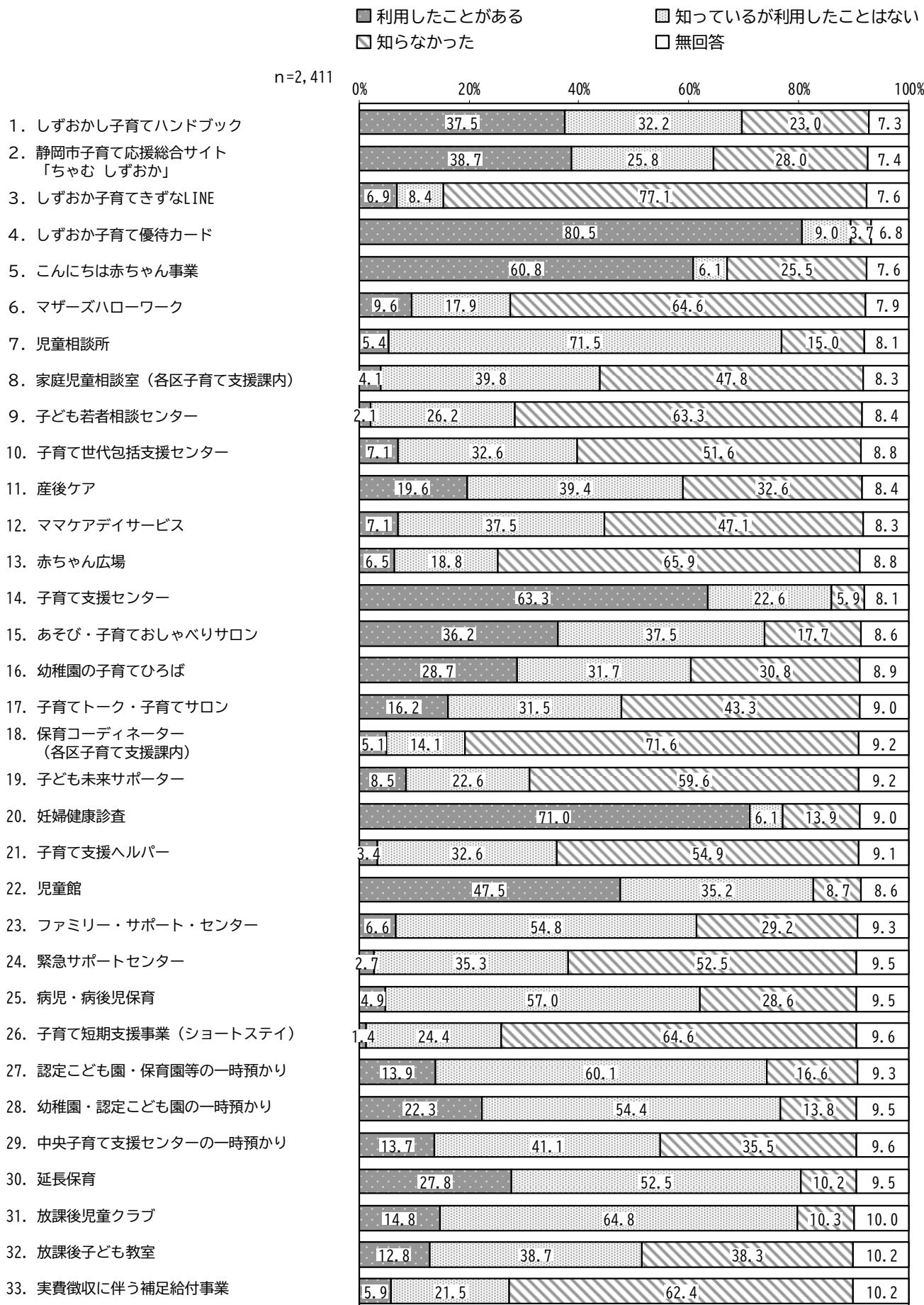
就学前児童の保護者の認知度をみると、『知っている』（「利用したことがある」 + 「知っているが利用したことではない」）が、33事業のうち19事業で50%以上となっています。「しづおか子育て優待カード」が89.5%と最も高く、次いで「子育て支援センター」が85.9%、「児童館」が82.7%、「延長保育」が80.3%、「放課後児童クラブ」が79.6%、「妊婦健康診査」が77.1%、「児童相談所」が76.9%、「幼稚園・認定こども園の一時預かり」が76.7%、「認定こども園・保育園等の一時預かり」が74.0%、「あそび・子育ておしゃべりサロン」が73.7%の順となっています。

利用状況をみると、「利用したことがある」が、「しづおか子育て優待カード」が80.5%が最も高く、次いで「妊婦健康診査」が71.0%、「子育て支援センター」が63.3%、「こんにちは赤ちゃん事業」が60.8%の順となっています。

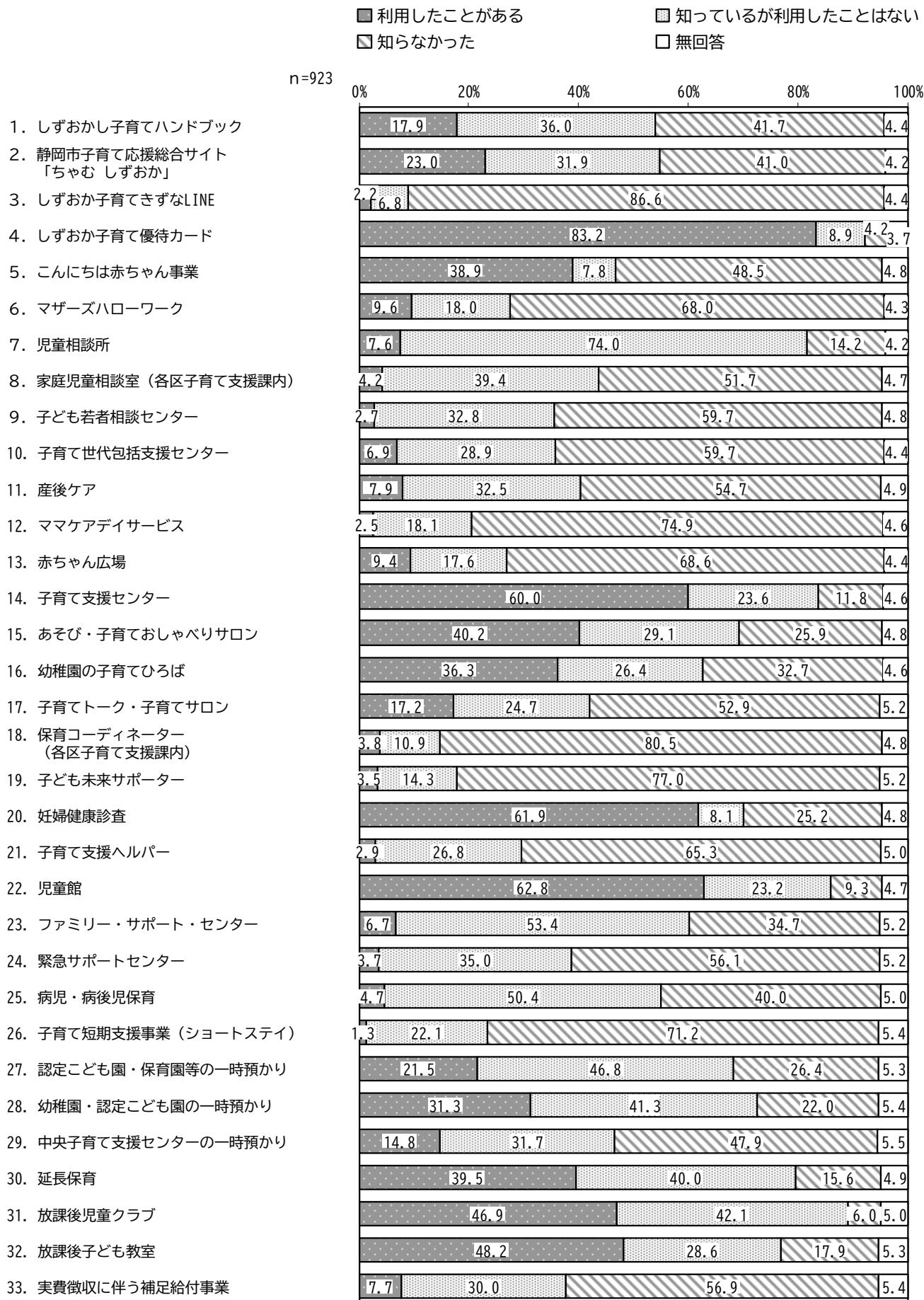
就学児童の保護者の認知度をみると、『知っている』（「利用したことがある」 + 「知っているが利用したことない」）が、33事業のうち16事業で50%以上となっています。「しづおか子育て優待カード」が92.1%が最も高く、次いで「放課後児童クラブ」が89.0%、「児童館」が86.0%、「子育て支援センター」が83.6%、「児童相談所」が81.6%、「延長保育」が79.5%、「放課後子ども教室」が76.8%、「幼稚園・認定こども園の一時預かり」が72.6%、「妊婦健康診査」が70.0%の順となっています。

利用状況をみると、「利用したことがある」が、「しづおか子育て優待カード」が83.2%が最も高く、次いで「児童館」が62.8%、「妊婦健康診査」が61.9%、「子育て支援センター」が60.0%の順となっています。

【就学前児童】



【就学児童】

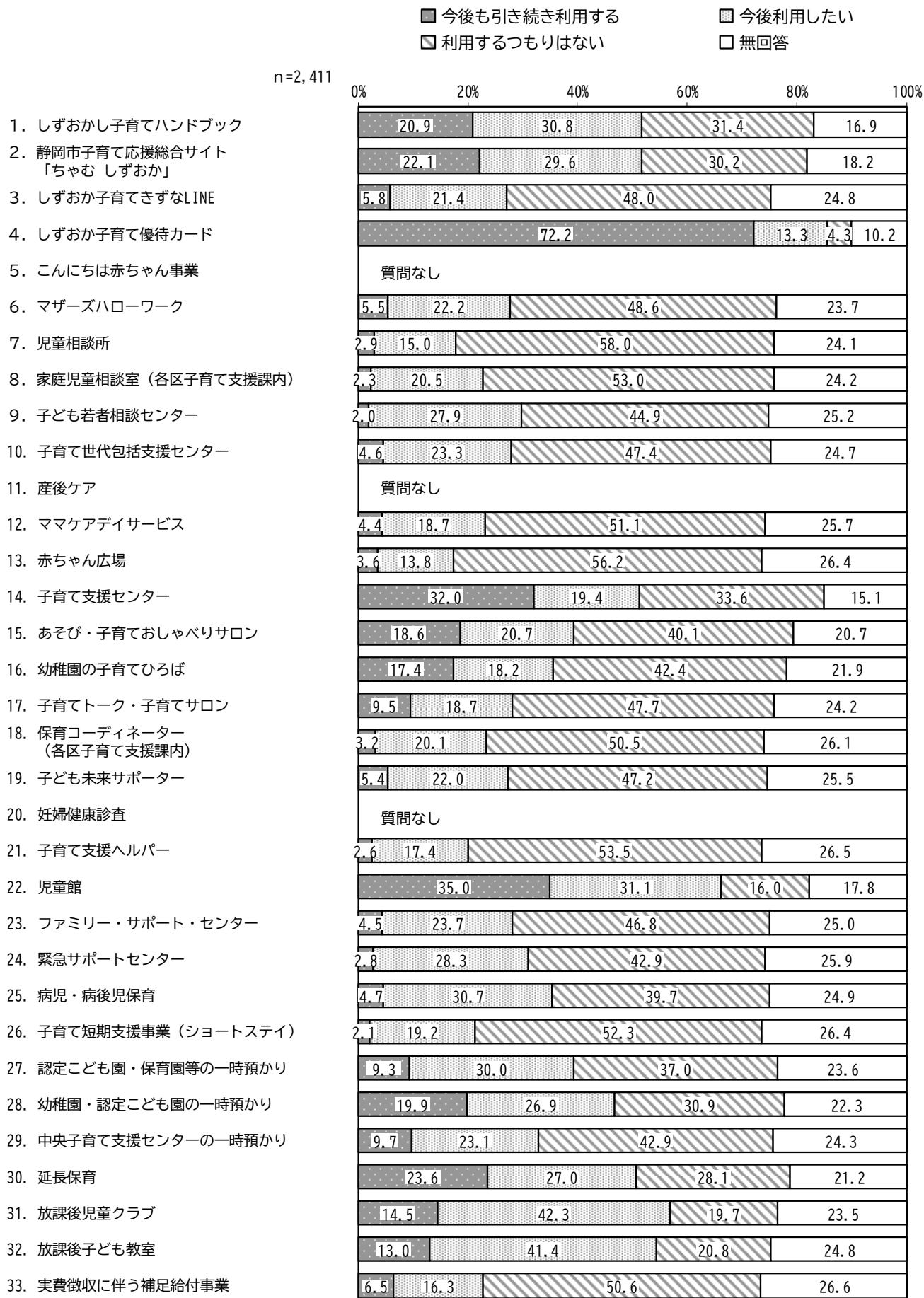


③〇 各種事業の今後の利用希望（単数回答）

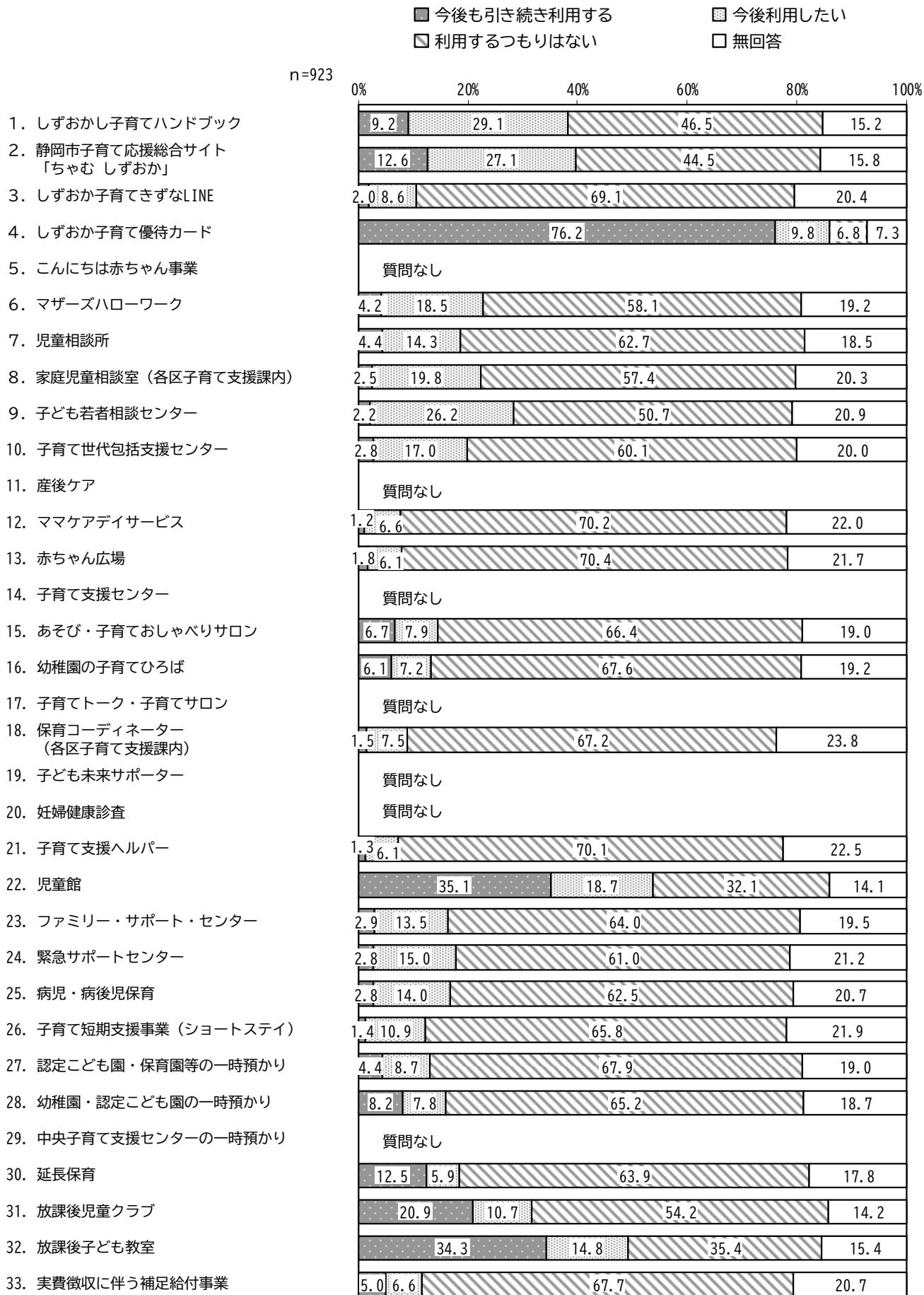
就学前児童の保護者の利用希望をみると、『利用したい』（「今後も引き続き利用する」+「今後利用したい」）が、33事業のうち8事業で50%以上となっています。「しづおか子育て優待カード」が85.5%で最も高く、次いで「児童館」が66.1%、「放課後児童クラブ」が56.8%、「放課後子ども教室」が54.4%、「しづおかし子育てハンドブック」、「静岡市子育て応援総合サイト「ちゃむ しづおか」が51.7%、「子育て支援センター」が51.4%、「延長保育」が50.6%の順となっています。

就学児童の保護者の利用希望をみると、『利用したい』（「今後も引き続き利用する」+「今後利用したい」）が、26事業のうち2事業で50%以上となっています。「しづおか子育て優待カード」が86.0%と最も高く、次いで「児童館」が53.8%となっています。

【就学前児童】



【就学児童】

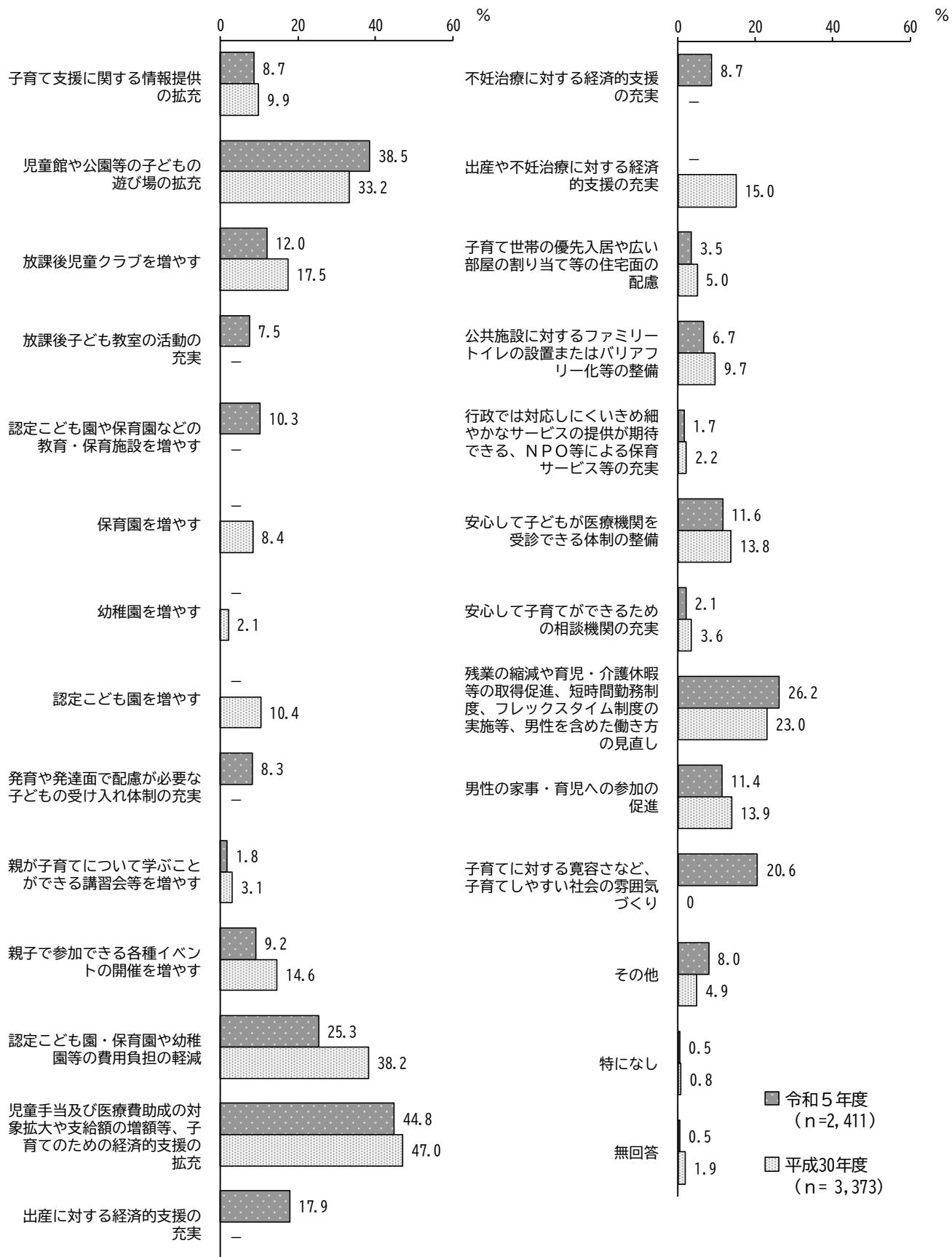


③ 子育てを支援するために、効果が高いと考えられる施策または充実を図って欲しいと期待する施策（複数回答）

就学前児童では、「児童手当及びこども医療費助成の対象拡大や支給額の増額等、子育てのための経済的支援の拡充」が44.8%と最も高く、次いで「児童館や公園等の子どもの遊び場の拡充」が38.5%、「残業の縮減や育児・介護休暇等の取得促進、短時間勤務制度、フレックスタイム制度の実施等、男性を含めた働き方の見直し」が26.2%、「認定こども園・保育園や幼稚園等の費用負担の軽減」が25.3%、「子育てに対する寛容さなど、子育てしやすい社会の雰囲気づくり」が20.6%などとなっています。

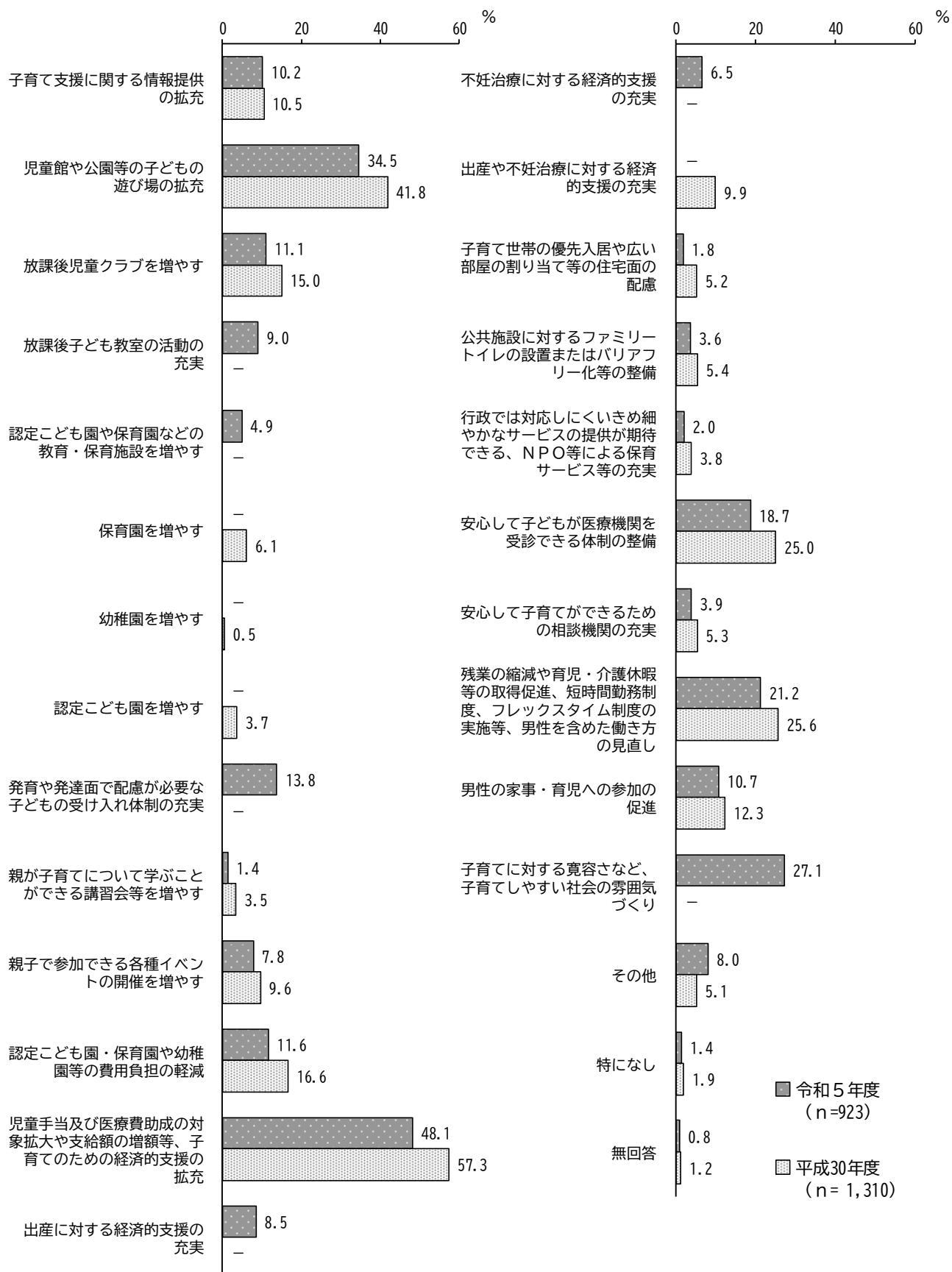
就学児童では、「児童手当及びこども医療費助成の対象拡大や支給額の増額等、子育てのための経済的支援の拡充」が48.1%と最も高く、次いで「児童館や公園等の子どもの遊び場の拡充」が34.5%、「子育てに対する寛容さなど、子育てしやすい社会の雰囲気づくり」が27.1%、「残業の縮減や育児・介護休暇等の取得促進、短時間勤務制度、フレックスタイム制度の実施等、男性を含めた働き方の見直し」が21.2%、「安心して子どもが医療機関を受診できる体制の整備」が18.7%などとなっています。

【就学前児童】



※ 「-」は令和5年度調査または平成30年度調査で選択肢がありませんでした

【就学児童】



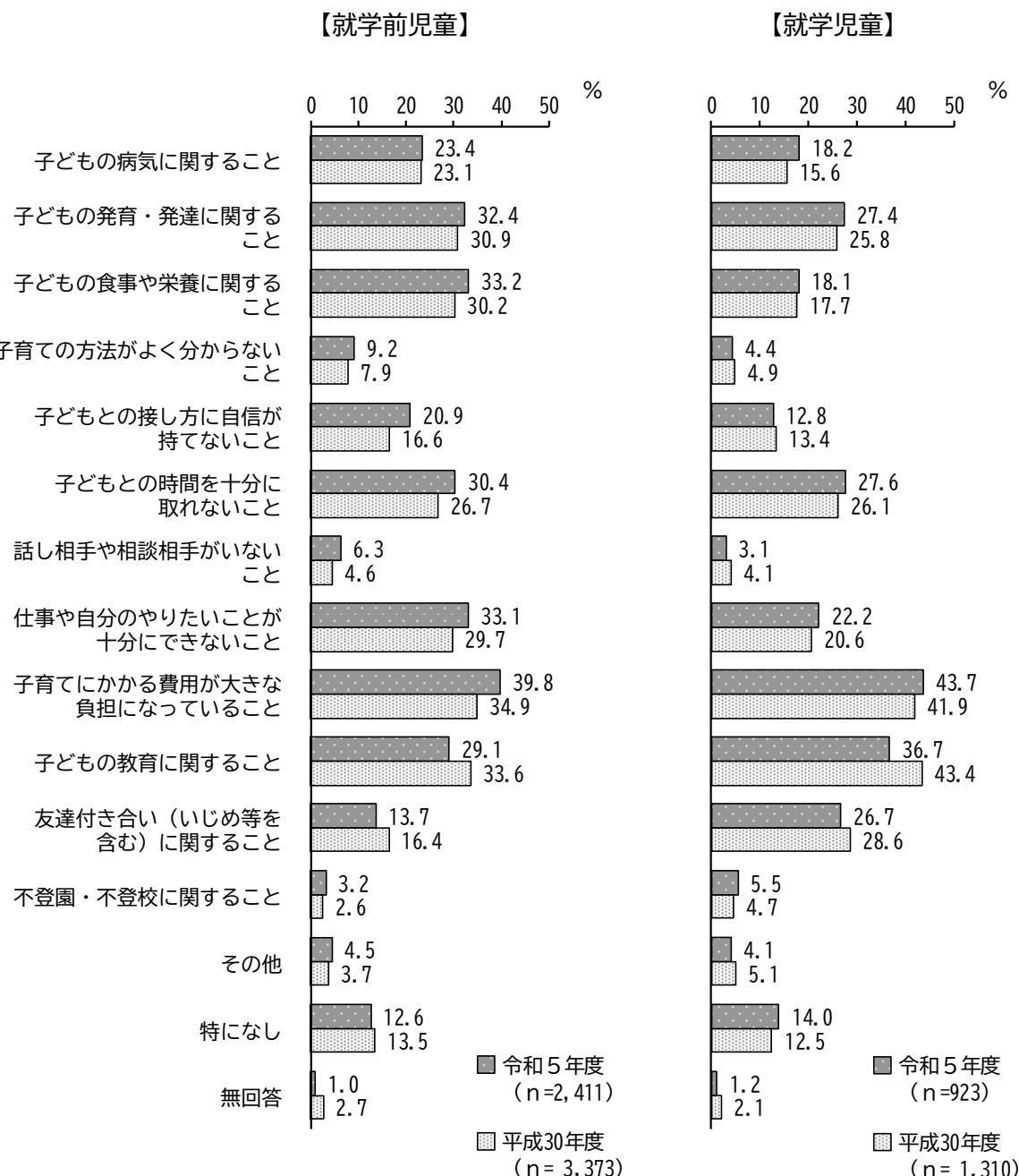
※ 「-」は令和5年度調査または平成30年度調査で選択肢がありませんでした

㉗ 子育てについて日ごろ悩んでいることや不安に思っていること（複数回答）

就学前児童では、「子育てにかかる費用が大きな負担になっていること」が39.8%と最も高く、次いで「子どもの食事や栄養に関するここと」が33.2%、「仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと」が33.1%などとなっています。

就学児童では、「子育てにかかる費用が大きな負担になっていること」が43.7%と最も高く、次いで「子どもの教育に関するここと」が36.7%、「子どもとの時間を十分にとれないここと」が27.6%などとなっています。

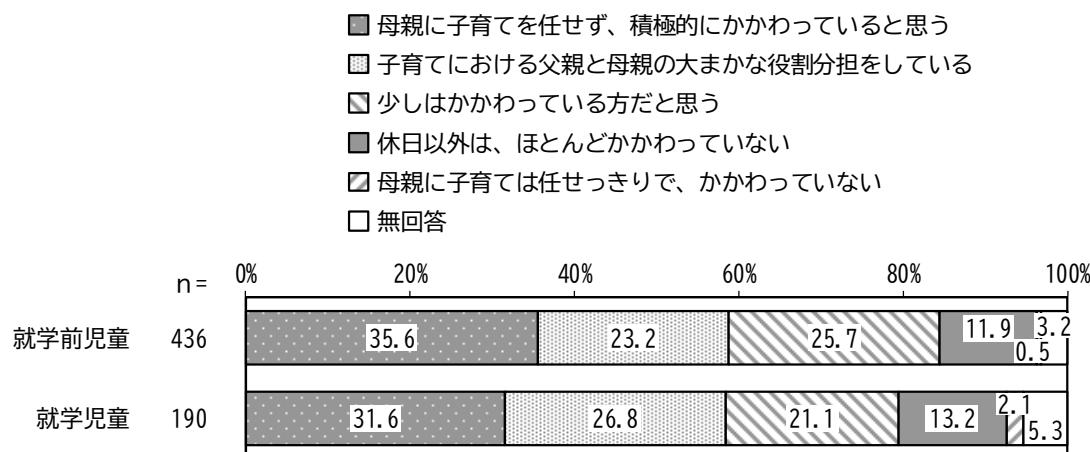
平成30年度調査と比較すると、就学前児童では、平成30年度調査、令和5年度調査ともに「子育てにかかる費用が大きな負担になっていること」が最も高くなっています。就学児童では、平成30年度調査は「子どもの教育に関するここと」が最も高くなっていましたが、令和5年度調査は「子育てにかかる費用が大きな負担になっていること」が最も高くなっています。



③ 父親からみた父親の子育てへのかかわり（単数回答）

就学前児童では、「母親に子育てを任せず、積極的にかかわっていると思う」が35.6%と最も高く、次いで「少しあはかわっている方だと思う」が25.7%、「子育てにおける父親と母親の大まかな役割分担をしている」が23.2%などとなっています。

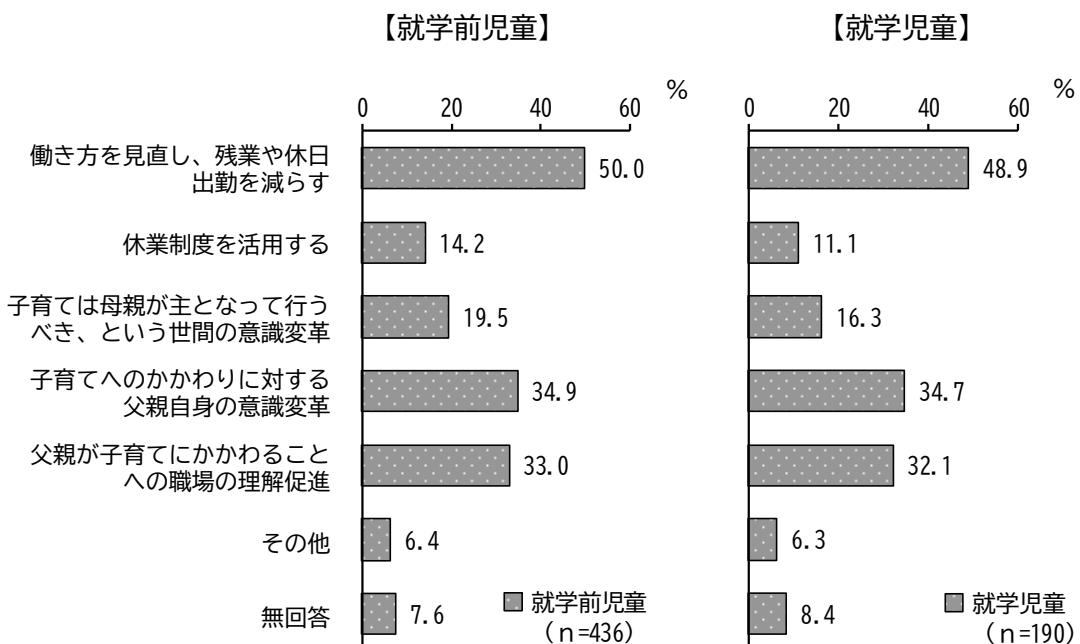
就学児童では、「母親に子育てを任せず、積極的にかかわっていると思う」が31.6%と最も高く、次いで「子育てにおける父親と母親の大まかな役割分担をしている」が26.8%、「少しあはかわっている方だと思う」が21.1%などとなっています。



④ 父親が考える父親が子育てにかかわりやすくするために重要なこと（複数回答）

就学前児童では、「働き方を見直し、残業や休日出勤を減らす」が50.0%と最も高く、次いで「子育てへのかかわりに対する父親自身の意識変革」が34.9%、「父親が子育てにかかわることへの職場の理解促進」が33.0%などとなっています。

就学児童では、「働き方を見直し、残業や休日出勤を減らす」が48.9%と最も高く、次いで「子育てへのかかわりに対する父親自身の意識変革」が34.7%、「父親が子育てにかかわることへの職場の理解促進」が32.1%などとなっています。



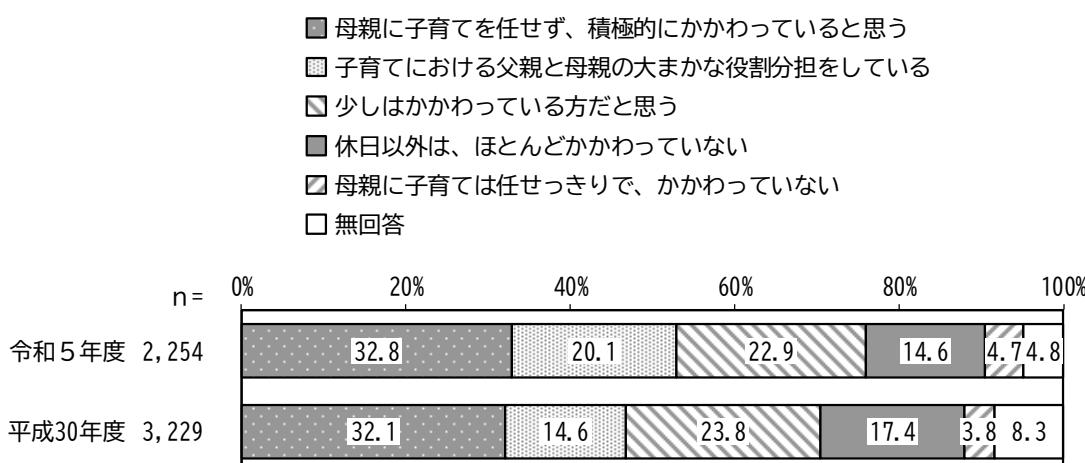
③ 母親からみた父親の子育てへのかかわり（単数回答）

就学前児童では、「母親に子育てを任せず、積極的にかかわっていると思う」が32.8%と最も高く、次いで「少しあはかわっている方だと思う」が22.9%、「子育てにおける父親と母親の大まかな役割分担をしている」が20.1%などとなっています。

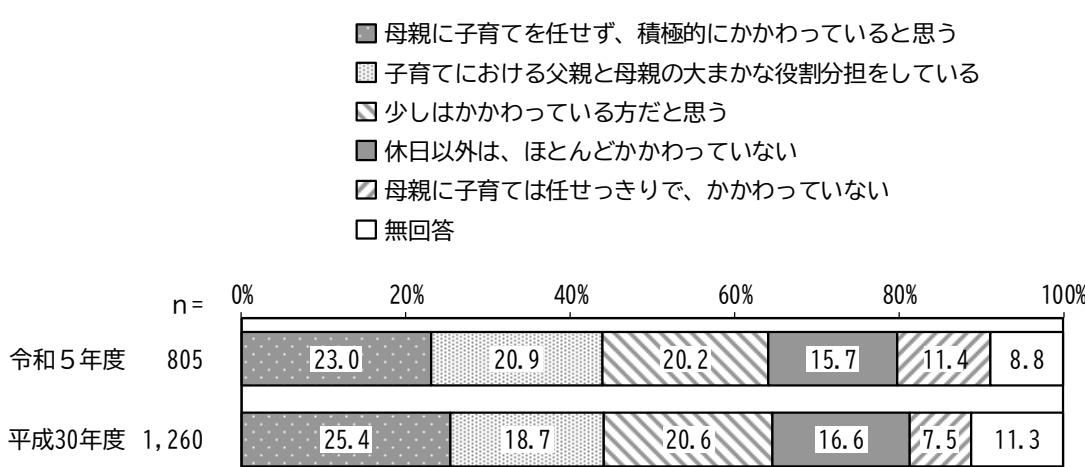
就学児童では、「母親に子育てを任せず、積極的にかかわっていると思う」が23.0%と最も高く、次いで「子育てにおける父親と母親の大まかな役割分担をしている」が20.9%、「少しあはかわっている方だと思う」が20.2%などとなっています。

平成30年度調査と比較すると、平成30年度調査、令和5年度調査ともに、就学前児童、就学児童は「母親に子育てを任せず、積極的にかかわっていると思う」が最も高くなっています。

【就学前児童】



【就学児童】

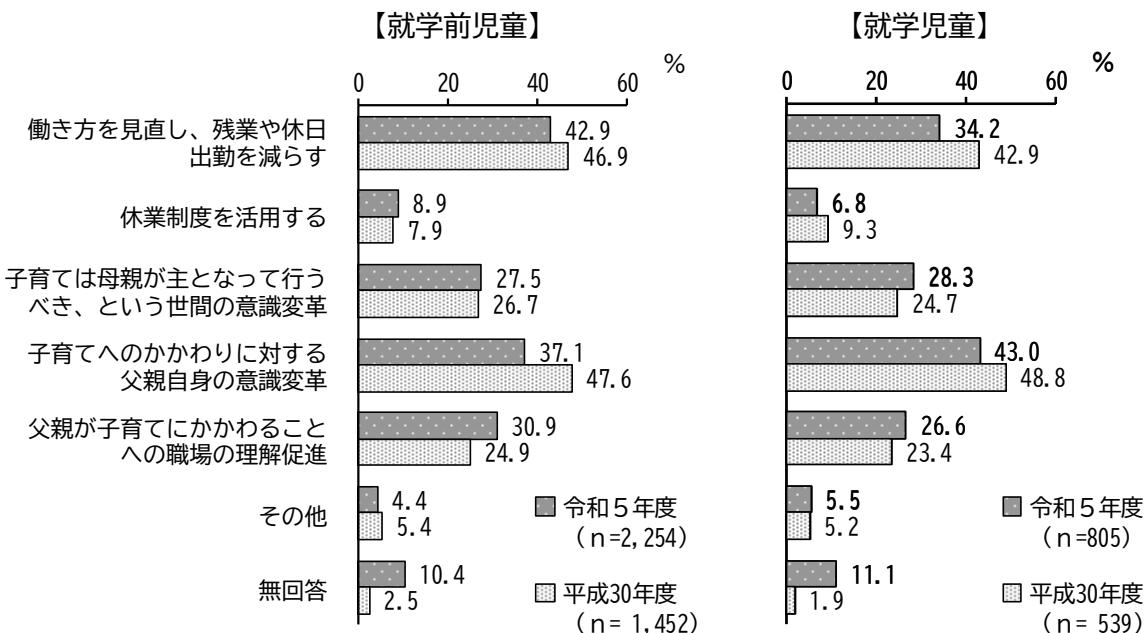


※ 平成 30 年度調査では、「少しあはかわっている方だと思う」が「少しあはかわってくれている方だと思う」となっています。

③⑥ 母親が考える父親が子育てにかかわりやすくするために重要なこと（複数回答）

就学前児童では、「働き方を見直し、残業や休日出勤を減らす」が42.9%と最も高く、次いで「子育てへのかかわりに対する父親自身の意識変革」が37.1%、「父親が子育てにかかわることへの職場の理解促進」が30.9%などとなっています。

就学児童では、「子育てへのかかわりに対する父親自身の意識変革」が43.0%と最も高く、次いで「働き方を見直し、残業や休日出勤を減らす」が34.2%、「子育ては母親が主となって行うべき、という世間の意識変革」が28.3%などとなっています。



※ 令和5年度調査では回答対象者は「母親」となっていますが、平成30年度調査では回答対象者は（6）問34で「3. 少しあはかわってくれている方だと思う」、「4. 休日以外は、ほとんどあかわっていない」、「5. 母親に子育ては任せっきりで、あかわっていない」を選択した方となっています。

|| 第3節 課題

1 幼児期の教育・保育における待機児童の解消

少子化が進む中にあっても、就労する保護者の増加等を背景に、認定こども園をはじめとする幼児期の教育・保育に対するニーズは、依然として高い状態が継続することが見込まれます。

特に、0～2歳児の申込者数は増加傾向で、本市では、令和6年4月に認可保育所等利用に係る待機児童が8名発生しています。

早期に待機児童を解消するとともに、少子化が進む中、将来的に過剰な供給となることがないよう、社会資源を有効活用しながら、効果的に提供体制を確保していく必要があります。

2 放課後児童クラブにおける待機児童の解消

就学児童が放課後の時間に主に過ごす場所として、放課後児童クラブは重要な居場所になっており、小学校高学年まで利用を希望する保護者の割合も高まっています。

今後も、働く保護者の増加を踏まえながら提供体制を確保し、待機児童の解消と利用しやすさの向上を図り、少子化や、それに伴う小学校の統廃合等の状況変化に対応しながら、児童が安全・安心に放課後を過ごすことができる場所を提供していく必要があります。

3 子育て家庭を支える支援体制の充実

近年、就労している母親の割合が増加する中、仕事と子育ての両立が大きな課題となっています。

例えば、子どもが病気になった際の対応としては、「母親が仕事を休んで対応する」という回答割合が高く、病児保育等、働く保護者を支援する取組を拡充していく必要があります。

また、「子育てについて気軽に相談ができる人がいない、場所がない」と回答した保護者の割合は増加の傾向にあり、安心して、妊娠・出産、子育てができるよう、こども家庭センターや子育て支援センター等の身近な場所において、妊娠期から子育て期にわたる子どもとその保護者の心身ケアなどの総合的な相談支援体制を構築する必要があります。

引き続き、子ども・子育て支援の取組を確実に実施するとともに、取組に関する情報提供を積極的に行いながら、保護者が必要な支援を受けることができる環境づくりを進めていく必要があります。

幼児期の教育・保育及び 地域子ども・子育て支援事業

第1節 提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条により、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定し、教育・保育提供区域内での需給計画を立てていくことが必要となります。

本市では、法第61条を踏まえ、幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業それぞれについて以下のような点を勘案した上で、利用者の利便性を考慮し、提供区域を設定します。

1 幼児期の教育・保育の提供区域

幼児期の教育・保育の提供区域は、「本市特有の地理的条件」、「既存の教育・保育施設の有効活用」、「需要と供給のバランス」の観点から、市内を14区域に設定します。（p.5 幼児期の教育・保育の提供区域図）

(1) 本市特有の地理的条件等について

本市の市域は、南の駿河湾から、北は長野・山梨県境に至る広大な面積を有し、山川に市域が隔てられています。市域の約80%が山間部であり、約20%の東西方向に形成された平地部に都市機能や主要交通網が集中しています。

これらの状況を背景に、市内の人口密度は旧静岡市及び旧清水市の市街地を中心に平地部に集中し、山間部と平野部では、生活環境が大きく異なっています。

また、本市は平成15年に旧静岡市と旧清水市が合併し、その後、平成18年に旧蒲原町、平成20年に旧由比町と合併を経て現在に至っており、産業、生活圏等、それぞれの旧市町の特徴を残しつつ本市を形成しています。

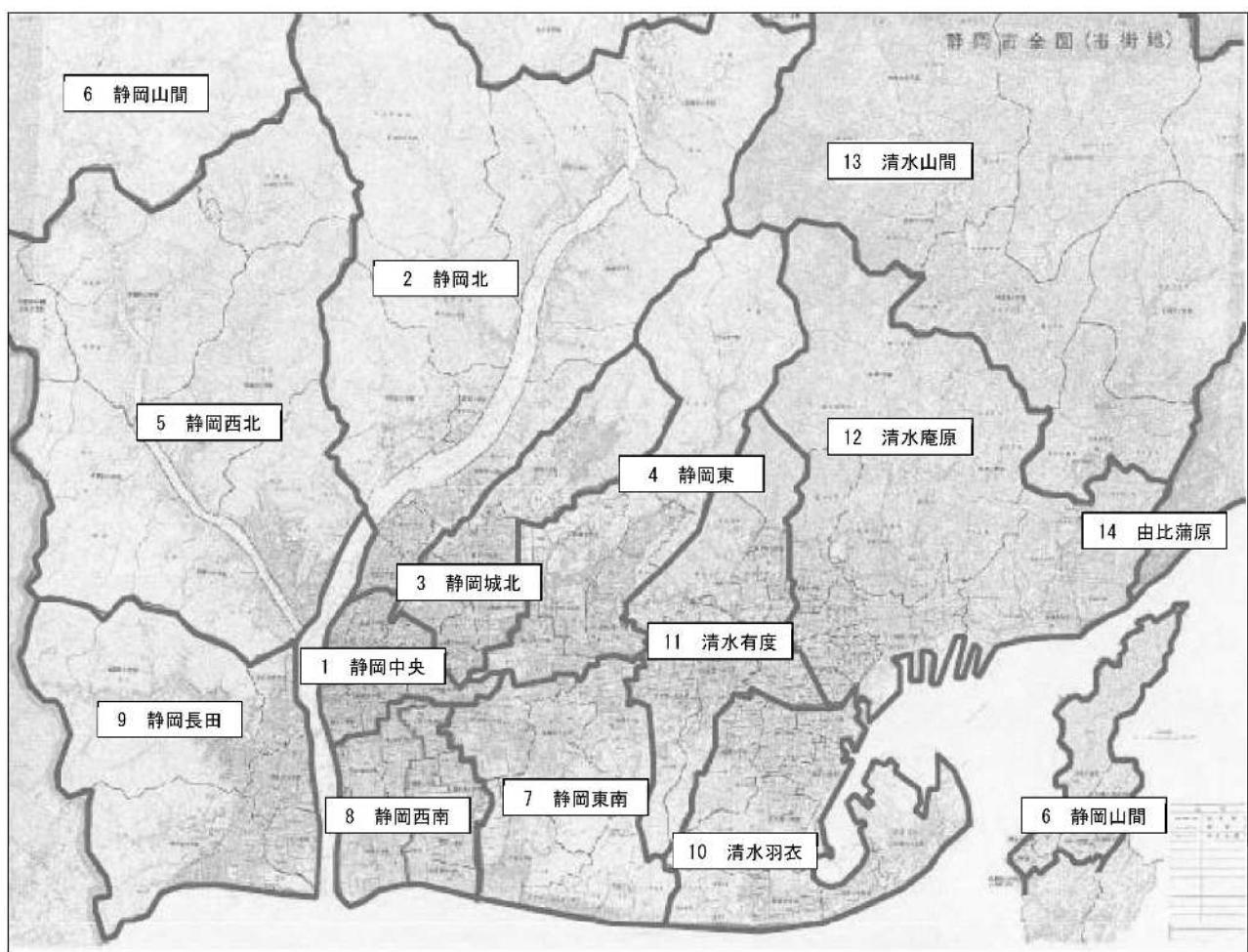
(2) 既存の教育・保育施設の有効活用について

本市には、公立・私立の認定こども園、保育所、幼稚園及び小規模保育事業等の教育・保育施設が計253か所あり（令和6年4月時点）、それぞれの施設が地域と密接な関係を築きながら教育・保育を提供しています。提供区域を定めるにあたっては、これらの既存の施設や事業を活かしたサービスを提供できるよう区域を設定します。

(3) 需要と供給のバランスについて

一つの提供区域を大きく設定した場合、需要と供給の調整やサービスの提供が柔軟に対応できる反面、地域の実情に応じたきめの細かいサービスの提供が難しくなります。一方で、提供区域を小さく設定した場合、ニーズが過少であり、地域に施設がないなど、需要と供給のバランスや提供できるサービスの確保が難しくなります。このような需要と供給の関係について、より適切な状態を確保できるよう提供区域を設定します。

【 幼児期の教育・保育の提供区域図 】



2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業は、事業の目的や内容、利用できる対象者等が事業ごとに異なっており、施設や対応する職員の配置といったサービスの提供体制も異なっています。このことから、事業の提供体制や運用実績等を踏まえながら、市域全体を1区域として対応することが望ましいと考えられるものや、行政区域を1区域として対応することが望ましいと考えられるものなど、取組ごとに適切な提供区域を設定します。

	事業名	提供区域	設定理由
(1)	利用者支援事業	3区域	認定こども園等の申込窓口である各区子育て支援課や母子保健業務に係る各区健康支援課（保健福祉センター）、子どもが属する家庭の福祉に係る各福祉事務所と連携して事業を実施することから、行政区が適切と考えます。
(2)	時間外保育事業 (延長保育)	14区域	保育所等における通常保育時間を延長する事業であり、教育・保育事業と併せての実施が望ましいことから、14区域が適切と考えます。
(3)	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	14区域	通学する小学区内での利用を基本としつつ、状況に応じて、近隣児童クラブの相互利用や小学校区の枠を超えた施設整備などの検討が必要となることから、14区域が適切と考えます。
(4)	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	1区域	利用にあたっては、居住地区に関わらず対応することが望ましいことから、市全体が適切と考えます。
(5)	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	3区域	居住区域に応じて、訪問員と関係機関とが連携を図りながら実施することから、行政区が適切と考えます。
(6)	養育支援訪問事業その他要保護児童等支援に資する事業	1区域	利用にあたっては、居住地区に関わらず対応することが望ましいことから、市全体が適切と考えます。
(7)	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	3区域	利用者が主に車で訪れる実態や現在の配置状況などから、行政区が適切と考えます。
(8)	一時預かり事業	14区域	緊急的な利用が想定されるため、自宅から容易に移動することが可能な場所に配置することが望ましいこと、さらに幼稚園における預かり保育も対象となることから、14区域が適切と考えます。
(9)	病児保育事業<施設型>	<施設型> 3区域	<施設型> 保護者が病中・病後の子どもを主に車で送迎する利用実態から、行政区が適切と考えます。
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業) <緊急サポート>		<緊急サポート> 住民の登録申請に基づく会員制組織のため、細かな区域ごとの計画的な会員配置が困難であることなどから、市全体が適切と考えます。

	事業名	提供区域	設定理由
(10)	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	1 区域	住民の登録申請に基づく会員制組織のため、細かな区域ごとの計画的な会員配置が困難であることなどから、市全体が適切と考えます。
(11)	妊婦健診	1 区域	妊婦の利便性を考慮し、全国の産科医療機関で受診可能であることから、市全体が適切と考えます。
(12)	実費徴収に伴う補足給付事業	1 区域	利用申請を一か所で受け付けし、居住地区に関わらず対応することが望ましいことから、市全体が適切と考えます。
(13)	多様な主体の参入促進事業	1 区域	新たに運営を開始する施設や、特別な支援が必要な子どもを2人以上受け入れる施設が出てきた場合に、必要に応じて対応する事業であることから、市全体が適切と考えます。
(14)	産後ケア事業	1 区域	利用にあたっては、居住地区に関わらず対応することが望ましいことから、市全体が適切と考えます。
(15)	子育て世帯訪問支援事業	1 区域	利用にあたっては、居住地区に関わらず対応することが望ましいことから、市全体が適切と考えます。
(16)	妊婦包括相談支援事業	1 区域	利用にあたっては、居住地区に関わらず対応することが望ましいことから、市全体が適切と考えます。

〔第2節 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策〕

1 量の見込み

提供区域ごとの各年度における量の見込みは、居住する子ども及びその保護者の利用状況並びに、ニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえて設定します。具体的には、利用状況及び利用希望を分析・評価し、参照基準を参考として、認定区分ごと（3号認定は年齢ごと）に量の見込みを定めるものとします。

【 静岡市全体の量の見込み 】

認定区分	量の見込み（単位：人）				
	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
1号（3歳～）	5,216	4,922	4,614	4,419	4,314
2号（3歳～）	7,513 (718)	7,326 (702)	7,076 (679)	6,988 (671)	7,029 (676)
3号（0歳）	1,801 (47.0%)	1,791 (47.9%)	1,770 (49.8%)	1,767 (51.5%)	1,752 (52.5%)
3号（1・2歳）	4,986 (68.6%)	5,012 (69.2%)	5,176 (68.8%)	5,123 (70.4%)	5,075 (71.4%)
合計	19,516	19,051	18,636	18,297	18,170

※ 認定区分2号の各年度の（ ）内は、2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者の数

※ 認定区分3号の各年度の（ ）内は、満3歳未満の子どもの数に対する認定こども園、保育所等の利用定員数の割合

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 確保に当たっての基本的な考え方

幼児期の教育・保育の量の見込みに対する3号認定の供給量不足については、次の基本的な考え方方に沿って、供給量の確保を進めます。

① 幼稚園の認定こども園移行

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等に関わらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

このメリットを活かすことができるよう、認定こども園への移行を希望する幼稚園に対して、事業者の意向や施設の状況などを踏まえながら、積極的に支援を行うことにより認定こども園への移行を推進し、不足する3号認定の供給量を確保します。

② 既存保育施設における利用定員数の変更

少子化が進む中、1号認定及び2号認定については、供給量が需要量に対して、過大になる見通しです。そのため、社会資源の有効活用の観点から、事業者の意向や施設の状況を踏まえながら、既存保育施設において、供給量が十分な1号認定または2号認定の利用定員数を減少し、3号認定の利用定員数の増加を推進することにより、必要な供給量を確保します。

加えて、市立園の配置適正化による統廃合を進めることにより、1号認定及び2号認定の利用定員数の削減を図ります。

③ 待機児童園及び事業所内保育事業（地域枠）の活用

本市独自の施設である待機児童園での受入れを引き続き実施するとともに、事業所内保育事業の地域枠の拡大を図ります。

事業所内保育事業は、柔軟な働き方の実現につながり、保育所等の認可保育施設の整備と比較して、既存施設を利用する点において、迅速な対応が期待できる取組です。

このメリットを活かすことができるよう、事業所内保育事業における受け皿を確保し、働きながら子育てができる環境の整備を推進するとともに、事業所内保育事業で地域の子どもも受け入れることによって、社会資源を有効活用しながら、市全体で受け入れ可能な供給量を拡大していきます。

(2) 確保方策

前記の基本的な考え方方に沿って、各提供区域における幼児期の教育・保育の量の見込みに対して適正な供給量を、令和11年度（計画最終年度）までに確保できるよう、次のとおり確保方策を講じていきます。

【確保方策の概要】

確保方策の内容	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	合計
幼稚園の認定こども園移行	2か所	5か所	3か所	1か所	11か所
既存保育施設の定員変更	3か所	17か所	9か所	4か所	33か所
事業所内保育事業における地域枠拡大	6か所	1か所	1か所	0か所	8か所

静岡市全体
量の見込みと確保方策

(単位：人)

		合計7年度 (2025年度)			合計8年度 (2026年度)			合計9年度 (2027年度)			合計10年度 (2028年度)			合計11年度 (2029年度)			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号		
①量の見込み	5,216	7,513	1,801	4,986	4,922	7,326	1,781	5,012	4,614	7,076	5,176	4,419	6,988	1,767	5,123	4,314	
特定教育・保育施設	6,632	9,000	1,371	4,392	6,581	9,038	1,371	4,412	6,581	9,173	1,408	4,516	6,581	9,218	1,453	4,556	6,477
②特定地域型保育事業	-	460	-	-	460	-	-	-	460	-	-	-	-	-	460	-	-
保育事業所内保育事業※1	-	45	305	648	-	45	305	648	-	45	305	648	-	45	305	648	-
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	-	-	24	57	-	-	33	73	-	-	35	77	-	-	37	81	-
待機児園	-	-	87	21	-	-	87	21	-	-	87	21	-	-	87	21	-
③△過不足	1,876	1,532	△ 14	132	2,119	1,757	5	142	2,427	2,142	65	86	2,622	2,275	115	183	2,623
保育利用率※2	-	-	47.0%	68.6%	-	-	47.9%	69.2%	-	-	49.8%	68.8%	-	51.5%	70.4%	-	52.5%
※2 滞3歳未満の子どもの数に対する、確保方策（利用定員数）の割合（以下同）																	
※1 特定地域型保育事業に含まれるものを除く（以下同）																	

確保の内容

		合計7年度 (2025年度)			合計8年度 (2026年度)			合計9年度 (2027年度)			合計10年度 (2028年度)			合計11年度 (2029年度)			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号		
①幼稚園の認定こども園移行	-	99	9	60	-	150	15	60	-	90	9	36	-	30	3	12	-
②保育施設の定員変更	△ 51	△ 61	△ 9	△ 40	-	△ 15	22	44	-	△ 45	30	-	△ 104	△ 45	3	-	-
③事業所内保育事業における地域枠の拡大	-	-	9	16	-	-	2	4	-	2	4	-	-	-	-	-	
50所																	
30所																	
170所																	
90所																	
100所																	
120所																	
40所																	
170所																	
120所																	

静岡中央
量の見込みと確保方策

(単位:人)

1号	合和7年度 (2025年度)			合和8年度 (2026年度)			合和9年度 (2027年度)			合和10年度 (2028年度)			合和11年度 (2029年度)		
	2号		3号	1号		2号	3号		1号		2号	3号		1号	
	学校教育 利用希望 以外	0歳 1歳	0歳 1歳	学校教育 利用希望 以外	0歳 1歳	1号									
①量の見込み	575	76	440	516	124	369	563	75	431	506	124	373	546	73	417
量の見込み	△28	16	92	108	61	114	△27	16	90	106	61	116	△26	15	88
特定教育・保育施設	536	665	124	373	536	665	124	373	536	665	132	385	536	755	138
確保を受けない幼稚園	190	-	-	-	190	-	-	-	190	-	-	-	-	-	-
特定地域型保育事業	-	-	30	60	-	-	30	60	-	-	30	60	-	-	-
事業所内保育事業	-	-	9	23	-	-	12	27	-	-	14	31	-	-	-
幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②～③過不足	179	41	△22	△27	190	53	△19	△29	206	102	△9	△29	220	178	△4
保育利用率	-	-	58.2%	75.2%	-	-	59.9%	76.9%	-	64.7%	78.5%	-	67.2%	83.9%	-
															69.8% 87.4%

確保の内容

1号	合和7年度 (2025年度)			合和8年度 (2026年度)			合和9年度 (2027年度)			合和10年度 (2028年度)			合和11年度 (2029年度)		
	2号		3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
	0歳	1歳	0歳	1歳	0歳	1歳	0歳	1歳	0歳	1号	2号	3号	0歳	1歳	0歳
①幼稚園の移住こども園移行	-	-	-	-	-	-	30	3	12	-	-	-	30	3	12
②既存保育施設の定員変更	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-
③事業所内保育事業における 地域拠点の拡大	-	-	3	4	-	-	2	4	-	-	-	-	-	-	-

*量の見込みにおける地区別の子ども: 静岡北・静岡西・静岡東・静岡城北・静岡城東・静岡東南・静岡西南・静岡田中区議会からの流入

静岡北
量の見込みと確保方策

(単位：人)

	合和7年度 (2025年度)						合和8年度 (2026年度)						合和9年度 (2027年度)						合和10年度 (2028年度)						合和11年度 (2029年度)					
	1号			2号			3号			1号			2号			3号			1号			2号			3号					
	学校教育 利用希望 以外	0歳 ～ 左記 以外	1歳 ～ 2歳																											
①量の見込み の見込み 地区別の子ども※	330	496	141	349	323	487	139	337	311	471	135	342	300	69	388	457	134	336	294	450	132	333								
△量の見込み △9△50	75	421	△59	△18	△36	15	△9	△48	△18	△35	15	△8	△48	△56	△17	△36	14	△8	△46	△54	△17	△45	△35							
特定教育・保育施設	404	520	103	295	404	520	103	295	404	560	109	307	404	560	109	307	404	560	109	307	367	535	109	307						
②権利を受けてない幼稚園 特定地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業所内保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
幼稚園及び預かり保育 (長時間・週年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
②-①過不足	58	83	△14	△6	66	90	△12	5	78	135	△3	13	90	147	△2	18	59	138	-	21										
保育利用率					42.1%	64.6%				42.7%	66.6%		46.2%	68.3%		46.6%	69.5%		47.5%	70.1%										

確保の内容

	合和7年度 (2025年度)						合和8年度 (2026年度)						合和9年度 (2027年度)						合和10年度 (2028年度)						合和11年度 (2029年度)					
	1号			2号			3号			1号			2号			3号			1号			2号			3号					
	0歳 ～ 左記 以外	1歳 ～ 2歳	0歳 ～ 左記 以外	0歳 ～ 左記 以外	1号	2号	0歳 ～ 左記 以外																							
①幼稚園の認定こども園移行	-	-	-	-	-	-	-	30	3	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
②貯蔵保育施設の定員変更	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
③事業所内保育事業における 地図移入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

※量の見込みにおける地区別の子ども：静岡中央・静岡城北区域等への流出、静岡中央・静岡城北・静岡山崎区域からの流入

静岡城北

星の見込みと確保方策

(単位：人)

	合和7年度 (2025年度)			合和8年度 (2026年度)			合和9年度 (2027年度)			合和10年度 (2028年度)			合和11年度 (2029年度)			
	1号 学校教育 利用希望 以外	2号 左記 0歳	3号 1歳 0歳													
①量の見込み	601	84	608	147	452	579	692	84	607	146	444	549	691	82	598	
量の見込み 地区の子ども達	13	1	11	12	23	15	12	1	11	23	15	12	1	10	11	10
特定教養・保育施設	700	723	700	347	120	723	120	347	700	723	120	360	700	753	123	372
確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②特定地域型保育事業	-	-	30	66	-	-	30	66	-	-	30	66	-	-	30	66
保育事業内保育事業	-	-	2	4	-	-	2	4	-	-	2	4	-	-	2	4
幼稚園及び預かり保育 (長時間・遠年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
待機児童園	-	-	9	9	-	-	9	9	-	-	9	9	-	-	9	9
③過不足	86	19	△9	△41	109	20	△8	△33	139	32	△3	△25	163	67	1	△6
保育利用率	-	-	48.3%	59.3%	-	-	48.8%	60.5%	-	-	49.8%	61.7%	-	-	51.4%	64.3%
																52.2%
																65.2%

確保の内容

	合和7年度 (2025年度)			合和8年度 (2026年度)			合和9年度 (2027年度)			合和10年度 (2028年度)			合和11年度 (2029年度)			
	1号 3号 0歳	2号 1歳 0歳	3号 1歳 0歳	1号 3号 0歳	2号 1歳 0歳	3号 1歳 0歳	1号 3号 0歳	2号 1歳 0歳	3号 1歳 0歳	1号 3号 0歳	2号 1歳 0歳	3号 1歳 0歳	1号 3号 0歳	2号 1歳 0歳	3号 1歳 0歳	
①幼稚園の添足こども園移行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②既存保育施設の定員変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
③事業所内保育事業における地域枠の拡大	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※量の見込みにおける地区の子ども：静岡東区議会からの流入

静岡東

量の見込みと確保方策

(単位：人)

	合和7年度 (2025年度)						合和8年度 (2026年度)						合和9年度 (2027年度)						合和10年度 (2028年度)						合和11年度 (2029年度)						
	1号			2号			3号			1号			2号			3号			1号			2号			3号			1号			
	学級教育 利用希望 以外	0歳 左記	1～2歳	0歳	1～2歳	左記 以外	学級教育 利用希望	0歳	1～2歳	左記 以外	0歳	1～2歳	左記 以外	0歳	1～2歳	左記 以外	0歳	1～2歳	左記 以外	0歳	1～2歳	左記 以外	0歳	1～2歳	左記 以外	0歳	1～2歳	左記 以外	0歳	1～2歳	
①量の見込み	379	684	160	466	366	60	621	161	458	347	59	608	667	161	467	335	58	605	664	163	462	322	58	600	658	163	461	658	163	461	
量の見込み 他の区域の子ども※	△ 91	△ 61	△ 623	△ 32	△ 16	△ 34	△ 88	△ 3	△ 29	△ 16	△ 32	△ 33	△ 84	△ 3	△ 28	△ 16	△ 34	△ 81	△ 3	△ 28	△ 16	△ 34	△ 78	△ 3	△ 28	△ 31	△ 16	△ 34	△ 31	△ 16	△ 34
特定教育・保育施設	420	775	121	369	420	775	121	369	420	775	121	369	420	775	121	369	420	775	121	369	420	775	121	369	420	775	121	369	420	775	121
②確話を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
保育特定地域型保育事業	-	-	-	36	72	-	-	-	36	72	-	-	-	36	72	-	-	36	72	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業所内保育事業	-	-	2	7	-	-	-	-	2	7	-	-	-	2	7	-	-	2	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
②-①過不足	132	123	15	16	142	126	14	23	157	139	14	15	166	142	12	20	176	148	12	20	176	148	12	21	148	12	21	148	12	21	
保育利用率	-	-	-	46.9%	64.3%	-	-	-	47.5%	65.9%	-	-	-	48.6%	65.0%	-	-	48.8%	66.2%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

確保の内容

	合和7年度 (2025年度)						合和8年度 (2026年度)						合和9年度 (2027年度)						合和10年度 (2028年度)						合和11年度 (2029年度)					
	1号			2号			3号			1号			2号			3号			1号			2号			3号			1号		
	0歳	1～2歳	左記	0歳	1～2歳	左記	0歳	1～2歳	左記	0歳	1～2歳	左記	0歳	1～2歳	左記	0歳	1～2歳	左記	0歳	1～2歳	左記	0歳	1～2歳	左記	0歳	1～2歳	左記	0歳	1～2歳	
①幼稚園の認定こども園移行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②既存保育施設の定員変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
③事業所内保育事業における地図の拡大	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※量の見込みにおける他区域の子ども：静岡城北・静岡東向区域等への流出

静岡西北
量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度 (2025年度)						令和8年度 (2026年度)						令和9年度 (2027年度)						令和10年度 (2028年度)						令和11年度 (2029年度)							
	1号			2号			3号			1号			2号			3号			1号			2号			3号			1号				
	学級教育利用希望以外	左記 0歳	1～2歳	学級教育利用希望	左記 0歳	1～2歳	学級教育利用希望	左記 0歳	1～2歳	学級教育利用希望	左記 0歳	1～2歳	学級教育利用希望	左記 0歳	1～2歳	学級教育利用希望	左記 0歳	1～2歳	学級教育利用希望	左記 0歳	1～2歳	学級教育利用希望	左記 0歳	1～2歳	学級教育利用希望	左記 0歳	1～2歳	学級教育利用希望	左記 0歳	1～2歳		
①量の見込み	154	-	332	67	223	147	324	67	221	140	-	314	67	230	133	-	305	67	231	128	-	299	66	228	-	-	-	-	-			
量の見込み	-	-	△34	△16	△32	-	-	△33	-	△16	△31	-	△32	△16	△33	-	-	△31	△16	△33	-	-	△30	△16	△32	-	-	-	-	-		
地区域の子ども※	-	-	△34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
特定教育・保育施設	296	389	50	165	296	389	50	165	296	389	50	165	296	389	50	165	296	389	50	165	296	389	50	165	296	389	50	165	296	389	50	165
②確保受けない属性園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
特定地型保育事業	-	-	-	18	36	-	-	18	36	-	-	-	-	-	-	-	18	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
事業所内保育事業	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
③適不足	142	91	17	11	149	98	17	12	156	107	17	5	163	115	17	4	131	105	18	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
保育利用率	-	-	-	47.9%	62.2%	-	-	48.9%	63.7%	-	-	-	-	49.3%	62.3%	-	-	50.0%	63.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

確保の内容

	令和7年度 (2025年度)						令和8年度 (2026年度)						令和9年度 (2027年度)						令和10年度 (2028年度)						令和11年度 (2029年度)					
	1号			2号			3号			1号			2号			3号			1号			2号			3号			1号		
	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳
①幼稚園の認定こども園移行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
②既存保育施設の定員変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
③事業所内保育事業における地図移行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
※量の見込みにおける地区域の子どもたち：静岡中央・静岡北・静岡長田区域への抽出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

静岡山間
量の見込みと確保方策

(単位:人)

	令和7年度 (2025年度)				令和8年度 (2026年度)				令和9年度 (2027年度)				令和10年度 (2028年度)				令和11年度 (2029年度)			
	1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号			
	学校教育 利用希望 以外	0歳	1～2歳	学校教育 利用希望 以外	0歳	1～2歳	学校教育 利用希望 以外	0歳	1～2歳	学校教育 利用希望 以外	0歳	1～2歳	学校教育 利用希望 以外	0歳	1～2歳	学校教育 利用希望 以外	0歳	1～2歳		
①量の見込み	6	16	4	10	4	12	4	9	5	13	4	9	4	11	4	9	4	10	4	9
■の見込み	△5	-	16	△9	△4	△10	△3	-	△7	△4	△9	△4	△4	△7	△4	△9	△3	△6	△4	△9
他の区域の子ども※	-	△9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△6	-	-
特定教育・保育施設	36	36	-	-	36	36	-	-	36	-	36	-	36	-	36	-	-	36	-	-
②確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業所内保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②③過不足	35	29	-	-	35	31	-	-	35	30	-	-	35	31	-	-	35	32	-	-
保育利用率	-	-	-	-	0.0%	0.0%	-	-	0.0%	0.0%	-	-	0.0%	0.0%	-	-	0.0%	0.0%	-	0.0%

確保の内容

	令和7年度 (2025年度)				令和8年度 (2026年度)				令和9年度 (2027年度)				令和10年度 (2028年度)				令和11年度 (2029年度)			
	1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号			
	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳		
①幼稚園の認定こども園移行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②既存保育施設の定員変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
③事業所内保育事業における 地図件の追大	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※量の見込みにおける地区域の子ども：静岡北・静岡東北区域への流出

静岡東南

(单位：人)

論語の内容

* 見込みにおける他の区城の子ども：静岡西町・静岡長田区町等への流出、静岡東区町等からの流入。

静岡西南

星の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度 (2025年度)			令和8年度 (2026年度)			令和9年度 (2027年度)			令和10年度 (2028年度)			令和11年度 (2029年度)			
	1号		2号	1号		3号	1号		2号	1号		2号	1号		2号	
	学校教育 利用希望 以外	0歳 1-2歳	0歳 1-2歳													
①量の見込み	814	917	255	677	759	138	881	258	699	710	132	715	847	260	726	686
量の見込み のうち、 他の区域の子ども※	51	143	127	61	61	48	122	△6	62	45	18	99	117	△6	65	43
特定教育・保育施設	1,012	1,199	172	610	1,012	1,253	178	640	1,012	1,283	181	652	1,012	1,222	178	630
確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②確定地図型保育事業	-	-	42	102	-	-	42	102	-	-	42	102	-	-	42	102
保育事業所内保育事業	-	-	6	12	-	-	6	12	-	-	6	12	-	-	6	12
幼稚園及び保育園(長時間・通年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
待機児童園	-	-	42	12	-	-	42	12	-	-	42	12	-	-	42	12
②～③退不足	147	155	13	△2	205	250	16	5	257	319	17	△13	283	263	9	△6
保育利用率	-	-	-	42.9%	68.6%	-	-	44.4%	69.2%	-	45.4%	67.7%	-	45.0%	66.4%	-
																45.3% 66.7%

確保の内容

	令和7年度 (2025年度)			令和8年度 (2026年度)			令和9年度 (2027年度)			令和10年度 (2028年度)			令和11年度 (2029年度)			
	1号		2号	1号		3号	1号		2号	1号		2号	1号		2号	
	0歳 1-2歳	0歳 1-2歳	0歳 1-2歳	0歳 1-2歳	0歳 1-2歳	0歳 1-2歳	0歳 1-2歳	0歳 1-2歳	0歳 1-2歳	0歳 1-2歳	0歳 1-2歳	0歳 1-2歳	0歳 1-2歳	0歳 1-2歳	0歳 1-2歳	
①幼稚園の認定こども園移行	-	54	6	30	-	30	3	12	-	-	△61	△3	△24	-	-	-
②既存保育施設の定員変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
③事業所内保育事業における 地域拡大	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※量の見込みにおける他区域の子ども：静岡中央・静岡東・静岡美浜区などからの流入

静岡長田
量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度 (2025年度)						令和8年度 (2026年度)						令和9年度 (2027年度)						令和10年度 (2028年度)						令和11年度 (2029年度)								
	1号			2号			3号			1号			2号			3号			1号			2号			3号			1号			2号		
	学級別 利用希望 以外	0歳 在記	1～2歳 在記	0歳 在記 以外	1～2歳 在記	0歳 在記 以外	学級別 利用希望 以外	0歳 在記	1～2歳 在記	0歳 在記 以外	1～2歳 在記	0歳 在記 以外	学級別 利用希望 以外	0歳 在記	1～2歳 在記	0歳 在記 以外	1～2歳 在記	0歳 在記 以外	1～2歳 在記	0歳 在記 以外	1～2歳 在記	0歳 在記 以外	1～2歳 在記	0歳 在記 以外	1～2歳 在記	0歳 在記 以外	1～2歳 在記	0歳 在記 以外	1～2歳 在記	0歳 在記 以外			
①量の見込み	541	43	591	150	453	634	497	41	573	149	476	460	598	40	558	147	494	439	559	599	147	492	433	559	623	146	486	42	581				
量の見込み 性区城の子ども※	72	-	-	5	2	66	-	-	5	2	61	-	-	5	2	59	-	-	5	2	58	-	-	-	-	5	2	-	-	-			
特定教育・保育施設	946	890	141	425	946	890	141	425	946	890	143	458	946	890	143	458	946	890	143	458	946	890	143	458	946	890	143	458	946	890	143	458	
②幼稚園を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
保育特定地域型保育事業	-	-	-	18	36	-	-	-	18	36	-	-	-	-	-	18	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業所内保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
幼稚園及び保育園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
(長崎町・通年)	333	256	4	6	383	276	5	△17	425	292	9	△2	448	291	9	-	455	267	10	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
③遇不延	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
保育利用率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
44.9%	44.6%	44.9%	66.6%	44.9%	66.6%	44.9%	66.6%	44.9%	64.6%	45.6%	64.6%	45.6%	64.6%	45.6%	64.6%	45.6%	64.6%	45.6%	64.6%	46.7%	65.7%	46.7%	65.7%	46.9%	66.9%	47.2%	67.8%	47.2%	67.8%	47.2%	67.8%		

確保の内容

	令和7年度 (2025年度)						令和8年度 (2026年度)						令和9年度 (2027年度)						令和10年度 (2028年度)						令和11年度 (2029年度)								
	1号			2号			3号			1号			2号			3号			1号			2号			3号			1号			2号		
	0歳 在記	1～2歳 在記	0歳 在記 以外	0歳 在記	1～2歳 在記	0歳 在記 以外	0歳 在記	1～2歳 在記	0歳 在記 以外	0歳 在記	1～2歳 在記	0歳 在記 以外	0歳 在記	1～2歳 在記	0歳 在記 以外	0歳 在記	1～2歳 在記	0歳 在記 以外	0歳 在記	1～2歳 在記	0歳 在記 以外	0歳 在記	1～2歳 在記	0歳 在記 以外	0歳 在記	1～2歳 在記	0歳 在記 以外	0歳 在記	1～2歳 在記	0歳 在記 以外			
①幼稚園の認定こども園移行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
②既存保育施設の定員変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
③事業所内保育事業における 地域拡大	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
6カ所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

※量の見込みにおける地区や子ども：静岡中央・静岡東南・静岡西地区或はからの流入

清水羽衣
星の見込みと確保方策

(単位:人)

	合和7年度 (2025年度)						合和8年度 (2026年度)						合和9年度 (2027年度)						合和10年度 (2028年度)						合和11年度 (2029年度)							
	1号			2号			3号			1号			2号			3号			1号			2号			3号			1号				
	学校教育 利用希望 以外	在籍 0歳	1~2歳	学校教育 利用希望 以外	在籍 0歳	1~2歳	学校教育 利用希望 以外	在籍 0歳	1~2歳	学校教育 利用希望 以外	在籍 0歳	1~2歳	学校教育 利用希望 以外	在籍 0歳	1~2歳	学校教育 利用希望 以外	在籍 0歳	1~2歳	学校教育 利用希望 以外	在籍 0歳	1~2歳	学校教育 利用希望 以外	在籍 0歳	1~2歳	学校教育 利用希望 以外	在籍 0歳	1~2歳	学校教育 利用希望 以外	在籍 0歳	1~2歳		
①量の見込み	359	727	158	453	335	79	629	157	449	304	75	597	153	464	286	672	152	462	272	73	587	660	152	462	272	73	585	658	149	455		
量の見込み 地区児童子ども※	6	△59	△5	△27	5	△6	△52	△5	△26	5	△6	△49	△5	△28	4	△6	△48	△5	△27	4	△6	△47	△53	△5	△27	4	△6	△47	△53	△5	△27	
特定教育・保育施設	465	747	112	402	465	792	115	432	465	792	121	432	465	792	127	432	465	792	127	432	465	792	130	432	-	-	-	-	-	-	-	-
②権益を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
保育特定地域型保育事業	-	-	12	24	-	-	-	12	24	-	-	-	-	12	24	-	-	12	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業所内保育事業	-	-	-	-	-	-	-	2	4	-	-	-	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
幼稚園及び保育園 (長時間・通年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
③過不足	100	79	△29	-	125	142	△23	37	156	175	△13	24	175	186	△6	25	189	187	-	32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
保育利用率率	-	-	-	-	41.3%	64.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

確保の内容

	合和7年度 (2025年度)						合和8年度 (2026年度)						合和9年度 (2027年度)						合和10年度 (2028年度)						合和11年度 (2029年度)					
	1号			2号			3号			1号			2号			3号			1号			2号			3号			1号		
	0歳	1~2歳	0歳	1~2歳	0歳	1~2歳	0歳	1~2歳	0歳	1~2歳	0歳	1~2歳	0歳	1~2歳	0歳	1~2歳	0歳	1~2歳	0歳	1~2歳	0歳	1~2歳	0歳	1~2歳	0歳	1~2歳	0歳	1~2歳	0歳	1~2歳
①幼稚園の認定こども園移行	-	45	3	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②貯蔵保育施設の住民変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
③事業所内保育事業における 地域外の拠点	-	-	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

*量の見込みにおける地区:認定子ども:海水有度・海水塩度区域等への流出、静岡東海・海水塩度区域等からの流入

清水有度

(单位：人)

確保の内容

*量の見込みにおける他区域の子ども：清水羽衣・清水庵原区域等からの流入

清水電原
星の見込みと確保方策

(単位:人)

	令和7年度 (2025年度)			令和8年度 (2026年度)			令和9年度 (2027年度)			令和10年度 (2028年度)			令和11年度 (2029年度)				
	1号		2号	1号		2号	1号		2号	1号		2号	1号		2号		
	学校教育 利用希望 以外	0歳	1歳	学校教育 利用希望 以外	0歳	1歳	学校教育 利用希望 以外	0歳	1歳	学校教育 利用希望 以外	0歳	1歳	学校教育 利用希望 以外	0歳	1歳	1歳	
① 署の見込み	233	832	140	440	213	21	797	138	428	191	732	135	442	177	729	133	434
■ 見込み地区の子ども※	△9	38	12	22	△8	1	36	12	22	△7	1	34	11	23	△7	1	33
特定教育・保育施設	295	1,101	153	520	295	1,101	153	520	295	1,101	153	520	295	1,101	153	520	295
確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
② 特定地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保育事業所内保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
待機児童園	-	36	-	-	-	-	36	-	-	-	36	-	-	-	36	-	-
③ 滞留不足	71	231	55	106	90	268	57	118	111	315	61	103	125	339	63	111	135
保育利用率	-	-	76.7%	100.9%	-	77.8%	103.6%	-	79.3%	100.5%	-	80.9%	102.2%	-	82.5%	103.8%	-

確保の内容

	令和7年度 (2025年度)			令和8年度 (2026年度)			令和9年度 (2027年度)			令和10年度 (2028年度)			令和11年度 (2029年度)			
	1号		2号													
	学校教育 利用希望 以外	0歳	1歳	1歳												
① 幼稚園の認定こども園移行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②既存保育施設の定員変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
③事業所内保育事業における 地域拠点の拡大	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※署の見込みにおける地区の子ども：清水羽衣区域等への流出、清水羽衣・清水与良・清水山崎区域等からの流入

清水山間
量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度 (2025年度)						令和8年度 (2026年度)						令和9年度 (2027年度)						令和10年度 (2028年度)						令和11年度 (2029年度)										
	1号			2号			3号			1号			2号			3号			1号			2号			3号			1号			2号				
	学校教育 利用希望 以外	0歳	1～2歳	学校教育 利用希望 以外	0歳	1～2歳	学校教育 利用希望 以外	0歳	1～2歳	学校教育 利用希望 以外	0歳	1～2歳	学校教育 利用希望 以外	0歳	1～2歳	学校教育 利用希望 以外	0歳	1～2歳	学校教育 利用希望 以外	0歳	1～2歳	学校教育 利用希望 以外	0歳	1～2歳	学校教育 利用希望 以外	0歳	1～2歳	学校教育 利用希望 以外	0歳	1～2歳					
①量の見込み	28	48	7	15	24	42	7	16	22	39	7	17	21	36	6	16	20	36	6	16	36	6	16	36	6	16	36	6	16						
量の見込み	△3	△37	△4	△10	△2	△33	△4	△10	△2	△30	△4	△10	△2	△3	△10	△2	△28	△3	△10	△2	△28	△3	△10	△2	△28	△3	△10	△2	△28						
特定教育・保育施設	104	45	3	10	104	45	3	10	104	45	3	10	104	45	3	10	104	45	3	10	104	45	3	10	104	45	3	10	104	45	3	10			
確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特定保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業所内保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
幼稚園及び保育 (長時間・通年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②①過不足	79	34	-	5	82	36	-	4	84	36	-	3	85	37	-	4	86	37	-	4	86	37	-	4	86	37	-	4	86	37	-	4	86		
保育利用率						16.7%	30.3%			17.6%	28.6%			17.6%	28.6%			18.8%	29.4%			18.8%	29.4%			18.8%	29.4%			18.8%	29.4%			18.8%	29.4%

確保の内容

	令和7年度 (2025年度)						令和8年度 (2026年度)						令和9年度 (2027年度)						令和10年度 (2028年度)						令和11年度 (2029年度)										
	1号			2号			3号			1号			2号			3号			1号			2号			3号			1号			2号				
	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳			
①幼稚園の認定こども園移行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②貯蔵保育施設の定員変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
③事業所内保育事業における 地図表示の拡大	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

*量の見込みにおける地区別の子ども：清水南原区域への流出

由比蒲原
量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度 (2025年度)						令和8年度 (2026年度)						令和9年度 (2027年度)						令和10年度 (2028年度)						令和11年度 (2029年度)								
	1号			2号			3号			1号			2号			3号			1号			2号			3号			1号			2号		
	学校教育利用希望以外	左記 0歳	1～2歳	学校教育利用希望以外	左記 0歳	1～2歳	学校教育利用希望以外	左記 0歳	1～2歳	学校教育利用希望以外	左記 0歳	1～2歳	学校教育利用希望以外	左記 0歳	1～2歳	学校教育利用希望以外	左記 0歳	1～2歳	学校教育利用希望以外	左記 0歳	1～2歳	学校教育利用希望以外	左記 0歳	1～2歳	学校教育利用希望以外	左記 0歳	1～2歳	学校教育利用希望以外	左記 0歳	1～2歳			
①量の見込み	72	157	24	77	67	24	153	24	75	61	24	76	58	142	22	75	54	137	21	73													
見込み地区域の子ども※	△8	△5	△6	△3	△7	-	△5	△6	△3	△7	-	△5	△6	△3	△6	-	△5	△6	△3	△6	-	△5	△6	△3	△5	△6	△3	△5	△6	△3			
特定教育・保育施設	125	265	27	111	74	204	18	71	74	204	18	71	74	204	18	71	74	204	18	71	74	204	18	71									
②確認を受けない幼稚園	90	-	-	-	90	-	-	-	-	90	-	-	-	90	-	-	-	-	-	-	90	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
保育特定地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
事業所内保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
幼稚園及び預かり保育 (長時間・遅年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
③①過不足	151	113	9	37	104	56	-	△1	110	65	-	△2	112	67	2	△1	116	72	3	1													
保育利用率					51.9%	99.1%				34.6%	64.5%			34.6%	64.0%			37.5%	65.1%			39.1%	66.4%										

確保の内容

	令和7年度 (2025年度)						令和8年度 (2026年度)						令和9年度 (2027年度)						令和10年度 (2028年度)						令和11年度 (2029年度)								
	1号			2号			3号			1号			2号			3号			1号			2号			3号			1号			2号		
	学校教育利用希望以外	左記 0歳	1～2歳	学校教育利用希望以外	左記 0歳	1～2歳	学校教育利用希望以外	左記 0歳	1～2歳	学校教育利用希望以外	左記 0歳	1～2歳	学校教育利用希望以外	左記 0歳	1～2歳	学校教育利用希望以外	左記 0歳	1～2歳	学校教育利用希望以外	左記 0歳	1～2歳	学校教育利用希望以外	左記 0歳	1～2歳	学校教育利用希望以外	左記 0歳	1～2歳	学校教育利用希望以外	左記 0歳	1～2歳			
①幼稚園の認定こども園移行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
②既存保育施設の定員変更	△51	△61	△9	△40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
③事業所内保育事業における 地域拠点の拡大	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

※量の見込みにおける地区別の子ども：海水浴場区域等への流出

3 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及

① 基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等に関わらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえて、そのメリットを活かすことができるよう認定こども園の普及に取り組みます。

特に、幼保連携型認定こども園については、「学校及び児童福祉施設」として単一の認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえ、その普及を推進します。

また、認定こども園への移行を希望する既存施設に対しては、事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえながら積極的に支援を行います。

② 幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合の需給調整

幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を促進するため、全ての園が認定こども園に移行した場合であっても、全ての認定区分の利用定員が設定できるよう需給調整上の特例を設けます。

幼稚園及び保育所から認定こども園へ移行の認可・認定の申請があった場合は、2の(2)の量の見込みと確保方策において定める必要な教育・保育の供給量として確保する数に、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年7月2日内閣府告示第159号）第三の四の2(2)ウ」に規定する需給調整上の特例として定める数を加えた数に既に達しているか、又は認可によりこれを超えることになると認めるとときを除き、認可を行うこととします。

【需給調整上の特例として定める数の考え方】

次の数に園数を乗じて得た数とします。

- ・ 1号認定（保育所からの移行）及び2号認定（幼稚園からの移行）
子どもにとって一定規模での教育・保育を確保することが望ましいことなどを踏まえ、1園あたり30人
- ・ 3号認定（幼稚園からの移行）
2号認定の子どもの数との整合性、基準上必要となる職員配置が0歳児3人につき1人、1・2歳児6人につき1人であることなどを踏まえ、1園あたり15人

【需給調整上の特例として定める数】

(単位：人)

1号	2号	3号
1,500	660	330

個別の園の具体的な定数については、上記の数の範囲内で、各園の規模・利用状況、地域の需給状況等を踏まえて設定します。

(2) 教育・保育施設、地域型保育事業、小学校との連携の推進

幼児期の教育・保育の量の確保と質の充実を図るためにには、認定こども園、幼稚園、保育所の教育・保育施設と3歳未満児の保育を行う小規模保育事業等の地域型保育事業が連携・補完することが必要です。このために、地域型保育事業については、満3歳以降、引き続き教育・保育が受けられるように連携施設を設けるとともに、利用者支援事業により受入施設の情報提供・コーディネートを行い、3歳以上児の教育・保育への円滑な接続を確保していきます。

また、学校教育のはじまりとしての幼児教育（幼稚園、保育所、認定こども園）と小学校教育が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、子どもの発達や学びの一体的提供を保障するため、幼児期から小学校への円滑な接続を目指した連携強化に取り組みます。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付については、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮した給付方法により実施します。

第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 量の見込み

各年度における提供区域ごとの量の見込みは、居住する子ども及びその保護者の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて設定します。具体的には、利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌標準及び本市の状況を踏まえながら各事業ごとに量の見込みを定めるものとします。

◆静岡市全体の量の見込み◆

事業名	単位 (年)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
(1) 利用者支援事業	か所	18	18	18	18	18
(2) 時間外保育事業 (延長保育)	人	4,463	4,410	4,376	4,331	4,324
(3) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	人	6,780	6,616	6,427	6,275	6,103
(4) 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	人日	215	215	215	215	215
(5) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	人	3,741	3,690	3,643	3,593	3,540
(6) 養育支援訪問事業その他要保護児童等 支援に資する事業	世帯	25	25	25	25	25
(7) 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	人回	205,054	200,781	199,367	197,736	192,235
	か所	21	21	21	21	21
(8) 一時預かり事業	幼稚園利用	人日	154,492	148,654	141,882	138,447
	地域密着型	人日	28,019	27,371	26,877	26,367
(9) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	人日	12,345	11,981	11,618	11,279	10,949
(10) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	人日	7,266	7,048	6,833	6,632	6,439
(11) 妊婦健診	人	3,808	3,756	3,708	3,657	3,603
	人回	46,608	45,972	45,387	44,764	44,104
(12) 実費徴収に伴う補足給付事業	人	237	232	227	222	221
(13) 多様な主体の 参入促進事業	巡回支援	回	0	4	10	6
	特別教育・ 保育経費	人	6	6	6	6

事業名		単位 (年)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
(14) 産後ケア事業	宿泊型	日	257	257	257	257	257
	日帰り型 (相談と休息タイプ)	日	300	300	300	300	300
	日帰り型 (相談タイプ)	回	2,244	2,244	2,244	2,244	2,244
	訪問型	回	1,961	1,961	1,961	1,961	1,961
(15) 子育て世帯訪問支援事業	養育支援訪問	世帯	2	2	2	2	2
	ヤングケアラーヘルパー派遣	世帯	14	16	19	23	28
(16) 妊婦等包括相談支援事業		人	748	738	729	719	708

※単位の「人日」は延べ利用人数、「人回」は延べ利用回数

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

事業ごとに設定した提供区域ごとに、「量の見込み」に対応するよう、提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定します。

◆確保方策の概要◆

事業名		令和11年度 (2029年度) 末の 確保量	確保方策の考え方
(1) 利用者支援事業	特定型 (保育コーディネーター)	3か所	身近な場所において、情報提供や相談が実施できるよう、各区役所窓口等において、提供体制を確保していきます。
	基本型 (子ども未来サポート)	12か所	
	こども家庭センター型 (こども家庭センター)	3か所	
(2) 時間外保育事業 (延長保育)		4,324人	今後のすべてのニーズに対応できるよう、提供体制を確保していきます。
(3) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)		6,103人 (225室)	小学校の統合や児童数の減少に伴う利用ニーズの減少に合わせるとともに、タイムシェアによる学校施設の利用をしながら、提供体制を確保していきます。
放課後子ども教室		80校	引き続き、放課後子ども教室の開設の支援していきます。
放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携型実施		68校	放課後児童クラブの設置校においては、放課後子ども教室との連携実施を行います。
(4) 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)		215人日 (3か所)	児童養護施設等における受入れに加え、里親への預け入れを検討するなど、必要な提供体制を確保していきます。
(5) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	保健師	75人	出生数の減少に伴い、対象者数は減少が見込まれますが、ハイリスク等への対応を充実させながら、提供体制を確保していきます。
	赤ちゃん訪問員	6人	
	助産師（委託）	37人	

事業名		令和11年度 (2029年度) 末の 確保量	確保方策の概要
(6) 養育支援訪問事業その他要保護児童等支援に資する事業		25世帯 (訪問員18人程度)	対象家庭が抱える問題の複雑化や、対応期間の長期化を踏まえながら、提供体制を確保していきます。
(7) 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)		192,235人日 (21か所)	相談件数や子ども一人当たりの年間平均利用回数の増加を踏まえながら、提供体制を確保していきます。
(8) 一時預かり事業	幼稚園利用	137,670人日	今後のすべてのニーズに対応できるよう、提供体制を確保していきます。
	地域密着型	31,135人日	
(9) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	施設型	5,500人日 (6か所)	現利用定員数を上回る今後のニーズに対応するため、各区内に1か所ずつ計3か所を新たに設置し、提供体制を確保していきます。
	緊急サポート	5,670人日 (270会員)	今後のニーズに対応するため、会員数の増加を図り、提供体制を確保していきます。
(10) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		14,844人日 (1,237会員)	今後のニーズに対応するため、会員数の増加を図り、提供体制を確保していきます。
(11) 妊婦健診		3,603人 44,104人回	すべての妊婦が受診可能なように、全国の協力医療機関において、今後のニーズに対応していきます。
(12) 実費徴収に伴う補足給付事業		221人	申請に基づき、対象者全員に補助を実施することができる提供体制を確保していきます。
(13) 多様な主体の参入促進事業	巡回支援	2回	新たに運営を開始するすべての認定こども園に対して、巡回支援ができる提供体制を確保していきます。
	特別教育・保育経費	6人	対象となるすべての施設に補助ができる提供体制を確保していきます。
(14) 産後ケア事業		宿泊型257日 日帰り型（相談・休息）300日 日帰り型（相談）2,244回 訪問型1,961回 (38か所)	今後のすべてのニーズに対応するため、病床数やスタッフをより確保しやすい医療機関も含め、提供体制を確保していきます。
(15) 子育て世帯訪問支援事業	養育支援訪問	2世帯 (訪問員2人程度)	支援を必要とするすべての家庭に対して、訪問員を派遣できるよう、提供体制を確保していきます。
	ヤングケアラー・ヘルパー派遣	28世帯 (委託事業所10社程度)	支援を必要とするすべての家庭に対して、ヘルパーを派遣できるよう、提供体制を確保していきます。
(16) 妊婦等包括相談支援事業		708人 (助産師37人)	希望する全ての妊婦に対して、助産師が訪問できるよう、提供体制を確保していきます。

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子どもと保護者の身近な場所において、子育て支援に係る情報集約・提供、相談等を実施する取組

〔特定型（保育コーディネーター）〕

認定こども園・保育所等の利用に関する相談、情報提供を行う取組

〔基本型（子ども未来サポートー）〕

認定こども園等やその他子育て支援事業全般に関する相談、情報提供を行う取組

〔こども家庭センター型（こども家庭センター）〕

妊娠婦及び乳幼児の健康保持及び増進に関する包括的支援及び全ての子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた継続的な相談支援まで、切れ目ない支援体制を構築する取組

【実施状況】

〔特定型（保育コーディネーター）〕

各区の子育て支援課に1名ずつ保育コーディネーターを配置しています。

〔基本型（子ども未来サポートー）〕

市内12か所の子育て支援センターにて、認定こども園や保育所の利用相談や地域の子育てトーク・子育てサロンでの出張相談などを実施しています。

〔こども家庭センター型（こども家庭センター）〕

各区のこども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたるまでの、母子保健や育児に関する様々な悩み等への相談事業や個々の家庭に応じた継続的な相談支援を実施しています。

【提供体制の考え方】

〔特定型（保育コーディネーター）〕

保育施設等の利用に関する相談、情報提供を実施するため、利用申請等の窓口となる各区子育て支援課へ配置します。

〔基本型（子ども未来サポートー）〕

場所的に利用しにくい方にも情報が届くよう、乳幼児健診やイベントに出向いて相談・情報提供を行っていきます。また、保育コーディネーターや保健福祉センターとの連携強化を図っていきます。

〔こども家庭センター型（こども家庭センター）〕

児童相談所や各福祉事務所との連携に加えて、各区健康支援課（保健福祉センター）との連携強化を図り、電話や来所された方からの相談に対応し、必要に応じて訪問での相談事業を行うなど、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行っていきます。

【量の見込みと確保の内容】

提供区域		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全体	①量の見込み	18か所	18か所	18か所	18か所	18か所
	特定型(保育コーディネーター)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	基本型(子ども未来センター)	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所
	こども家庭センタ一型(こども家庭センター)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	②確保の内容	18か所	18か所	18か所	18か所	18か所
	特定型(保育コーディネーター)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	基本型(子ども未来センター)	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所
	こども家庭センタ一型(こども家庭センター)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

〈提供区域別〉

提供区域		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
葵区	①量の見込み	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
	特定型(保育コーディネーター)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	基本型(子ども未来センター)	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
	こども家庭センタ一型(こども家庭センター)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	②確保の内容	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
	特定型(保育コーディネーター)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	基本型(子ども未来センター)	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
	こども家庭センタ一型(こども家庭センター)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
駿河区	①量の見込み	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
	特定型(保育コーディネーター)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	基本型(子ども未来センター)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	こども家庭センタ一型(こども家庭センター)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	②確保の内容	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
	特定型(保育コーディネーター)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	基本型(子ども未来センター)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	こども家庭センタ一型(こども家庭センター)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

清水区	①量の見込み	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
	特定型(保育コーディネーター)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	基本型(子ども未来センター)	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
	こども家庭センター型(こども家庭センター)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	②確保の内容	5か所	6か所	6か所	6か所	6か所
	特定型(保育コーディネーター)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	基本型(子ども未来センター)	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
	こども家庭センター型(こども家庭センター)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(2) 時間外保育事業（延長保育）

【事業概要】

認定こども園、保育所等において、保育標準時間認定及び保育短時間認定の在園児に対し、通常の保育時間を超えて保育を実施する取組

【実施状況】

市立認定こども園等（59か所）、私立認定こども園等（105か所）において実施しています。

【提供体制の考え方】

各認定こども園等において、臨時的な利用者も含め受け入れしており、今後もすべてのニーズに対応できる提供体制を確保していきます。

【量の見込みと確保の内容】

提供区域		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全体	①量の見込み	4,463人	4,410人	4,376人	4,331人	4,324人
	②確保の内容	4,463人	4,410人	4,376人	4,331人	4,324人

〈提供区域別〉

提供区域		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
静岡中央	①量の見込み	404人	403人	399人	393人	389人
	②確保の内容	404人	403人	399人	393人	389人
静岡北	①量の見込み	272人	266人	262人	256人	253人
	②確保の内容	272人	266人	262人	256人	253人
静岡城北	①量の見込み	419人	415人	412人	408人	404人
	②確保の内容	419人	415人	412人	408人	404人
静岡東	①量の見込み	383人	380人	379人	377人	375人
	②確保の内容	383人	380人	379人	377人	375人
静岡西北	①量の見込み	169人	166人	165人	163人	161人
	②確保の内容	169人	166人	165人	163人	161人
静岡山間	①量の見込み	2人	2人	2人	2人	1人
	②確保の内容	2人	2人	2人	2人	1人
静岡東南	①量の見込み	376人	373人	373人	371人	376人
	②確保の内容	376人	373人	373人	371人	376人

提供区域		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
静岡西南	①量の見込み	634人	629人	627人	625人	634人
	②確保の内容	634人	629人	627人	625人	634人
静岡長田	①量の見込み	388人	389人	389人	389人	394人
	②確保の内容	388人	389人	389人	389人	394人
清水羽衣	①量の見込み	389人	382人	375人	371人	367人
	②確保の内容	389人	382人	375人	371人	367人
清水有度	①量の見込み	482人	478人	479人	476人	478人
	②確保の内容	482人	478人	479人	476人	478人
清水庵原	①量の見込み	463人	447人	436人	425人	419人
	②確保の内容	463人	447人	436人	425人	419人
清水山間	①量の見込み	6人	6人	6人	5人	5人
	②確保の内容	6人	6人	6人	5人	5人
由比蒲原	①量の見込み	76人	74人	72人	70人	68人
	②確保の内容	76人	74人	72人	70人	68人

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を目的に、小学校や児童館等に専用室を設けて、家庭に代わる遊びや生活の場の提供を行う取組

【実施状況】

公設児童クラブ（84か所 205室）及び民間補助児童クラブ（11箇所 13室）において実施しています。

【提供体制の考え方】

平成27年に策定した「静岡市子ども・子育て支援プラン」以降、児童数が減少するなかでも、児童クラブの利用ニーズ量は年々増加しており、不足する受け皿の確保や支援単位の適正化を図るため、数多くの児童クラブ室の整備等を進めてきました。

しかし、歯止めがかからない児童数の減少に伴い、今回「量の見込み」として推計したニーズは令和7年度以降、徐々に減少に転じる見込みです。ただ、学区によっては一時的に定員を上回る申請が見込まれるため、1日あたりの利用率を踏まえた定員設定での受入れやタイムシェアによる学校施設の利用により事業量の確保を行っていきます。

一方で、中山間地など放課後児童健全育成事業を実施しない小学校区では、放課後子ども教室、ファミリー・サポート・センター事業等の活用や、地域の協力を得た他の方策等により地域のニーズに対応していきます。

また、放課後児童健全育成事業の事業量の確保にあたっては、国の「放課後児童対策パッケージ」を踏まえ、次代を担う人材育成や児童の安全確保等の観点から、放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携型での実施を推進するとともに、地域の民間の事業主体による事業とともに事業量の確保を進めます。

【量の見込みと確保の内容】

※単位：室＝設置室数

提供区域		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全体	①量の見込み	6,780 人	6,616 人	6,427 人	6,275 人	6,103 人
	1年生	2,030 人	1,989 人	1,905 人	1,908 人	1,819 人
	2年生	1,938 人	1,856 人	1,826 人	1,749 人	1,752 人
	3年生	1,513 人	1,488 人	1,432 人	1,403 人	1,345 人
	4年生	844 人	841 人	820 人	779 人	772 人
	5年生	338 人	331 人	327 人	322 人	304 人
	6年生	117 人	111 人	117 人	114 人	111 人
	②確保の内容	6,770 人 228 室	6,616 人 226 室	6,427 人 226 室	6,275 人 226 室	6,103 人 225 室

〈提供区域別〉

※単位：室＝設置室数

提供区域		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
静岡中央	①量の見込み	746人	736人	709人	695人	691人
	1年生	220人	221人	206人	212人	215人
	2年生	207人	200人	203人	188人	195人
	3年生	168人	159人	153人	154人	143人
	4年生	92人	99人	90人	86人	86人
	5年生	41人	40人	41人	38人	37人
	6年生	18人	17人	16人	17人	15人
	②確保の内容	742人 24室	736人 24室	709人 24室	695人 24室	691人 24室
	①量の見込み	423人	423人	413人	416人	406人
	1年生	132人	130人	118人	131人	120人
	2年生	113人	125人	121人	109人	121人
	3年生	94人	84人	95人	93人	84人
	4年生	57人	60人	52人	59人	56人
	5年生	20人	18人	19人	17人	19人
	6年生	7人	6人	8人	7人	6人
	②確保の内容	423人 16室	423人 16室	413人 16室	416人 16室	406人 16室
静岡北	①量の見込み	673人	658人	647人	636人	623人
	1年生	215人	196人	192人	194人	187人
	2年生	193人	197人	178人	176人	178人
	3年生	132人	143人	149人	137人	135人
	4年生	80人	73人	80人	82人	74人
	5年生	43人	39人	37人	38人	39人
	6年生	10人	10人	11人	9人	10人
	②確保の内容	673人 22室	658人 22室	647人 22室	636人 22室	623人 22室
	①量の見込み	583人	565人	560人	535人	522人
	1年生	188人	168人	177人	157人	161人
	2年生	164人	163人	147人	157人	141人
	3年生	122人	127人	127人	115人	121人
	4年生	70人	66人	69人	68人	61人
	5年生	30人	31人	29人	29人	28人
	6年生	9人	10人	11人	9人	10人
	②確保の内容	583人 17室	565人 17室	560人 17室	535人 17室	522人 17室

※単位：室＝設置室数

提供区域		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
静岡西北	①量の見込み	288人	283人	271人	253人	263人
	1年生	87人	84人	76人	73人	90人
	2年生	86人	79人	77人	69人	68人
	3年生	65人	70人	66人	62人	56人
	4年生	35人	34人	36人	34人	33人
	5年生	12人	13人	12人	12人	12人
	6年生	3人	3人	4人	3人	4人
	②確保の内容	288人 10室	283人 10室	271人 10室	253人 10室	263人 10室
静岡山間	①量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
	1年生	0人	0人	0人	0人	0人
	2年生	0人	0人	0人	0人	0人
	3年生	0人	0人	0人	0人	0人
	4年生	0人	0人	0人	0人	0人
	5年生	0人	0人	0人	0人	0人
	6年生	0人	0人	0人	0人	0人
	②確保の内容	0人 0室	0人 0室	0人 0室	0人 0室	0人 0室
静岡東南	①量の見込み	606人	584人	593人	587人	569人
	1年生	180人	169人	194人	178人	163人
	2年生	178人	168人	159人	182人	166人
	3年生	130人	135人	128人	122人	139人
	4年生	84人	74人	76人	69人	67人
	5年生	25人	30人	27人	27人	25人
	6年生	9人	8人	9人	9人	9人
	②確保の内容	600人 19室	584人 19室	593人 19室	587人 19室	569人 19室
静岡西南	①量の見込み	792人	792人	757人	747人	710人
	1年生	235人	257人	219人	240人	200人
	2年生	244人	213人	234人	199人	217人
	3年生	175人	185人	161人	177人	153人
	4年生	91人	95人	101人	85人	97人
	5年生	33人	30人	31人	33人	29人
	6年生	14人	12人	11人	13人	14人
	②確保の内容	792人 27室	792人 27室	757人 27室	747人 27室	710人 26室

※単位：室=設置室数

提供区域		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
静岡長田	①量の見込み	576人	562人	546人	540人	531人
	1年生	172人	170人	161人	169人	162人
	2年生	156人	156人	155人	147人	154人
	3年生	139人	130人	127人	124人	117人
	4年生	76人	73人	69人	68人	67人
	5年生	23人	24人	24人	23人	23人
	6年生	10人	9人	10人	9人	8人
	②確保の内容	576人 19室	562人 19室	546人 19室	540人 19室	531人 19室
清水羽衣	①量の見込み	596人	579人	573人	576人	581人
	1年生	175人	173人	172人	177人	182人
	2年生	171人	171人	169人	167人	167人
	3年生	135人	121人	125人	123人	123人
	4年生	75人	74人	67人	67人	68人
	5年生	30人	32人	30人	31人	31人
	6年生	10人	8人	10人	11人	10人
	②確保の内容	596人 22室	579人 22室	573人 22室	576人 22室	581人 22室
清水有度	①量の見込み	701人	667人	640人	606人	593人
	1年生	199人	199人	191人	179人	180人
	2年生	204人	176人	179人	173人	163人
	3年生	159人	154人	135人	135人	133人
	4年生	88人	89人	86人	72人	75人
	5年生	38人	35人	36人	34人	29人
	6年生	13人	14人	13人	13人	13人
	②確保の内容	701人 22室	667人 22室	640人 22室	606人 22室	593人 22室
清水庵原	①量の見込み	625人	594人	558人	528人	474人
	1年生	177人	169人	156人	153人	119人
	2年生	184人	165人	158人	145人	143人
	3年生	149人	141人	127人	122人	110人
	4年生	75人	83人	77人	70人	69人
	5年生	31人	27人	31人	29人	24人
	6年生	9人	9人	9人	9人	9人
	②確保の内容	625人 21室	594人 21室	558人 21室	528人 21室	474人 21室

※単位：室=設置室数

提供区域		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
清水山間	①量の見込み	45人	48人	38人	39人	30人
	1年生	12人	11人	9人	11人	7人
	2年生	11人	11人	9人	7人	8人
	3年生	13人	16人	12人	10人	8人
	4年生	5人	5人	5人	5人	4人
	5年生	3人	4人	2人	5人	2人
	6年生	1人	1人	1人	1人	1人
	②確保の内容	45人 2室	48人 2室	38人 2室	39人 2室	30人 2室
由比蒲原	①量の見込み	126人	125人	122人	117人	110人
	1年生	38人	42人	34人	34人	33人
	2年生	27人	32人	37人	30人	31人
	3年生	32人	23人	27人	29人	23人
	4年生	16人	16人	12人	14人	15人
	5年生	9人	8人	8人	6人	6人
	6年生	4人	4人	4人	4人	2人
	②確保の内容	126人 7室	125人 5室	122人 5室	117人 5室	110人 5室

(3) 総合的な放課後子ども対策の推進

【事業概要】

地域との連携・協働により、放課後に学校施設を活用し、児童が様々な学習活動や体験活動などに取り組むことで、安全・安心で充実した子どもの交流の場及び体験の場とすることを目的とした取組

【実施状況】

令和5年度末までに81校で放課後子ども教室を開設し、うち67校は連携型により実施しています。

放課後子ども教室開設校については、児童クラブと放課後子ども教室の連携型による実施を支援し、放課後子ども教室未開設校については、開設に向けた支援を実施しています。

【連携型実施の基本的考え方】

国の「放課後児童対策パッケージ」を踏まえ、放課後児童対策の一層の強化を図るために、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場を提供することが必要です。そのため、原則として児童クラブのある学校において、連携型により実施することとします。

「連携型」とは、児童クラブに在籍している児童も含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるものをいいます。

連携型には、同一小学校内等で放課後子ども教室及び放課後児童クラブを実施している「校内交流型」も含みます。

【連携型実施の今後の方針】

校内交流型を含む連携型の事業実施については、児童クラブに在籍する児童も含む全ての児童が放課後子ども教室のプログラムに参加できるよう、引き続き教育委員会と子ども未来局が緊密に連携していきます。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
放課後児童クラブ	69校	68校	68校	68校	68校
放課後子ども教室	81校	80校	80校	80校	80校
児童クラブと子ども教室の連携型実施	69校	68校	68校	68校	68校

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【事業概要】

保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由により子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において必要な保護を実施する取組

【実施状況】

各区役所の子育て支援課（こども家庭センター）を申請窓口として、市内の乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設の計3か所において実施しています。

【実施施設：静岡乳児院、児童養護施設静岡ホーム、母子生活支援施設千代田寮】

【提供体制の考え方】

子育て短期支援事業の実施施設の受け入れ実績等を踏まえ、現在の体制によりニーズ量に対応するとともに、さらに利用しやすいものにするために里親への預け入れを検討する等、引き続き必要な体制を確保していきます。

【量の見込みと確保の内容】

※単位：人日＝延べ利用人数

提供区域	①量の見込み		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全体 確 保 の 内 容	②実施施設	215人日	215人日	215人日	215人日	215人日	215人日
	乳児院	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	児童養護施設	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	母子生活支援施設	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、保護者の状況や養育環境等を踏まえ、養育についての相談に応じ、助言などの子育て支援を行う取組

【実施状況】

子どもが生まれた家庭に対し、出生連絡（「出生連絡はがき」の提出またはインターネット専用フォームでの申込）をお願いしており、この連絡を受け委託団体の助産師や市の保健師が家庭を訪問しています。また、生後2～3か月で出生連絡がない家庭には、住民基本台帳の情報を基に「赤ちゃん訪問依頼票（はがき）」の提出を依頼していたが、訪問までの期間を短縮し、早期の訪問を実施するため、令和6年度からは、住民基本台帳の情報を基に電話等による勧奨を行い訪問の調整を行い、連絡がつかない家庭には、市の保健師等が家庭を訪問しフォローを実施しています。

【提供体制の考え方】

現行の実施体制により、今後も乳児のいる家庭への訪問が可能であると見込まれます。

出生数の減少に伴い、訪問数は減少傾向と見込んでいますが、現行の実施体制を維持しながら、ハイリスクの対応等を充実させてきます。

【量の見込みと確保の内容】

提供区域			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全体	①量の見込み		3,741人	3,690人	3,643人	3,593人	3,540人
	②確 保 の 内 容	保健師	75人	75人	75人	75人	75人
		赤ちゃん訪問員	6人	6人	6人	6人	6人
		助産師（委託）	37人	37人	37人	37人	37人

〈提供区域別〉

提供区域			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
葵区	①量の見込み		1,337人	1,316人	1,301人	1,276人	1,256人
	②確 保 の 内 容	保健師	26人	26人	26人	26人	26人
		赤ちゃん訪問員	2人	2人	2人	2人	2人
		助産師（委託）	13人	13人	13人	13人	13人

提供区域			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
駿河区	①量の見込み		1,353人	1,341人	1,332人	1,325人	1,311人
	② 確 保 の 内 容	保健師	22人	22人	22人	22人	22人
		赤ちゃん訪問員	2人	2人	2人	2人	2人
		助産師（委託）	12人	12人	12人	12人	12人
清水区	①量の見込み		1,051人	1,033人	1,010人	992人	973人
	② 確 保 の 内 容	保健師	27人	27人	27人	27人	27人
		赤ちゃん訪問員	2人	2人	2人	2人	2人
		助産師（委託）	12人	12人	12人	12人	12人

(6) 養育支援訪問事業その他要保護児童等支援に資する事業

【事業概要】

養育の支援が特に必要な家庭に保育士等の資格を持った訪問員を派遣して、養育者の養育能力を向上させるための専門的相談支援を実施する事業(養育支援訪問事業)など、特に保護や支援が必要な子どもや家庭への支援を行う取組

【実施状況】

保健福祉センター、児童相談所等の支援機関から依頼を受けて中核機関（子育て支援課）が対象家庭を訪問・調査し、養育者の同意のもと、支援開始を決定しています。その後、訪問員を調整し派遣。支援の内容・期間・方法の決定にあたっては、各区の要保護児童対策地域協議会に諮問を実施しています。

【提供体制の考え方】

R 6.4.1 時点で、養育支援訪問員21人のうち専門的支援担当（保育士等有資格者）の登録者数は18人（R 5年度末に5人増員）となっています。量の見込み（25世帯）に対して1人で約1.4世帯の担当ができる体制です。

対象となる家庭がもつ問題は複雑化しており、また短期間では問題が解消されない家庭も増えているため、引き続き、現在の実施体制を確保できるよう取り組んでいきます。

【量の見込みと確保の内容】

提供区域		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全体	①量の見込み	25世帯	25世帯	25世帯	25世帯	25世帯
	②確保の内容	訪問員 18人程度	訪問員 18人程度	訪問員 18人程度	訪問員 18人程度	訪問員 18人程度

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

【事業概要】

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う取組

【実施状況】

21か所の子育て支援センター(葵区7、駿河区6、清水区8)において実施しています。子育て支援センターは、安心して遊べる場所、母親同士の情報交換、専門職員による子育ての悩みなど相談できる施設です。

【提供体制の考え方】

子育て支援センターの利用対象世帯は、少子化により減少傾向にあり、R5年度の利用実績はH30年度より減少しています。一方、コロナ禍以降、利用者数が回復途中であること、職員への相談件数が増加していること、子ども一人当たりの年間平均利用回数が増加していることから、現在の提供体制を確保していきます。

(葵区：7か所、駿河区：6か所、清水区：由比、蒲原を含め8か所)

【量の見込みと確保の内容】

※単位：人回＝延べ利用回数

提供区域		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全体	①量の見込み	205,054人回	200,781人回	199,367人回	197,736人回	192,235人回
		21か所	21か所	21か所	21か所	21か所
	②確保の内容	21か所	21か所	21か所	21か所	21か所

〈提供区域別〉

※単位：人回＝延べ利用回数

提供区域		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
葵区	①量の見込み	83,692人回	81,948人回	81,371人回	80,705人回	78,460人回
		7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
	②確保の内容	7か所 (83,692人回)	7か所 (83,692人回)	7か所 (83,692人回)	7か所 (83,692人回)	7か所 (83,692人回)
駿河区	①量の見込み	82,319人回	80,604人回	80,036人回	79,381人回	77,173人回
		6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
	②確保の内容	6か所 (82,319人回)	6か所 (82,319人回)	6か所 (82,319人回)	6か所 (82,319人回)	6か所 (82,319人回)
清水区	①量の見込み	39,043人回	38,229人回	37,960人回	37,650人回	36,602人回
		8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
	②確保の内容	8か所 (39,043人回)	8か所 (39,043人回)	8か所 (39,043人回)	8か所 (39,043人回)	8か所 (39,043人回)

(8) 一時預かり事業

【事業概要】

保護者の病気等により家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間に保育園、幼稚園、その他の場所において、一時的な預かりを実施する取組

【実施状況】

市立園（56園）、私立園（96園）、幼稚園（21園）、中央子育て支援センター（2か所）、待機児童園（3か所）において実施しています。

【提供体制の考え方】

〔幼稚園利用〕

各幼稚園等において、臨時的な利用者も含め受け入れしており、今後もすべてのニーズに対応できる提供体制を確保していきます。

〔その他利用（地域密着型）〕

認定こども園・保育所等については、各認定こども園等において、臨時的な利用者も含め受け入れしており、今後もすべてのニーズに対応できる提供体制を確保していきます。

中央子育て支援センターについては、静岡中央と清水中央の子育て支援センターでは、土日祝日や早朝夜間などのニーズに対応可能な最大値とします。

待機児童園については、各待機児童園において、現在のニーズに対する受入れができるおり、今後もすべてのニーズに対応できる提供体制を確保していきます。

【量の見込みと確保の内容】

〔幼稚園利用〕

※単位：人日＝延べ利用人数

提供区域		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全体	①量の見込み	154,492 人日	148,654 人日	141,882 人日	138,447 人日	137,670 人日
	1号認定	43,258 人日	41,623 人日	39,727 人日	38,765 人日	38,548 人日
	2号認定	111,234 人日	107,031 人日	102,155 人日	99,682 人日	99,122 人日
	②確保の内容	154,492 人日	148,654 人日	141,882 人日	138,447 人日	137,670 人日

〈提供区域別〉

※単位：人日＝延べ利用人数

提供区域		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
静岡中央	①量の見込み	14,211人日	13,935人日	13,508人日	13,143人日	12,924人日
	1号認定	3,979人日	3,902人日	3,782人日	3,680人日	3,619人日
	2号認定	10,232人日	10,033人日	9,726人日	9,463人日	9,305人日
	②確保の内容	14,211人日	13,935人日	13,508人日	13,143人日	12,924人日
静岡北	①量の見込み	9,503人日	9,321人日	8,994人日	8,702人日	8,557人日
	1号認定	2,661人日	2,610人日	2,518人日	2,437人日	2,396人日
	2号認定	6,842人日	6,711人日	6,476人日	6,265人日	6,161人日
	②確保の内容	9,503人日	9,321人日	8,994人日	8,702人日	8,557人日
静岡城北	①量の見込み	15,997人日	15,705人日	15,196人日	14,844人日	14,577人日
	1号認定	4,479人日	4,397人日	4,255人日	4,156人日	4,082人日
	2号認定	11,518人日	11,308人日	10,941人日	10,688人日	10,495人日
	②確保の内容	15,997人日	15,705人日	15,196人日	14,844人日	14,577人日
静岡東	①量の見込み	11,409人日	11,251人日	10,911人日	10,766人日	10,571人日
	1号認定	3,195人日	3,150人日	3,055人日	3,014人日	2,960人日
	2号認定	8,214人日	8,101人日	7,856人日	7,752人日	7,611人日
	②確保の内容	11,409人日	11,251人日	10,911人日	10,766人日	10,571人日
静岡西北	①量の見込み	5,486人日	5,316人日	5,122人日	4,940人日	4,818人日
	1号認定	1,536人日	1,488人日	1,434人日	1,383人日	1,349人日
	2号認定	3,950人日	3,828人日	3,688人日	3,557人日	3,469人日
	②確保の内容	5,486人日	5,316人日	5,122人日	4,940人日	4,818人日
静岡山間	①量の見込み	97人日	73人日	85人日	73人日	61人日
	1号認定	27人日	20人日	24人日	20人日	17人日
	2号認定	70人日	53人日	61人日	53人日	44人日
	②確保の内容	97人日	73人日	85人日	73人日	61人日
静岡東南	①量の見込み	13,314人日	12,610人日	12,076人日	11,858人日	12,113人日
	1号認定	3,728人日	3,531人日	3,381人日	3,320人日	3,392人日
	2号認定	9,586人日	9,079人日	8,695人日	8,538人日	8,721人日
	②確保の内容	13,314人日	12,610人日	12,076人日	11,858人日	12,113人日
静岡西南	①量の見込み	23,170人日	21,968人日	20,864人日	20,487人日	20,851人日
	1号認定	6,488人日	6,151人日	5,842人日	5,736人日	5,838人日
	2号認定	16,682人日	15,817人日	15,022人日	14,751人日	15,013人日
	②確保の内容	23,170人日	21,968人日	20,864人日	20,487人日	20,851人日
静岡長田	①量の見込み	15,135人日	14,285人日	13,581人日	13,314人日	13,521人日
	1号認定	4,238人日	4,000人日	3,803人日	3,728人日	3,786人日
	2号認定	10,897人日	10,285人日	9,778人日	9,586人日	9,735人日
	②確保の内容	15,135人日	14,285人日	13,581人日	13,314人日	13,521人日
清水羽衣	①量の見込み	12,538人日	12,016人日	11,239人日	10,875人日	10,693人日
	1号認定	3,511人日	3,364人日	3,147人日	3,045人日	2,994人日
	2号認定	9,027人日	8,652人日	8,092人日	7,830人日	7,699人日
	②確保の内容	12,538人日	12,016人日	11,239人日	10,875人日	10,693人日

※単位：人日=延べ利用人数

提供区域		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
清水有度	①量の見込み	17,295 人日	16,676 人日	15,839 人日	15,511 人日	15,414 人日
	1号認定	4,843 人日	4,669 人日	4,435 人日	4,343 人日	4,316 人日
	2号認定	12,452 人日	12,007 人日	11,404 人日	11,168 人日	11,098 人日
	②確保の内容	17,295 人日	16,676 人日	15,839 人日	15,511 人日	15,414 人日
清水庵原	①量の見込み	13,278 人日	12,598 人日	11,773 人日	11,312 人日	11,069 人日
	1号認定	3,718 人日	3,527 人日	3,296 人日	3,167 人日	3,099 人日
	2号認定	9,560 人日	9,071 人日	8,477 人日	8,145 人日	7,970 人日
	②確保の内容	13,278 人日	12,598 人日	11,773 人日	11,312 人日	11,069 人日
清水山間	①量の見込み	437 人日	376 人日	352 人日	328 人日	316 人日
	1号認定	122 人日	105 人日	99 人日	92 人日	88 人日
	2号認定	315 人日	271 人日	253 人日	236 人日	228 人日
	②確保の内容	437 人日	376 人日	352 人日	328 人日	316 人日
由比蒲原	①量の見込み	2,622 人日	2,524 人日	2,342 人日	2,294 人日	2,185 人日
	1号認定	734 人日	707 人日	656 人日	642 人日	612 人日
	2号認定	1,888 人日	1,817 人日	1,686 人日	1,652 人日	1,573 人日
	②確保の内容	2,622 人日	2,524 人日	2,342 人日	2,294 人日	2,185 人日

【量の見込みと確保の内容】

[その他利用（地域密着型）]

※単位：人日=延べ利用人数

提供区域		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全体	①量の見込み	28,019 人日	27,371 人日	26,877 人日	26,367 人日	26,101 人日
	②確保の内容	32,336 人日	31,930 人日	31,621 人日	31,302 人日	31,135 人日
	認定こども園・保育所等	12,747 人日	12,452 人日	12,227 人日	11,995 人日	11,874 人日
	中央子育て支援センター	14,800 人日	14,800 人日	14,800 人日	14,800 人日	14,800 人日
	待機児童園	4,789 人日	4,678 人日	4,594 人日	4,507 人日	4,461 人日

〈提供区域別〉

[その他利用（地域密着型）]【認定こども園・保育所等】

※単位：人日=延べ利用人数

提供区域		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
静岡中央	①量の見込み	1,010 人日	993 人日	975 人日	959 人日	941 人日
	②確保の内容	1,010 人日	993 人日	975 人日	959 人日	941 人日
静岡北	①量の見込み	820 人日	802 人日	787 人日	769 人日	757 人日
	②確保の内容	820 人日	802 人日	787 人日	769 人日	757 人日
静岡城北	①量の見込み	1,238 人日	1,216 人日	1,193 人日	1,170 人日	1,150 人日
	②確保の内容	1,238 人日	1,216 人日	1,193 人日	1,170 人日	1,150 人日
静岡東	①量の見込み	1,156 人日	1,133 人日	1,112 人日	1,094 人日	1,072 人日
	②確保の内容	1,156 人日	1,133 人日	1,112 人日	1,094 人日	1,072 人日
静岡西北	①量の見込み	514 人日	502 人日	497 人日	485 人日	476 人日
	②確保の内容	514 人日	502 人日	497 人日	485 人日	476 人日

提供区域		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
静岡山間	①量の見込み	24 人日	20 人日	21 人日	19 人日	19 人日
	②確保の内容	24 人日	20 人日	21 人日	19 人日	19 人日
静岡東南	①量の見込み	1,281 人日	1,255 人日	1,239 人日	1,221 人日	1,227 人日
	②確保の内容	1,281 人日	1,255 人日	1,239 人日	1,221 人日	1,227 人日
静岡西南	①量の見込み	1,826 人日	1,792 人日	1,766 人日	1,742 人日	1,751 人日
	②確保の内容	1,826 人日	1,792 人日	1,766 人日	1,742 人日	1,751 人日
静岡長田	①量の見込み	1,174 人日	1,149 人日	1,133 人日	1,118 人日	1,120 人日
	②確保の内容	1,174 人日	1,149 人日	1,133 人日	1,118 人日	1,120 人日
清水羽衣	①量の見込み	1,075 人日	1,049 人日	1,021 人日	1,000 人日	983 人日
	②確保の内容	1,075 人日	1,049 人日	1,021 人日	1,000 人日	983 人日
清水有度	①量の見込み	1,332 人日	1,290 人日	1,264 人日	1,232 人日	1,213 人日
	②確保の内容	1,332 人日	1,290 人日	1,264 人日	1,232 人日	1,213 人日
清水庵原	①量の見込み	1,025 人日	990 人日	966 人日	942 人日	928 人日
	②確保の内容	1,025 人日	990 人日	966 人日	942 人日	928 人日
清水山間	①量の見込み	68 人日	63 人日	61 人日	57 人日	56 人日
	②確保の内容	68 人日	63 人日	61 人日	57 人日	56 人日
由比蒲原	①量の見込	204 人日	198 人日	192 人日	187 人日	181 人日
	②確保の内容	204 人日	198 人日	192 人日	187 人日	181 人日

〔その他利用（地域密着型）】【中央子育て支援センター】

※単位：人日＝延べ利用人数

提供区域		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全体	①量の見込み	10,483 人日	10,241 人日	10,056 人日	9,865 人日	9,766 人日
	②確保の内容	14,800 人日	14,800 人日	14,800 人日	14,800 人日	14,800 人日

〔その他利用（地域密着型）】【待機児童園】

※単位：人日＝延べ利用人数

提供区域		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全体	①量の見込み	4,789 人日	4,678 人日	4,594 人日	4,507 人日	4,461 人日
	②確保の内容	4,789 人日	4,678 人日	4,594 人日	4,507 人日	4,461 人日

※〔その他利用（地域密着型）〕における「中央子育て支援センター」及び「待機児童園」は、提供区域を限定した受入としていないため、市全体で算出

(9) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業〔病児・緊急対応強化事業〕

【事業概要】

〔病児保育事業・・・施設型〕

子どもが発熱等の急な病気になった場合、病院、保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を実施する取組

〔子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）・・・緊急サポート〕

子どもが発熱等の病気になった場合などに、事前に登録している「援助を受けたい人（おねがい会員）」が「援助を行いたい人（まかせて会員）」に子どもを預けることにより、子育てを助けあう取組

【実施状況】

〔施設型〕

市内3か所（各区1か所）において実施しています。開設日は平日のみとなっています。

〔緊急サポート〕

市内1か所（葵区）に事務所を設け、おねがい会員とまかせて会員の利用調整、会員の登録業務等を実施しています。病後児、緊急時の預かりなどを助け合う有償ボランティアで、土日祝日も対応しています。

【提供体制の考え方】

〔施設型〕

現在3区1か所ずつ設置していますが、定員を上回るニーズに対応するため、新たに各区1か所ずつ提供体制を確保していきます。

〔緊急サポート〕

「まかせて会員」が必要な知識・技術を習得するための研修を行い、また、事業の周知PRで会員数の増加を図り提供体制を確保していきます。

【量の見込みと確保の内容】

※単位：人日＝延べ利用人数、会員＝まかせて会員数

提供区域		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全体	①量の見込み	12,345 人日	11,981 人日	11,618 人日	11,279 人日	10,949 人日
	②確保の内容	7,330 人日	8,540 人日	9,750 人日	9,450 人日	11,170 人日
	施設型	2,500 人日	3,500 人日	4,500 人日	5,500 人日	5,500 人日
		3 か所	4 か所	5 か所	6 か所	6 か所
	緊急サポート	4,830 人日	5,040 人日	5,250 人日	5,460 人日	5,670 人日
		230 会員	240 会員	250 会員	260 会員	270 会員

〈提供区域別〉

〔施設型〕

※単位：人日＝延べ利用人数

提供区域		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
葵区	①量の見込み	3,494 人日	3,407 人日	3,299 人日	3,204 人日	3,110 人日
	②確保の内容	1,000 人日	2,000 人日	2,000 人日	2,000 人日	2,000 人日
		1 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
駿河区	①量の見込み	2,479 人日	2,412 人日	2,358 人日	2,306 人日	2,258 人日
	②確保の内容	750 人日	750 人日	1,750 人日	1,750 人日	1,750 人日
		2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
清水区	①量の見込み	2,044 人日	1,964 人日	1,891 人日	1,819 人日	1,746 人日
	②確保の内容	750 人日	750 人日	750 人日	1,750 人日	1,750 人日
		1 か所	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所

〔緊急サポート〕

※単位：人日＝延べ利用人数、会員＝まかせて会員数

提供区域		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全体	①量の見込み	4,328 人日	4,198 人日	4,070 人日	3,950 人日	3,835 人日
	②確保の内容	4,830 人日	5,040 人日	5,250 人日	5,460 人日	5,670 人日
		230 会員	240 会員	250 会員	260 会員	270 会員

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

子どもの一時的な預かりや移動支援などの援助を受けることを希望する者と、これらの援助を行うことを希望する者との連絡・調整や、援助を行うことを希望する者への講習の実施等の支援を行う取組

【実施状況】

会員同士が送迎や預かりなど有償ボランティアで行い、土日祝日も対応しています。

【提供体制の考え方】

今後のニーズ量に対応するためには、支援の担い手となる「まかせて会員」・「どっちも会員」の数を継続して確保していく必要があることから、事業の周知PRを強化します。

また、「まかせて会員」・「どっちも会員」が必要な知識・技術を習得するための研修機会を増やし、順次、提供体制を確保していきます。

【量の見込みと確保の内容】

※単位：人日=延べ利用人数、会員=まかせて・どっちも会員数

提供区域		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全体	①量の見込み	7,266 人日	7,048 人日	6,833 人日	6,632 人日	6,439 人日
	就学児	3,706 人日	3,594 人日	3,485 人日	3,382 人日	3,284 人日
	未就学児	3,560 人日	3,454 人日	3,348 人日	3,250 人日	3,155 人日
	②確保の内容	13,884 人日	14,124 人日	14,364 人日	14,604 人日	14,844 人日
		1,157 会員	1,177 会員	1,197 会員	1,217 会員	1,237 会員
		就学児	7,081 人日	7,203 人日	7,326 人日	7,448 人日
		未就学児	6,803 人日	6,921 人日	7,038 人日	7,156 人日

(11) 妊婦健診

【事業概要】

安全・安心な分娩や出産のために、妊婦の健康診査に係る経済的負担を軽減することにより、医療機関等への受診を奨励する取組

【実施状況】

妊婦からの「妊娠届出書」の提出を受け、妊娠周期（週数）に応じた公費負担の受診券を交付することにより実施しています。（基本健診最大16回、超音波検査4回、血液検査1回、血算検査1回、GBS検査1回）

※一人当たりの基本健診受診回数（R 2～5年度平均値）：12.24回

①静岡県内の産科医療機関で受診する場合

県内市町の産科医療機関からの請求により、産科医療機関へ健診費用を支払います。

②静岡県外の産科医療機関で受診する場合

里帰り等妊婦健康診査補助金として、受診者からの申請に基づき受診者へ補助金を支払います。（償還払）

【提供体制の考え方】

本事業は、県内の総合病院、診療所、助産所等協力医療機関で受診できるほか、償還払制度により県外の医療機関での受診にも対応しており、全ての妊婦が受診可能な体制となっています。

【量の見込みと確保の内容】

※単位：人日＝延べ健診回数

提供区域		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全体	①量の見込み	3,808 人	3,756 人	3,708 人	3,657 人	3,603 人
		46,608 人回	45,972 人回	45,387 人回	44,764 人回	44,104 人回
市全体	②確保の内容	【実施場所】 全国の協力医療機関				
		【検査項目】 子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、身長、体重、子宮頸がん検診（細胞診）、血液型（ABO 血液型・Rh 血液型・不規則抗体）、血算、血糖、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、梅毒血清反応検査、風疹ウイルス抗体価検査、トキソプラズマ、HIV 抗体、HTLV1、クラミジア検査、超音波検査、B群溶血性レンサ球菌（GBS）				

(12) 実費徴収に伴う補足給付事業

【事業概要】

全ての子どもの円滑な教育・保育等の利用を図るための以下の取組

- ① 認可保育施設を利用する生活保護世帯に対し、特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具等、必要な物品の購入に要する費用等について助成する取組（実費徴収事業）
- ② 私立幼稚園等を利用する年収360万円相当未満世帯の給食費（副食材料費）について助成する取組

【実施状況】

①認可保育施設を利用する生活保護世帯に対し、特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具等、必要な物品の購入に要する費用等の助成を実施しています。

【対象：認定こども園、保育所、小規模保育事業等】

②私立幼稚園等を利用する年収360万円相当未満世帯の給食費（副食材料費）について助成を実施しています。

【提供体制の考え方】

保護者からの申請を受け付け、対象者全員に補助します。

【量の見込みと確保の内容】

提供区域		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全体	①量の見込み	237 人	232 人	227 人	222 人	221 人
	日用品 （保育所等利用）	139 人	136 人	133 人	130 人	129 人
	給食費 （幼稚園利用）	98 人	96 人	94 人	92 人	92 人
	②確保の内容	237 人	232 人	227 人	222 人	221 人
	日用品 （保育所等利用）	139 人	136 人	133 人	130 人	129 人
	給食費 （幼稚園利用）	98 人	96 人	94 人	92 人	92 人

(13) 多様な主体の参入促進事業

【事業概要】

〔巡回支援〕

新たに認定こども園、保育所、小規模保育施設を運営する事業者に対し、巡回支援員が各施設を訪問し、施設の運営等に関する相談・助言等を行う取組

〔費用助成〕

私立認定こども園での健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもの受け入れを促進するため、当該児童を2人以上受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を助成する取組

【実施状況】

〔巡回支援〕

新たに認定こども園、保育所、小規模保育施設を運営する事業者に対し、巡回支援員が各施設を訪問し、施設の運営等に関する相談・助言等を実施しています。

〔費用助成〕

これまでの利用実績はありません。

【提供体制の考え方】

〔巡回支援〕

量の見込みに対して適切に事業が実施できるよう、巡回支援員を確保するとともに、対象施設と連絡調整を図りながら、巡回支援を実施します。

〔費用助成〕

対象となる施設に補助します。

【量の見込みと確保の内容】

提供区域			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全体	①量の見込み	巡回支援	0回	4回	10回	6回	2回
		特別教育・ 保育経費	6人	6人	6人	6人	6人
	②確保の内容	巡回支援	0回	20回	16回	4回	0回
		特別教育・ 保育経費	6人	6人	6人	6人	6人

(14) 産後ケア事業

【事業概要】

出産後1年以内の母子に対して、助産師等が心身のケアや保健指導等を行い、産後の身体的回復や心理的安定を促すとともに、母子のセルフケア能力を育み、健やかな育児ができる環境を整えることを目的とする取組

【実施状況】

対象者の利用申請（利用者が種別・日時・実施事業所を選択）に基づき、実施しています。

利用上限は、1回の出産につき、宿泊型7日、日帰り型（相談と休息タイプ）7日、日帰り型（相談タイプ）と訪問型合わせて7回までとなっています。

【提供体制の考え方】

R5年度は33か所、R6年度は35か所の施設（助産所または助産師）が事業を受託。宿泊型8か所、日帰り型22か所、訪問型29か所でサービスを提供しています。

R7年度以降は、病床数＝ベッド数（特に宿泊型や日帰り型相談・休息タイプに対応）やスタッフ数がより確保しやすい医療機関も含め、利用者増加に対応できる提供体制を確保し、産後ケアを必要とするすべての人が利用できるよう取り組んでいきます。

【量の見込みと確保の内容】

提供区域			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全体	①量の見込み	宿泊型	257 日	257 日	257 日	257 日	257 日
		日帰り型 (相談と休息タイプ)	300 日	300 日	300 日	300 日	300 日
		日帰り型 (相談タイプ)	2,244 回	2,244 回	2,244 回	2,244 回	2,244 回
		訪問型	1,961 回	1,961 回	1,961 回	1,961 回	1,961 回
市全体	②確保の内容	実施施設数	38 か所	38 か所	38 か所	38 か所	38 か所
		宿泊型	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所
		日帰り型 (相談と休息タイプ)	23 か所	23 か所	23 か所	23 か所	23 か所
		日帰り型 (相談タイプ)	25 か所	25 か所	25 か所	25 か所	25 か所
		訪問型	30 か所	30 か所	30 か所	30 か所	30 か所

(15) 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

[養育支援訪問事業]

養育の支援が特に必要な家庭に訪問員を派遣して、養育者の育児・家事能力を向上させるための支援を実施する取組

[ヤングケアラーヘルパー派遣事業]

ヤングケアラーの負担を軽減するため、家事支援等を行うヘルパーを無料で派遣する事業

【実施状況】

[養育支援訪問事業]

保健福祉センター、児童相談所等の支援機関から依頼を受けて中核機関（子育て支援課）が対象家庭を訪問・調査し、養育者の同意のもと、開始決定をします。その後、訪問員を調整し、派遣します。支援の内容・期間・方法の決定にあたっては、各区の要保護児童対策地域協議会に諮問を行います。

[ヤングケアラーヘルパー派遣事業]

ヤングケアラー支援の関係機関や本人からの依頼を受けて、当課が対象世帯を訪問・調査し、保護者の同意のもと、支援の開始を決定します。その後、事業所を調整し世帯へ派遣します。

【提供体制の考え方】

[養育支援訪問事業]

令和6年4月現在、養育支援訪問員21名のうち育児・家事援助担当の登録者数は3名となっており、量の見込み（2世帯）に対して1名で1世帯の担当ができる体制です。
引き続き、現在の実施体制を確保できるよう取り組んでいきます。

[ヤングケアラーヘルパー派遣事業]

令和6年8月現在、事業所との契約数は6事業所となっています。
各事業所、同時期に最低3人のヘルパーを派遣できる体制となっているため、今後の派遣件数に応じ、契約事業所を増やし、引き続き必要な体制を確保していきます。

【量の見込みと確保の内容】
〔養育支援訪問事業〕

提供区域		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全体	①量の見込み	2世帯	2世帯	2世帯	2世帯	2世帯
	②確保の内容	訪問員 2名程度	訪問員 2名程度	訪問員 2名程度	訪問員 2名程度	訪問員 2名程度

〔ヤングケアラーヘルパー派遣事業〕

提供区域		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全体	①量の見込み	14世帯	16世帯	19世帯	23世帯	28世帯
	②確保の内容	委託事業所 6者程度	委託事業所 6者程度	委託事業所 7者程度	委託事業所 8者程度	委託事業所 10者程度

(16) 妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊娠8か月頃、希望に応じて助産師が家庭を訪問し、不安・悩みに応じた個別面談・保健指導を行う取組

【実施状況】

妊娠7か月頃の妊婦宛てに案内通知を送付し、市内助産師会による個別面談・保健指導を実施しています。また、本市独自の取組として、子どもが1歳・2歳の誕生日を迎える月に、希望に応じて保育士等による訪問相談を実施しています。

【提供体制の考え方】

希望するすべての家庭に対して、個別面談・保健指導ができる提供体制を確保しています。

【量の見込みと確保の内容】

提供区域		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全体	①量の見込み (妊婦)	748人	738人	729人	719人	708人
	②確保の内容 (助産師)	37人	37人	37人	37人	37人

第4節 幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の円滑な利用と質の向上のための取組

1 幼児期の教育・保育等の質の確保及び向上

幼児期の教育・保育の提供体制と質の確保に向けて、保育士・保育所支援センターにおける潜在保育士の就職支援や、就職フェアの開催等を通じて、就職時におけるミスマッチを防ぎ、自らが選んだ就職先で長期に働き続けられるよう支援することにより、保育士不足の解消を図ります。また、現在勤務している保育士の離職防止策として、保育補助員の雇用やICT化の推進による業務負担の軽減や給与の改善に取り組み、保育現場で働き続けられる環境整備を進めていくとともに、雇用する保育士の家賃の一部補助及び保育士資格取得等の貸付制度を行います。

また、認定こども園の普及を図るために、幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらかを有する教育・保育従事者に対し、もう片方の免許・資格を取得できるよう支援を行います。

さらに、質の高い幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業のサービスを提供できるよう、保育士や放課後児童支援員などの子ども・子育て支援の担い手の資質向上のために必要な研修機会を確保します。特に、特別な配慮を必要とする子どもをはじめ、一人ひとりを大切にした個に応じた適切な教育・保育を提供できるよう、専門機関と連携した研修を開催するなど、職員の資質向上を図ります。

加えて、こども園課に教育・保育に関する専門性を有する職員である指導主事（幼児教育・保育推進支援員）を配置し、各園への訪問指導を実施するとともに、令和7年度からは、幼児教育センターを設置し、保育士の育成や支援体制の構築にも取り組んでいく予定です。

2 外国につながりのある幼児への支援・配慮

海外から帰国した幼児や外国籍の幼児など、外国につながりのある幼児やその保護者が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援の取組を円滑に利用できるよう、支援と配慮を行います。

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援の取組の利用にあたっては、外国につながりのある幼児の思いが伝わらないことや生活習慣の違いなどによる戸惑いを解消するため、保育士等が生活や食事、文化の違いを理解し、その国の言葉を語りかけたり、絵カードを利用したりするなど、一人ひとりの実態に応じた配慮を行います。

また、外国籍の保護者に自国の文化に関する話をしてもらったり、遊びや料理を紹介してもらったり、外国につながりのある幼児が暮らしていた国の生活について話題にすることで、他の幼児も異なる文化に触れながら、多様性に気付き、興味や関心を高めていくことができるよう適切に援助していきます。

さらに、保護者に施設からの情報が伝わりにくいことなどを解消するため、お便りや配布物をやさしい日本語で作成するとともに、重要な部分にマーカーを引き、ローマ字等で追記するといった個別の対応を行うことにより、保護者とのコミュニケーションを図るなどの保護者支援も行います。

また、ハラール対応として、給食の食材や調理方法については、保護者と相談しながら確認を行っています。なお、クリスマスやハロウィン等宗教的背景を持つ行事への参加を希望しない場合もあるため、事前に保護者への確認を行います。

多様な文化を互いに尊重し、すべての子どもが安心して過ごせるよう支援・配慮していきます。

3 児童虐待防止対策の充実

虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を図るためにには、こども家庭センターと児童相談所との連携に加えて、関係機関の間で情報や支援の方向性を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要です。

本市では、子育て支援にかかる機関が連携を密にし、要保護児童の適切な保護や要支援児童、特定妊婦への適切な支援を図るため、児童福祉法第25条の2第1項の規定による要保護児童対策地域協議会を設置しています。

本協議会において、要保護児童等に関する情報を共有し、関係機関と連携して家庭に対して総合的な支援を行うとともに、協議会の調整機関には、児童福祉法に定める資格をもった調整担当者を配置し、関係機関との連絡調整や適切なケースの進行管理を行います。

また、母子保健と児童福祉の支援の切れ目を解消し、保健福祉センターとこども家庭センターの連携強化を図ります。

加えて、関係機関が児童虐待への理解を深め、対応力を向上させることができる研修会等の開催や支援体制の強化に取り組みます。

さらに、静岡県社会的養育推進計画を踏まえ、子どもが地域で安全に暮らせるための取組や、代替養育を必要とする子どもへの家庭と同様の環境における養育を推進するなど、子ども最善の利益を実現するための支援を実施します。

4 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の母や父は、子育て・仕事・家事等の日常生活全般を一人で担うことが多く、精神的又は経済的負担を感じることがあります。

このような負担を少しでも軽減できるように、ひとり親家庭が抱えるさまざまな問題を解決するため、母子・父子自立支援員等が、ひとり親家庭になった背景や、自身や子どもの年齢、住居、家族、就業状況等を伺い、個々の状況に応じて、関係機関との連携を図りながら相談体制や情報提供の充実を図ります。

また、子育てに係る利用者負担の軽減や手当などの経済的な支援だけでなく、正規雇用への転職につながる資格取得支援などの就労支援や、養育費の確保の支援に取り

組みます。

5 障がい児施策の充実

発達が気になる子どもや、障がいのある子どもとその家庭を支援していくためには、1歳6か月児健診における早期発見に努め、一人ひとりのニーズに沿った乳幼児から成人に至るまでの一貫した支援体制を構築し、適切に支援していくことが重要です。

特別な支援が必要な子どもへの支援の充実を図ることで、幼児・児童・生徒一人ひとりの個性を尊重し、幼児期から学校卒業後までを見通した特別支援教育を実施し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共生社会の実現につなげていきます。

また、多様化・専門化する相談に対応できる体制の整備や、障がいのある子どもの家庭の負担を軽減する福祉サービスの提供を行うとともに、関係機関や学校と連携しながら、発達が気になる子どもや障がいのある子どもが住み慣れた地域で自分らしく豊かで充実した人生を過ごすことができるよう支援していきます。

6 職業生活と家庭生活との両立の推進

職業生活と家庭生活との両立を推進するためには、働きながら子育てができる環境の充実を図ることが重要です。引き続き、子ども・子育て支援の取組に対する市民ニーズの把握に努めながら、保育所等及び放課後児童クラブの待機児童対策や、病児保育や子育て援助活動支援の充実に取り組みます。

また、父親と母親の両方が子育てに参画できるよう、子育て世帯が希望する働き方を分析し、その結果を企業と共有することや、企業が活用できる国の助成金などの両立支援制度の周知を図ることにより、企業側の意識醸成や、勤務制度の拡充を促進し、子育て世帯が働きやすい職場環境の実現を目指します。

さらに、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画について、企業や市民向けに情報発信や啓発活動を行い、男性の子育て参加について、当事者の意識改革や周囲の理解促進に取り組みます。

7 関係機関相互の連携の推進

子ども・子育て支援を推進していくためには、行政組織、民生委員・児童委員協議会や子育てに関する市民活動団体等との連携、そして、地域住民の協力と参加が必要です。そのため、市民に対して積極的に情報提供をしていくとともに、市と各種団体、地域住民との連携を図ります。

子育てに対して多様化するニーズに対応していくため、保育士、教員、保健師などの子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなど、子育て支援を担う幅広い人材の確保・育成に努め、連携を図りながら、地域資源を活かした子育て支援の充実を図ります。

|| 第1節 推進体制

計画の推進にあたっては、審議会を設置し、計画の進行管理や見直し等を行います。

静岡市健康福祉審議会児童福祉専門分科会（静岡市子ども・子育て会議）

社会福祉法第12条第1項及び第2項に基づき児童福祉に関する事項の調査審議を行う機関として、また、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき子ども・子育て支援に関する事項の調査審議等を行う機関として、静岡市健康福祉審議会児童福祉専門分科会（静岡市子ども・子育て会議）を設置しています。

学識経験者、子育て当事者、教育・保育関係者、労使関係者、福祉関係者等を構成員としており、子ども・子育て支援施策の推進について様々な角度から意見をいただきながら、毎年度、計画の進捗状況を点検・評価するなど計画の進行管理や見直し等を行います。

|| 第2節 計画の点検・評価

計画の推進にあたっては、P D C Aサイクル（計画・実行・評価・改善）の考え方方に沿って、前述の推進体制により、毎年度、計画の実施状況や事業効果などについて客観的に点検・評価を行い、必要な改善を実施していきます。

なお、子ども・子育て支援法に基づく幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業については、年度ごとに量の見込みと確保の内容を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。

また、評価の段階で、本計画に定める量の見込みと確保内容が実態と大きく乖離し、著しく供給量が不足することが予想される場合などには、必要に応じて中間年の見直しを検討します。

|| 第3節 計画、制度等の周知

本計画や子ども・子育てに関する支援制度等については、市広報紙、市ホームページ、静岡市子育て応援総合サイト「ちゃむ しづおか」、SNS、パンフレット等の配布物など、様々な手段・媒体を通じて積極的に周知を図っていきます。

